

# 金融庁の1年

(平成21事務年度版)

平成22年9月

金融庁

## はじめに

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成 21 事務年度（21 年 7 月～22 年 6 月）においては、国内では、世界的な金融危機の影響等から厳しい経済情勢が続き、とりわけ中小企業等を取り巻く厳しい状況を踏まえ、金融の円滑化が大きな課題となりました。

こうした中、金融庁においては、中小企業金融円滑化法（21 年 12 月施行）をはじめとする諸施策により、我が国における金融の円滑化に努めてきました。

また、22 年 6 月には改正貸金業法が完全施行されましたが、施行にあたっては「借り手の目線に立った 10 の方策」を取りまとめ、積極的に推進するとともに、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置するなど、円滑な施行等に万全を期すよう取り組みました。

国際的には、金融危機の再発防止を目的とした金融規制改革の議論が進展しました。金融庁としては、より良い国際的な金融規制改革の実現のため、G20 首脳会合や金融安定理事会（FSB）等での議論に積極的に参加してきました。

また、このような国際的な議論において検討された問題や、金融危機の際に我が国金融・資本市場において生じた諸問題等について、どのような制度整備を行っていくべきか、金融システムの安定性・透明性の向上及び投資家保護の確保の観点から検討を行い、「金融・資本市場に係る制度整備について」を 22 年 1 月に公表しました。これを踏まえ、金融商品取引法等の改正法案を提出しました（22 年 5 月成立・公布）。

なお、金融庁では、19 年 7 月からベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けた取組みを進めており、上記の施策を含め、制度の企画立案・検査・監督をベター・レギュレーションの考え方に沿って推進してきました。

本冊子「金融庁の 1 年」は、こうした金融庁の 21 事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 22 年 9 月

金融担当大臣

白見庄三郎

#### 本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、平成 21 年 7 月 1 日から 22 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

# 本編・目次

はじめに

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織

I 概要	1
II 特命担当大臣	1
III 所掌事務	1
IV 組織編成の特徴	1
第2節 平成22年度の体制整備	2

### 第2章 金融庁の行政運営

#### 第1節 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

I 概要	3
II ベター・レギュレーションの進捗状況	3

#### 第2節 財務局との連携

#### 第3節 職員の任用等

I 平成21事務年度における職員の任用	5
II 服務規律の確保	6
III 法令等遵守調査室における情報受付	6

#### 第4節 研究

I 金融庁における研究	7
II 専門性の高い調査研究の実施	7

#### 第5節 研修

I 金融庁における研修	10
II 研修の実績	10

#### 第6節 行政情報化の推進

I 概要	12
II 取組み実績	12

#### 第7節 報道・広報

I 報道対応	15
II 広報活動	15

#### 第8節 情報公開等

I 開示請求の動向	17
II 文書管理等の状況	19

#### 第9節 金融機関等との意見交換

#### 第10節 パブリック・コメント手続の実績

第11節	金融行政アドバイザー制度	
I	制度の概要	22
II	平成21事務年度における取組み	22
第12節	金融サービス利用者相談室	
I	概要	23
II	相談等の受付状況	23
第13節	政策評価への取組み	25
第2部	金融に関する制度の企画及び立案	
第3章	金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み	
第1節	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号）の 施行に伴う関係政令・内閣府令の整備	
I	経緯	27
II	概要	27
第2節	金融・資本市場に係る制度整備について	
I	経緯	31
II	概要	31
第3節	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）につ いて	
I	経緯	35
II	概要	35
第4節	ディスクロージャー制度の充実・運用	
I	開示諸制度の整備	41
II	内部統制報告制度の運用の見直しに向けた取組み	42
III	EDINET（電子開示システム）再構築後の運用状況等	42
IV	公認会計士等に対する監督等	42
第5節	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令につ いて	
I	経緯	44
II	概要	44
第6節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
I	金融商品取引所をめぐる動き	45
II	証券決済システム改革の取組み	45
III	会計基準・監査における国際的動向への対応	47
第4章	預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節	中小企業金融円滑化法（平成21年11月30日成立）について	
I	経緯	52
II	法律の概要	52
III	政令・内閣府令の概要	53

IV その他	53
第2節 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について	
I 経緯	54
II 概要	54
第3節 資金決済に関する法律の制定（平成21年6月17日成立）に伴う関係政 令・内閣府令の整備	
I 経緯	55
II 概要	55
第4節 貸金業法の施行について	
I 経緯	59
II 完全施行に向けた対応等	59
第5章 審議会等の活動状況	
第1節 金融審議会	
I 金融審議会の構成	62
II 平成21事務年度の開催実績	62
第2節 自動車損害賠償責任保険審議会	
I 設置	63
II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織	63
III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況	63
第3節 企業会計審議会	
I 最近の活動状況	64
II 平成21事務年度の審議状況	64
第4節 多重債務者対策本部有識者会議	
I 経緯	66
II 改正貸金業法の完全施行について	66
第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み	
I 「緊急雇用対策」（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）	67
II 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 （平成21年12月8日閣議決定）	67
第2節 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」 （平成22年6月18日閣議決定）における金融庁の取組み	
I 経緯等	69
II 金融庁関連の施策	69
第3節 金融に関する税制	
I 平成22年度税制改正	71
II 金融税制研究会・調査会	72
第4節 規制改革等に関する取組み	

I	規制改革に関する取組み	73
II	構造改革特区に関する取組み	76
III	「新しい公共」に関する取組み	78
IV	地域再生に関する取組み	78
第5節	消費者行政に関する取組み	
I	消費者庁・消費者委員会の設置（平成21年9月1日）	79
II	「消費者基本計画」（22年3月30日閣議決定）	79
第6節	金融経済教育の取組み	
I	概要	81
II	金融経済教育の具体的な取組み状況	81
第7章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	83
第3部 金融監督等		
第8章	業態横断的な監督をめぐる動き	
第1節	オフサイト・モニタリング	
I	オフサイト・モニタリングの意義	84
II	オフサイト・モニタリングの実施	84
III	早期是正措置の概要及び運用	86
IV	早期警戒制度について	88
第2節	金融上の行政処分について	
I	行政処分の趣旨	90
II	行政処分の業態別発動状況	90
第3節	反社会的勢力への対応について	
I	経緯	91
II	これまでの対応	91
第4節	金融コングロマリット監督	
I	金融コングロマリット監督指針	93
II	金融コングロマリットの概況	93
第9章	預金取扱金融機関の監督をめぐる動き	
第1節	監督指針・監督方針	
I	主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針	94
II	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針	96
III	中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針	98
第2節	預金取扱金融機関の概況	
I	主要行等の平成21年度決算概況	100
II	地域銀行の平成21年度決算概況	100
III	再編等の状況	101
IV	不良債権処理等の推移	102

第3節	預金取扱金融機関に対する行政処分について	
I	銀行	105
II	協同組織金融機関	105
第4節	バーゼルⅡ（自己資本比率規制）への対応	107
第5節	資本増強制度の運用状況	
I	旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	108
II	金融機能強化法（改正法、旧法）	108
第6節	地域密着型金融の推進	
I	経緯	110
II	地域密着型金融の推進に係る取組み	110
第7節	中小企業金融をはじめとした金融の円滑化	
I	対応	112
II	現状	114
第8節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
I	被害及び補償の状況	116
II	対応	116
第9節	口座不正利用対策	
I	金融庁における取組状況	117
II	金融機関における取組状況	117
第10節	振り込め詐欺への対応	118
第10章	信託会社等の監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	119
第2節	信託会社等の新規参入	120
第3節	信託会社等に対する行政処分	121
第4節	類似商号への対応	122
第11章	保険会社等の監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針	
I	保険会社向けの総合的な監督指針の改正	123
II	21事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応	124
第2節	保険会社の概況	
I	平成22年3月期決算状況	125
II	再編等の状況	125
第3節	保険会社に対する行政処分について	128
第4節	保険金等の不適切な不払い問題等への対応について	
I	生命保険会社	129
II	損害保険会社	129
第5節	少額短期保険業者の監督をめぐる動き	130



第6節	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	
I	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直しに関する関係法令の改正について	131
II	経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けてのフィールドテストの実施について	131
第12章	証券会社等の監督をめぐる動き	
第1節	監督指針・監督方針	
I	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	132
II	平成21事務年度金融商品取引業者等向け監督方針	134
第2節	第一種金融商品取引業	
I	第一種金融商品取引業者の概況	136
II	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	139
III	投資者保護基金について	140
第3節	第二種金融商品取引業	
I	第二種金融商品取引業者の概況	141
II	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	141
第4節	投資助言・代理業	
I	投資助言・代理業者の概況	142
II	投資助言・代理業者に対する行政処分	142
第5節	投資運用業	
I	投資運用業者の概況	143
II	投資運用業者に対する行政処分	143
第6節	登録金融機関、金融商品仲介業者	
I	登録金融機関の概況	145
II	金融商品仲介業者の概況	145
第7節	認定投資者保護団体	146
第8節	未公開株取引等の問題に対する対応状況について	
I	相談件数の状況等	147
II	対応	147
第13章	その他の金融業の監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊	149
第2節	貸金業者の監督をめぐる動き	
I	貸金業者向けの総合的な監督指針	150
II	貸金業者の数の推移	150
III	貸金業者に対する行政処分	150
IV	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	151
V	貸金業務取扱主任者の登録状況	151
VI	指定信用情報機関の指定	151

第3節 抵当証券業者の監督をめぐる動き	152
第4節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き	
I 前払式支払手段発行者の概況	153
II 前払式支払手段の発行保証金の還付手続	153
III 資金移動業者の概況	154
第5節 SPC等の監督をめぐる動き	
I SPC等の概況	155
II 資産の流動化の状況	155
第6節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	156
第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	157
第8節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き	158
第14章 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業 再構築計画の認定	159
第15章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
I 本制度導入以降の状況	160
II 本制度の手続き	162
第16章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
I 本照会手続導入の経緯	165
II 本照会手続の概要	165
第17章 疑わしい取引の届出制度	
I 疑わしい取引の届出制度	167
II 疑わしい取引の届出に関する概況	167
第18章 課徴金納付命令	
I 課徴金制度について	169
II 課徴金納付命令等の状況	170
第4部 金融検査	
第19章 金融検査の実施状況	
第1節 平成21検査事務年度の検査基本計画及びその実績	172
第2節 平成21検査事務年度検査基本方針に基づいた施策	
I 検査運営の基本的な考え方	173
II 検査重点事項	174
第3節 金融コングロマリットに対する検査	
I 金融コングロマリットの一体的な実態把握	180
II 検査実施状況の概要	180

第4節	銀行等に対する検査	
Ⅰ	検査実施状況の概要	181
Ⅱ	検査結果の概要	182
Ⅲ	行政処分からその後の刑事告発にまで至った検査	182
第5節	協同組織金融機関に対する検査	
Ⅰ	信用金庫に対する検査	184
Ⅱ	信用組合に対する検査	184
Ⅲ	検査結果の概要	184
Ⅳ	労働金庫に対する検査	184
Ⅴ	信用農業協同組合連合会等に対する検査	185
第6節	中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査	
Ⅰ	概要	187
Ⅱ	実施状況（22年6月末時点）	187
第7節	保険会社等に対する検査	
Ⅰ	検査実施状況の概要	188
Ⅱ	検査結果の概要	188
第8節	その他の金融機関に対する検査	
Ⅰ	貸金業者に対する検査	189
Ⅱ	前払式支払手段発行者に対する検査	189
Ⅲ	信用保証協会に対する検査	189
Ⅳ	火災共済協同組合に対する検査	190
Ⅴ	少額短期保険業者に対する検査	190
Ⅵ	信託会社に対する検査	190
第9節	政策金融機関等に対する検査	191
第20章	金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	検査マニュアルの整備	
Ⅰ	中小企業金融円滑化法の施行に伴う改定	192
Ⅱ	保険検査マニュアルの一部改定	192
Ⅲ	金融商品に関する会計基準等が改定されたことに伴う改定	193
Ⅳ	金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）導入に伴う改定	193
第2節	金融検査評定制度	
Ⅰ	制度の概要	195
Ⅱ	「金融検査評定結果の分布状況」の公表	195
第3節	検査モニター制度	
Ⅰ	平成21検査事務年度の検査モニターの実施状況	196
Ⅱ	オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果	196
第4節	意見申出制度	198
第5節	金融検査指摘事例集	

I	金融検査指摘事例集の概要	200
II	平成21検査事務年度版の事例集について	200
III	金融円滑化に係る金融検査指摘事例集について	200
第6節	金融検査体制の整備	
I	平成21年度の金融検査体制の整備	202
II	今後の体制整備について	204
第7節	検査負担の軽減について	
I	経緯	205
II	今回の見直しの概要	205
III	対応状況	205

## 第5部 国際関係の動き

### 第21章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

#### 第1節 首脳・閣僚級の国際会議（金融サミット等）

I	概要	207
II	活動状況	207
III	当庁の対応	208

#### 第2節 金融安定理事会（FSB）（旧 金融安定化フォーラム（FSF））

I	概要	210
II	活動状況	210

### 第22章 金融監督国際機構

#### 第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I	概要	213
II	活動状況	214

#### 第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I	概要	216
II	活動状況	218
III	その他	220

#### 第3節 保険監督者国際機構（IAIS）

I	概要	222
II	活動状況	223

#### 第4節 ジョイント・フォーラム

I	概要	225
II	活動状況	225

#### 第5節 一元監督者会合

I	概要	226
II	活動状況	226

### 第23章 金融に関するその他の国際的フォーラム

第1節	国際通貨基金（IMF）	
I	概要	227
II	活動状況	227
第2節	経済協力開発機構（OECD）	
I	概要	229
II	活動状況	229
第3節	世界貿易機関（WTO）	
I	概要	230
II	活動状況（金融サービス分野）	230
第4節	経済連携協定（EPA）	
I	概要	232
II	活動状況	232
第5節	金融活動作業部会（FATF）	
I	概要	233
II	活動状況	234
第6節	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）	
I	概要	237
II	活動状況	237
第24章	海外の金融当局との連携強化	
I	金融監督者間の2国間連携強化	239
II	金融庁の技術支援の取組み	239

# 資料編・目次

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織

資料1-1-1 金融庁の組織（平成21年度） .....241

資料1-1-2 内閣府設置法（抜粋） .....242

資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成21年度） .....243

#### 第2節 平成22年度の体制整備

資料1-2-1 金融庁の組織（平成22年度） .....244

### 第2章 金融庁の行政運営

#### 第1節 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

資料2-1-1 金融規制の質的向上—ベター・レギュレーション— .....245

#### 第4節 研究

資料2-4-1 金融研究研修センター・ディスカッションペーパー、  
FSAリサーチ・レビュー第6号 .....248

#### 第5節 研修

資料2-5-1 平成21年度研修計画体系図 .....250

資料2-5-2 平成21事務年度（平成21年7月～22年6月）研修実施  
状況 .....251

資料2-5-3 検査局主催研修の実施状況（21検査事務年度） .....254

#### 第7節 報道・広報

資料2-7-1 記者会見等の実施回数等 .....255

資料2-7-2 平成21事務年度政府広報実績 .....257

#### 第10節 パブリック・コメント手続の実績

資料2-10-1 意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施  
一覧 .....258

#### 第12節 金融サービス利用者相談室

資料2-12-1 「金融サービス利用者相談室」運営方針について .....260

資料2-12-2 金融サービス利用者相談室パンフレット .....261

資料2-12-3 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表  
（平成21年4月1日～22年3月31日） .....263

#### 第13節 政策評価への取組み

資料2-13-1 金融庁における政策評価への取組み .....265

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号）に伴う関係政令・内閣府令の整備	
資料3-1-1 政令・内閣府令のポイント	269
資料3-1-2 平成21年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令の概要	270
第2節 金融・資本市場に係る制度整備について	
資料3-2-1 金融・資本市場に係る制度整備について（要旨）	281
資料3-2-2 「金融・資本市場に係る制度整備について」の法令事項	283
資料3-2-3 「金融・資本市場に係る制度整備について」に係る経緯	284
第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）について	
資料3-3-1 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要図	285
資料3-3-2 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要	286
資料3-3-3 金融商品取引法等の一部を改正する法律に係る説明資料	289
第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用	
資料3-4-1 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	303
資料3-4-2 改政府令等の概要	305
資料3-4-3 「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について	310
資料3-4-4 内部統制報告制度に係る見直し検討の主な内容（案）	312
資料3-4-5 「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について	313
資料3-4-6 公認会計士制度に関する懇談会の議論の経過	315
第5節 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について	
資料3-5-1 外国為替証拠金（FX）取引の仕組み	317
資料3-5-2 FX取引に係る証拠金規制の導入について	320
資料3-5-3 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について	321
第6節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
資料3-6-1 国債取引の決済リスク削減に関する工程表につて	322
資料3-6-2 コンバージェンスと同等性評価	324
資料3-6-3 IFRS導入に関するスケジュール	325
資料3-6-4 米国証券取引委員会による声明とワークプラン（2010年2月）の概要	326
資料3-6-5 IFRS対応会議組織図	327

資料3-6-6	非上場会社の会計基準に関する懇談会	328
資料3-6-7	IFRSへの日本人の関与	329
資料3-6-8	会計基準を巡る国際的議論	330
資料3-6-9	国際会計基準（IFRS）を巡る動向	331
資料3-6-10	国際会計基準委員会財団（IASCF） のガバナンス改革	333
資料3-6-11	IASCFモニタリング・ボードの活動状況	334
資料3-6-12	外国監査法人等に対する検査監督の考え方	335

#### 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

##### 第1節 中小企業金融円滑化法（平成21年11月30日成立）について

資料4-1-1	中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ シ	338
資料4-1-2	中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ シ〈骨子〉	339
資料4-1-3	中小企業金融円滑化法施行令及び同内閣府令の概要	341

##### 第2節 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について

資料4-2-1	「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する 法律案の概要	343
資料4-2-2	「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法 律案」に係る経緯	344

##### 第3節 資金決済に関する法律の制定（平成21年6月17日成立）に伴う関係

###### 政令・内閣府令の整備

資料4-3-1	政令・内閣府令のポイント	345
資料4-3-2	資金決済に関する法律施行令について	346
資料4-3-3	前払式支払手段に関する内閣府令について	350
資料4-3-4	資金移動業者に関する内閣府令について	355
資料4-3-5	資金清算機関に関する内閣府令について	359
資料4-3-6	認定資金決済事業者協会に関する内閣府令について	361

##### 第4節 貸金業法の施行について

資料4-4-1	貸金業法改正等の概要	363
資料4-4-2	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置に ついて	369
資料4-4-3	借り手の目線に立った10の方策	370
資料4-4-4	あなたは大丈夫？キャンペーンー貸金業法が大きく変わ ります！ー	382
資料4-4-5	「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置に ついて	385



## 第5章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会

資料5-1-1	金融審議会の構成	386
資料5-1-2	金融審議会委員名簿	387
資料5-1-3	金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告のポイント	396

### 第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

資料5-2-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿	397
---------	--------------------	-----

### 第3節 企業会計審議会

資料5-3-1	企業会計審議会の組織図	398
資料5-3-2	「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」(平成21年6月30日)(抜粋)	399

### 第4節 多重債務者対策本部有識者会議

資料5-4-1	多重債務者対策本部の設置について	400
資料5-4-2	多重債務者対策本部有識者会議の設置について	401
資料5-4-3	「多重債務問題改善プログラム」の概要	402

## 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

### 第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

資料6-1-1	緊急雇用対策(抄)(平成21年10月23日緊急雇用対策 本部決定)	404
資料6-1-2	明日の安心と成長のための緊急経済対策(抄)(平成21 年12月8日閣議決定)	405

### 第2節 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)における金融庁の取組み

資料6-2-1	新成長戦略(基本方針)(抄)(平成21年12月30日閣議 決定)	406
資料6-2-2	新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(抄) (平成22年6月18日閣議決定)	408

### 第3節 金融に関する税制

資料6-3-1	平成22年度税制改正について	415
資料6-3-2	「金融税制研究会」の開催について	423

### 第4節 規制改革等に関する取組み

資料6-4-1	ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望 の棚卸しについて(当庁関連項目抜粋)	425
資料6-4-2	「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出され た提案等への対処方針(当庁関連項目抜粋)	427
資料6-4-3	「規制・制度改革に係る対処方針」(当庁関連項目抜 粋)	434
資料6-4-4	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構 造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対処方針(当	

庁関連項目抜粋)	435
資料6-4-5 「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応（当庁関連項目抜粋)	436
資料6-4-6 地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋)	437
第5節 消費者行政に関する取組み	
資料6-5-1 消費者基本計画(抄)(平成22年3月30日閣議決定)	438
第6節 金融経済教育の取組み	
資料6-6-1 金融庁における金融経済教育への取り組み	441
資料6-6-2 高校3年生及び一般社会人向けのパンフレット「はじめての金融ガイド」	443
資料6-6-3 生活設計・資産運用について考えるシンポジウム	444
資料6-6-4 平成21年度金融知識普及功績者一覧	446
資料6-6-5 金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況	448
第3部 金融監督等	
第8章 業態横断的な監督をめぐる動き	
第1節 オフサイト・モニタリング	
資料8-1-1 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成21年6月末時点)	450
資料8-1-2 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成21年9月末時点)	451
資料8-1-3 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成21年12月末時点)	452
資料8-1-4 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成22年3月末時点)	453
資料8-1-5 F S F 報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について（平成21年6月末時点)	454
資料8-1-6 F S F 報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について（平成21年9月末時点)	455
資料8-1-7 F S F 報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について（平成21年12月末時点)	456
資料8-1-8 F S F 報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について（平成22年3月末時点)	457
資料8-1-9 早期是正措置の概念図	458
資料8-1-10 早期警戒制度について	459
資料8-1-11 早期警戒制度の導入について	460

第2節 金融上の行政処分について	
資料8-2-1 金融上の行政処分について	461
資料8-2-2 行政処分の件数（平成14年4月～平成21事務年度）	465
第9章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き	
第1節 監督指針・監督方針	
資料9-1-1 平成21事務年度主要行等向け監督方針のポイント	466
資料9-1-2 平成21事務年度中小・地域金融機関向け監督方針の ポイント	467
資料9-1-3 監督指針の概要（平成21年12月4日（金）公表）	468
第2節 預金取扱金融機関の概況	
資料9-2-1 主要行等の平成22年3月期決算の概要	470
資料9-2-2 主要行等の平成22年3月期決算状況【単体】	471
資料9-2-3 主要行等の平成22年3月期決算状況【連結】	472
資料9-2-4 主要行の破綻懸念先以下債権の状況【速報値】	473
資料9-2-5 地域銀行の平成22年3月期決算の概要	474
資料9-2-6 リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、 自己査定の違い	475
資料9-2-7 リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係	476
資料9-2-8 自己査定における債権分類基準	477
資料9-2-9 平成22年3月期における金融再生法開示債権の状況等 （ポイント）	478
資料9-2-10 金融再生法開示債権等の推移	479
資料9-2-11 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因	482
資料9-2-12 金融再生法開示債権の保全状況の推移	483
資料9-2-13 担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の 推移（アンケートによる全数調査）	486
資料9-2-14 不良債権処分損等の推移（全国銀行）	487
資料9-2-15 リスク管理債権額等の推移	490
資料9-2-16 自己査定による債務者区分の推移	493
資料9-2-17 金融再生プログラム	494
資料9-2-18 不良債権比率の推移（主要行）	495
第4節 バーゼルⅡ（自己資本比率規制）への対応	
資料9-4-1 バーゼルⅡ（自己資本比率規制）について	496
資料9-4-2 バーゼルⅡのリスク計測手法に係る承認先 （平成21年事務年度）	499
第5節 資本増強制度の運用状況	
資料9-5-1 経営健全化計画履行状況報告（平成21年7月）	500
資料9-5-2 経営健全化計画履行状況報告（平成21年12月）	507
資料9-5-3 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に対する 行政処分について	514

資料9-5-4	株式会社新生銀行に対する行政処分について	515
資料9-5-5	株式会社千葉興業銀行に対する行政処分について	516
資料9-5-6	株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について	517
資料9-5-7	株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について	519
資料9-5-8	株式会社東日本銀行に対する行政処分について	520
資料9-5-9	株式会社岐阜銀行に対する行政処分について	521
資料9-5-10	金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要（平成21年 9月11日（金）決定）	523
資料9-5-11	金融機能強化法に基づく信託受益権の買取りの概要	524
資料9-5-12	金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要（平成21年 12月9日（水）決定）	525
資料9-5-13	金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要（平成22年 3月10日（水）決定）	526
資料9-5-14	紀陽ホールディングス・紀陽銀行及び豊和銀行の「（新） 経営強化計画」の概要	527
資料9-5-15	地域銀行3行の経営強化計画の履行状況の概要（平成21 年3月期実績）	528
資料9-5-16	紀陽ホールディングス・紀陽銀行及び豊和銀行の「（旧） 経営強化計画」の概要（平成21年3月期実績）	530
資料9-5-17	改正金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況の 概要（平成21年9月期実績）	531
資料9-5-18	旧金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況の概 要（平成21年9月期実績）	535
<b>第6節 地域密着型金融の推進</b>		
資料9-6-1	平成21年度における地域密着型金融の取組み状況 について	536
<b>第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融の円滑化</b>		
資料9-7-1	これまでの中小企業金融に関する対応	543
資料9-7-2	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の 状況（平成22年3月末時点）	553
資料9-7-3	日銀短観D. I. の推移	554
資料9-7-4	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果	555
資料9-7-5	法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表	556
資料9-7-6	不動産担保・個人補償に過度に依存しない資金調達	557
<b>第8節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応</b>		
資料9-8-1	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況 について	558
資料9-8-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 （平成22年3月末）	565

第10章 信託会社等の監督をめぐる動き	
第2節 信託会社等の新規参入	
資料10-2-1 信託会社等の新規参入状況	568
第11章 保険会社等の監督をめぐる動き	
第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針	
資料11-1-1 平成21事務年度保険会社等向け監督方針のポイント	569
第2節 保険会社の概況	
資料11-2-1 生命保険会社の平成22年3月期決算（速報）の概要	570
資料11-2-2 損害保険会社の平成22年3月期決算（速報）の概要	571
資料11-2-3 生命保険会社一覧表	572
資料11-2-4 損害保険会社一覧表	573
資料11-2-5 保険持株会社一覧表	574
資料11-2-6 生命保険会社の推移	575
資料11-2-7 損害保険会社の推移	576
第5節 少額短期保険業者の監督をめぐる動き	
資料11-5-1 少額短期保険業者一覧	577
第6節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	
資料11-6-1 ソルベンシー・マージン比率の短期的な見直しに係る 規則及び告示改正案の概要	579
資料11-6-2 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係る フィールドテストの実施について	580
第12章 証券会社等の監督をめぐる動き	
第1節 監督指針・監督方針	
資料12-1-1 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要	581
資料12-1-2 平成21事務年度金融商品取引業者等向け監督方針の ポイント	583
第2節 第一種金融商品取引業	
資料12-2-1 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移	584
資料12-2-2 国内証券会社の平22年3月期決算概況	585
資料12-2-3 株式市況と証券会社の損益の推移	586
資料12-2-4 投資者保護基金の概要	587
第3節 第二種金融商品取引業	
資料12-3-1 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移	588
第4節 投資助言・代理業	
資料12-4-1 金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移	589
第5節 投資運用業	
資料12-5-1 金融商品取引業者（投資運用業）数の推移	590
資料12-5-2 投資法人の合併について	591

資料12-5-3	投資信託の純資産総額の推移	592
第6節	登録金融機関、金融商品仲介業者	
資料12-6-1	登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移	593
第8節	未公開株取引等の問題に対する対応状況について	
資料12-8-1	未公開株取引等の問題に対する対応状況について	594
第13章	その他の金融業の監督をめぐる動き	
第2節	貸金業者の監督をめぐる動き	
資料13-2-1	平成21事務年度貸金業務取扱主任者資格試験の 実施状況	599
第4節	前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き	
資料13-4-1	前払式支払手段発行者関係 （事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係）の概要	600
資料13-4-2	資金移動業者関係 （事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係）の概要	601
第7節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	
資料13-7-1	確定拠出年金運営管理機関登録数の推移	602
第17章	疑わしい取引の届出制度	
資料17-1-1	疑わしい取引の届出制度の概念図	603
第18章	課徴金納付命令	
資料18-1-1	課徴金納付命令までの流れ（金融商品取引法の場合）	604
資料18-1-2	課徴金納付命令の実績	606
第4部	金融検査	
第19章	金融検査の実施状況	
第1節	平成21検査事務年度の検査基本計画及びその実績	
資料19-1-1	平成21検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画	613
資料19-1-2	平成21検査事務年度における検査計画及びその実績	623
資料19-1-3	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況	624
資料19-1-4	通年・専担検査の実施状況	626
資料19-1-5	システム統合リスク検査の実施状況	628
資料19-1-6	銀行等に対する検査の実施状況	629
資料19-1-7	信用金庫に対する検査の実施状況	633
資料19-1-8	信用組合に対する検査の実施状況	637
資料19-1-9	労働金庫に対する検査の実施状況	639
資料19-1-10	信用農業協同組合等に対する検査の実施状況	640
資料19-1-11	中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査の 実施状況	641

資料19-1-12	保険会社等に対する検査の実施状況	647
資料19-1-13	外国銀行支店等に対する検査の実施状況	648
資料19-1-14	政策金融機関等に対する検査の実施状況	649
資料19-1-15	平成20検査事務年度における検査計画及びその実績	650
資料19-1-16	集中検査等の実施状況	651
資料19-1-17	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況	654
資料19-1-18	通年・専担検査の実施状況	655
資料19-1-19	システム統合リスク検査の実施状況	657
資料19-1-20	平成20検査事務年度における検査実施状況	658
資料19-1-21	主な検査対象機関及び根拠法令	674

## 第20章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

### 第2節 金融検査評価制度

資料20-2-1	金融検査評価結果の分布状況について	675
----------	-------------------	-----

### 第3節 検査モニター制度

資料20-3-1	オフサイト検査モニターの集計結果について	677
----------	----------------------	-----

### 第4節 意見申出制度

資料20-4-1	意見申出実績	682
----------	--------	-----

### 第5節 金融検査指摘事例集

資料20-5-1	金融検査指摘事例集（平成21検査事務年度）	683
----------	-----------------------	-----

資料20-5-2	金融円滑化に係る金融検査指摘事例集 （平成21検査事務年度）	685
----------	-----------------------------------	-----

### 第6節 金融検査体制の整備

資料20-6-1	金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員 会との関係	688
----------	-------------------------------------	-----

## 第5部 国際関係の動き

### 第22章 金融監督国際機構

#### 第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

資料22-1-1	バーゼル銀行監督委員会機構図	689
----------	----------------	-----

#### 第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

資料22-2-1	IOSCO機構図	690
----------	----------	-----

#### 第3節 保険監督者国際機構（IAIS）

資料22-3-1	IAIS組織図	691
----------	---------	-----

### 第23章 金融に関するその他の国際的フォーラム

#### 第4節 経済連携協定（EPA）

資料23-4-1	経済連携協定（EPA）締結・交渉状況	692
----------	--------------------	-----

巻末資料1	この1年の主な出来事	694
巻末資料2	最近の主な金融関連立法	733
巻末資料3	この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 (平成21事務年度)	734
金融庁の所在地等		742



---

---

本 編

---

---

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

##### I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、21年度末現在、全体で一般職1,462名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

##### II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

##### III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

##### IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

## 第2節 平成22年度の体制整備（資料1-2-1参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、67名（グロス）の増員（46名の純増）及び参事官（国際担当）の設置等の体制整備を図った。

### 1. 国際的な金融危機を踏まえた体制整備〔19人〕

金融危機の再発防止に向けた国際的な議論に積極的に貢献するため、国際担当の参事官の設置を含む所要の体制整備を図る。また、金融危機の経験等を踏まえ、金融システム全体に内在するリスクの的確な把握・対応を行うための体制や、金融機関等に対する適切な検査・監督を行うための体制整備等を図る。

### 2. 金融サービスの利用者保護のための体制整備〔14人〕

改正金融商品取引法に盛り込まれた金融ADR制度や資金決済に関する法律に基づく諸制度の円滑な施行を図るため、金融トラブル解決制度推進室（金融ADR室）の設置等の体制整備を図るとともに、金融円滑化のための検査体制の整備等を図る。

### 3. 公正で透明な金融・資本市場の確立のための体制整備〔34人〕

証券取引等監視委員会における市場監視体制や公認会計士・監査審査会の検査・審査体制等の充実・強化を図るとともに、会計基準の国際化への対応に係る体制や市場関連法制の整備体制等の充実を図る。

	21年度末定員	22年度増員	計画削減・振替等	22年度末定員
総務企画局	330	21	4	355
検査局	430	7	▲14	423
監督局	273	18	▲3	288
証券取引等監視委員会	374	17	▲7	384
公認会計士・監査審査会	55	4	▲1	58
計	1,462	67	▲21	1,508

## 第2章 金融庁の行政運営

### 第1節 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

#### I 概要

金融規制の質的向上を目指すベター・レギュレーションへの取組みは、平成19年夏以来、本年で3年が経過した（資料2-1-1参照）。

この取組みは、①金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素であり、金融規制の質的向上は、我が国市場の競争力強化につながり、ひいては利用者利便の向上に資することになる、②金融セクターを巡る局面が変化し、金融規制のあり方も、金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促すような枠組みに変わっていく必要がある、との問題意識を背景としている。

このベター・レギュレーションについては、大きく以下の4点をその柱と位置づけている。

- ① ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
- ② 優先課題の早期認識と効果的対応
- ③ 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上

また、こうしたベター・レギュレーションに関する4本の柱の下、以下の5つの具体的方策に取り組んできた。

- ① 金融機関等との対話の充実
- ② 情報発信の強化
- ③ 海外当局との連携強化
- ④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
- ⑤ 職員の資質向上

#### II ベター・レギュレーションの進捗状況

ベター・レギュレーションへの取組みについては、その考え方が定着し、効果が発揮されるには時間を要するところ、継続的・持続的な取組みとしてたゆまぬ努力を行っていく必要があり、こうした息の長い取組みの進捗状況を測る意味で、取組みの進捗状況を継続的に公表することとしている。これまでに平成20年5月、12月、21年7月、22年8月の4回、報告書を取りまとめて公表した。

平成22年8月には、21年7月から22年6月までの1年間のベター・レギュレーションの進捗状況を中心にまとめた「ベター・レギュレーションの進捗状況について（第4回）ー平成21年7月～平成22年6月ー」を公表した。本報告書ではこの1年間、金融庁が優先課題として行政資源を重点投入してきた、①国際的な金融規制改革への対応、②円滑な金融仲介機能の促進、③将来を展望した制度整備の推進、の3つの課題について、ベター・レギュレーションの考え方に沿って、どのような取組みを行ったかを記載した。

## 第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務省財務（支）局長を直接指揮監督することになっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間の十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得る観点から、金融庁幹部が地域に赴き、地域金融機関や中小企業経営者との間で、意見交換等を行っている。

### 1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成21事務年度は、7、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

### 2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（21事務年度は、11、3月）、定例的に開催している。会議には、各財務（支）局理財部次長、検査監理官及び金融監督官並びに東京財務事務所次長もオブザーバーとして参加している。

（上記のほか、各局等において、必要に応じて、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした説明会等を開催している。）

### 3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が地域に赴き、年1回（21事務年度は、9月）、地元金融機関の役員等を対象として金融庁の考え方や取り組んでいる施策等について説明及び意見交換を行うとともに、財務（支）局管内の中小企業を訪問し、中小企業金融の円滑化のための施策等について説明し、意見交換を行っている。

### 第3節 職員の任用等

#### I 平成21事務年度における職員の任用

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）に向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となる。

こうした観点から、人事制度上の工夫や官民の人材交流などを通じ、職員の専門性向上に資する任用に取り組んでいる。具体的には、

- ① リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、専門性に資する任用体制の確立に向けた取組みを実施。
- ② 専門性の習得や国際性の涵養を図るべく、海外政府機関や在外公館、国内外の大学院等への職員の派遣を拡大
- ③ 官民人事交流法に基づく派遣及び若手職員の財務局への派遣を決定
- ④ 全庁的な社会人経験者募集を22年5月に実施する等、民間企業において業務を経験した人材や弁護士・公認会計士などの専門家を積極的に採用

等を行っている。

なお、22年度において、46名の新規増員（純増）が認められたが、これに伴う任用については、国家公務員採用試験合格者からの採用のほか、これまでと同様に様々な分野から人材を確保していくこととしている。

#### <民間及び他府省等からの人材確保（22年6月1日現在）>

##### ○民間からの人材確保

職 種	在職者
弁護士等	33
公認会計士	42
不動産鑑定士	7
アクチュアリー	8
研究者	2
情報処理技術者等	17
金融実務経験者	207
計	316

##### ○他府省（財務省以外）からの人材の確保

省 庁 名	在職者
会計検査院	4
内閣府	4
警察庁	4
公正取引委員会	2
総務省	8
法務省	11
外務省	1
厚生労働省	4
農林水産省	8
経済産業省	9
国土交通省	6
最高裁判所	8
衆議院	1
計	70

○その他政府関係機関等からの人材確保 16名

## II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した(21年12月)。
- (2) 全職員を対象に、倫理監督官(長官)が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した(22年1月)。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理研修を実施した(22年1月)。

(平成21事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	6件

## III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法(平成16年法律第122号)の施行(18年4月1日)等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

○法令等遵守調査室のメンバー(22年6月1日現在)

- 室長 野村 修也(総務企画局参事・中央大学法科大学院教授・弁護士)
- 石塚 智教(監督局総務課)
- 奥久 潤一(審判官・弁護士)
- 唐澤 英城(検査局総務課・検事)
- 佐々木 裕企範(総務企画局市場課・弁護士)
- 増島 雅和(監督局保険課・弁護士)
- 宮根 宏一(検査局総務課・弁護士)
- 山下 淳(監督局証券課・弁護士)
- 渡辺 健一(審判官・検事)
- 顧問 久保利英明(総務企画局参事・弁護士)

## 第4節 研究

### I 金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センター（以下「センター」という。）を発足させた。以降、センターの研究部門では、金融情勢の変化に的確に対応し、適切な金融行政の運営を確保していくため、専門性の高い調査研究を行うとともに、学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバック及び、関係部局や民間有識者、アカデミズムとの相互交流を行い、金融行政の専門性向上に努めている。

### II 専門性の高い調査研究の実施（資料2-4-1参照）

#### 1. センター研究官等による主な調査研究

##### (1) 金融環境の変化に伴う金融行政等政策対応に関する実証的・理論的研究

1990年代のいわゆるバブル経済の崩壊や今次のサブプライム問題に端を発する金融危機などに見られるように金融資産価格の急激な変動は、経済に大きな影響を与えることとなる。このことに鑑み、金融危機を招くような資産価格の変動に留意しつつ、フォワードルッキングな金融行政等の政策、また事後的に経済危機の影響を緩和し、より早い経済の回復を図るための政策を検討するため、実証的・理論的調査研究を行っている。21事務年度は、プロシクリカリティ（景気変動増幅効果）を抑えるために最適な銀行の自己資本規制のあり方の研究を行い、研究成果についてワシントンD. C.におけるIMFセミナー「金融の安定の回復－法的面での対応」等の場で積極的な対外発信を行った。また、近年の金融危機を踏まえ、金融の安定性の確保と景気回復を両立させる望ましい規制・監督のあり方について検討するため、国際コンファレンス「世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点」を開催した。

##### (2) コーポレート・ファイナンスとコーポレート・ガバナンスの現状等に関する調査研究

わが国では、「貯蓄から投資へ」とする考え方の下に、市場型金融の強化に努めてきている。バランスのとれた金融システムの整備を図るという観点から、具体的には主に、コーポレート・ファイナンスとコーポレート・ガバナンスの現状等について調査研究を行っている。21事務年度は、①長期的視点に基づいた株式投資のパフォーマンスについての研究、②企業の代表的な買収防衛策であるライツプラン（差別的な条件を含む新株予約権を利用）導入の株価への影響に関する実証的研究、③株式保有のメカニズムが経営者の利益増加型行動等に及ぼす影響を分析する実証研



究、④新興市場・新規株式公開に関するファイナンス分野の国内外の既存研究のサーベイ及び論点整理を行った。

(3) 資産運用業に関連する課題の実証的研究

市場型間接金融への流れの中で、資産運用業の重要性が高まっていることを受け、資産運用業に関連する課題の実証的研究を行っている。21 事務年度は、わが国における投資信託市場及び上場投資信託（ETF）市場における価格形成等についての分析と論点整理を行った。

(4) 諸外国の金融法制・規制の比較・分析

各国の金融・資本市場が密接に連携する中、金融機関とその監督者は他国の法体系・規制を知らずして活動できなくなっていることを踏まえ、「諸外国金融法制・規制の比較・分析」をテーマとした研究を行っている。21 事務年度は、英国やEUにおける金融規制に関する政策評価の動向について研究を行った。

(5) 金融工学理論による分析・研究

金融工学理論による分析・研究として、市場リスク管理のための実証的研究および銀行の信用リスク管理における統計的手法の研究を行っている。21 事務年度は、①デリバティブ・金利の期間構造の理論的・実証的研究、②銀行の内部格付けモデルの研究を行った。

2. 国際コンファレンス・研究会

(1) 諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の行政当局、研究者、第一線で金融ビジネスに携わる者等との知的交流、協力関係・人脈構築の機会となる貴重な場を提供することを目的として、金融を巡る実践的なテーマを掲げた、産学官の国際コンファレンスを開催している。21 事務年度は、アジア及び欧米各国の当局者および研究者、金融機関の実務者等を招き、国際コンファレンス「世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点」を開催した。

(2) 今般の金融危機を受けて市場を取り巻く環境が大きく変化する中で、証券市場を巡る国際的な動向を注視すると共に、わが国の証券市場制度のあるべき方向性について、幅広い視点から検討を行うことを目的に20 事務年度中に開催した「今後の証券市場のあり方に関する研究会」の研究成果として、研究会報告書「金融危機後の金融・資本市場をめぐる課題」（21 年7月）を公表した。

(3) アジア地域への企業の海外進出や直接・間接投資に伴う諸問題のうち、企業会計、内部統制、企業財務、移転価格を含む税制などについて検討し、その解決方法を探ることを目的に「国際化に伴うリスクのマネジメントに関する研究会」を、庁内関係部局の職員の参加も得て計3回開催し、研究成果として、研究会報告書「アジア域内におけるリスクのマネジメントと金融機能の提供について」（22 年3月）を公

表した。

## 第5節 研修

### I 金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務の的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

### II 研修の実績

#### 1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・理論研修・通信研修の4区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

#### 2. 平成21年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

(1) 21年度の研修については、ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けた取組みとして、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

(2) 21年度の研修計画については、計71コースの研修を計画した。研修計画の策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、研修コースを新設するなど受講機会の拡大を図った。

#### 3. 21事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

##### (1) 概況

ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施してきた。

##### (2) 研修区分ごとの研修実施状況

###### ア. 一般研修

情報技術にかかる基礎的知識の付与を目的とした「IT基礎知識研修」や、危機

管理対応能力等の向上を目的とした「メディアトレーニング研修」を新たに実施した。

#### イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については次の研修を新設した。

- ・ 外国監査法人等の検査に必要な専門的知識の付与を目的とした「外国監査法人等検査事務研修」。
- ・ 国際財務報告基準にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「国際財務報告基準（IFRS）研修」。
- ・ 先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」。

また、幅広い専門的知識の付与を目的としたテーマ別研修においては、「マーケット指標の見方・取引等、市場動向・分析の各コース」を新たに実施した。

#### 4. 検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み（資料2-5-3）

##### （1）概要

検査局では、所属する職員に対して、資料2-5-2に記載した研修のほか、現状の金融行政における諸問題及び具体的な検査手法等、金融検査の実施に必要な知識・スキルの習得を目的として、例年、金融証券検査官が在庁する時期に勉強会等の研修を随時開催している。

##### （2）研修の内容

###### ア. 出勤日研修

検査官の出勤日に研修日を設け、検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会や、検査手法に係る勉強会等の出勤日研修を実施した。

###### イ. 全体研修

検査局の全職員を対象として、訓話及び検査に係る留意事項の周知等を内容とした全体研修を実施した。

## 第6節 行政情報化の推進

### I 概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、行政情報化推進会議、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの支援・助言を受けつつ、

- ① 業務・システム最適化計画の実施
- ② 情報システム調達の適正化
- ③ 電子申請・届出の利用促進
- ④ 情報セキュリティ対策の強化

などの取組みを行っているところである。

21年度は、金融庁の情報システム化戦略及び情報システム化戦略の基本方針を検討・策定することを目的として、新たに長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報化戦略会議」を設置した。それに伴い、行政情報化推進会議及び情報システム調達会議を同会議の下に置く体制の変更を行った。

また、行政情報化推進会議の審議事項に新たに「IT人材育成の推進」の追加を行った。

### II 取組み実績

#### 1. 業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」こととされたことから、金融庁においても、18年3月に次に掲げる最適化計画を策定した。

No.	最適化計画	最適化実施時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	23年度(予定)
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	20年度
3	金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画	18年度から順次

21事務年度において、

No.1に関しては、21年5月に設計・開発事業者と21年8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結し、設計・開発等のためのプロジェクトを開始した。21年10月までに要件定義を確定したが、設計工程については、進捗遅れが発生したことから、22年1月にスケジュールの見直しを行った。当初計画のとおり22年3月末までに全て

の設計工程を完了することはできなかったが、設計・開発事業者に対し、改善措置を行わせた上で、成果物の納入を受ける予定である。

No.2に関しては、「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」に、問題のある大量保有報告の早期発見機能、利用者への注意喚起機能等を新たに設け、金融市場の公平性・透明性の向上、投資者の保護を図ることとし、21年4月に改定を行った最適化計画に基づき、システム開発等を行った。21年9月に請負事業者を決定し、スケジュールどおりに設計・開発、テスト等を行い、22年3月に本番稼動した。

No.3に関しては、経費・業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成した。

## 2. 情報システム調達の適正化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。

これを受け、情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、政府調達案件の契約方針を審議するほか、年間の調達計画及び進捗状況の報告を行っているところであり、21年度は4回開催した。

情報システム調達について概ね適正化が図られてきたこと及び金融庁の情報システム化戦略を検討・策定することを目的として、長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報化戦略会議」を22年4月に新たに設置したことから、情報システム調達会議については、情報システムの利用現場により近い立場で、より専門性を高めた検討を行う会議とすることとし、情報化統括責任者（CIO）を座長とするメンバー構成の見直しを行った。

CIO補佐官は、情報システムの調達仕様書の確認を行うほか、金融庁情報システム調達会議では、審議案件について評価を行っている。また、最適化対象システムにおいては開発・運用支援事業者との定例会に参加し、支援・助言を行っている。

## 3. 電子申請・届出の利用促進

「IT新改革戦略」（18年1月19日IT戦略本部決定）等において、オンライン利用率の向上が掲げられており、金融庁としても、広報誌への利用案内の掲載等の周知活動を実施し、利用促進に取り組んだ。

21年度におけるオンライン利用件数は、1,209,305件である。また、近年のオンライン利用による申請・届出件等手続件数は下表のとおりである。

(参考 オンライン利用の状況)

(単位:件)

	18年度	19年度	20年度	21年度
申請・届出等手続件数	1,107,214	1,379,960	1,198,715	1,209,305
EDINETの利用による提出件数	53,055	64,483	81,846	93,180

※ オンライン利用促進対象とされている4手続（生命保険募集人登録事務、生命保険募集人届出事務、損害保険代理店登録事務、損害保険代理店届出事務）については、業界団体（生命保険協会、損害保険協会）との連携等により、生保手続は17年度以降、損保手続も19年度以降オンライン利用率100%を達成し維持している。

#### 4. 情報セキュリティ対策の強化

21事務年度においては、「政府機関の情報セキュリティ対策の統一的な基準」の改定を受けて、21年11月に金融庁情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）の改定を行った。

併せて、ポリシーにおいて、実施に当たり整備することとされている実施規程・手順等の整備を行った。

研修等を通じて職員へのポリシーの周知を図る一方、情報セキュリティ対策実施状況の自己点検・評価を行い、庁内の情報セキュリティ水準の引き上げを図った。

また、庁内の情報システムの安全性・信頼性の確保を図るため、各種情報セキュリティ関連規程の整備状況や不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する脆弱性を評価することを目的に情報セキュリティ監査を実施し、監査結果に基づき所要の措置を行った。

#### 5. IT人材育成の推進

金融行政を遂行するうえでIT知識を身につけることが必須と認識し、21年度から、新入職員及び職員の希望者を対象に「IT基礎知識研修」という研修科目を創設した。受講者はITパスポート試験合格程度の知識習得を目指しており、研修終了後、当該試験の受験を推奨している。

また、総務省主催の情報システム統一研修への参加を勧奨し、IT知識の習得に努めている。

21年4月から、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、職員を大学院に派遣しており、22年4月にも職員1名の派遣を行った。

## 第7節 報道・広報

### I 報道対応

#### 1. 報道発表及び記者会見等の実施（資料2-7-1参照）

平成21事務年度においては、544件の各種報道発表を行っている。

これらのうち、重要なものについては、政務三役（大臣、副大臣及び大臣政務官）による記者会見や担当者による記者説明を行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるように努めている。

なお、記者会見をはじめとする情報発信については、閣議後の定例大臣記者会見（毎週2回）に関して、平成21年10月より、従来からの記者クラブ向け会見に加え、外国メディアや専門紙・雑誌記者、フリー等ジャーナリストを対象とした会見を別途開催した（両会見は、22年6月に一本化）。また、副大臣・大臣政務官による随時の記者会見や、事務方による記者ブリーフィングについても、上記のジャーナリストに開催を案内し参加を得ており、主要外国紙・国内経済誌などの記者クラブに所属していない媒体に対して、金融庁の施策・考え方を直接的に発信・説明する機会を増加させた。

また、海外向け情報発信の充実・強化を図るため、当庁の重要な政策を中心に英文による公表を推進しており、21事務年度においては、52件の英文による報道発表を行っている。

#### 2. 政務三役等による各種媒体での取材対応等

所管の各種施策等に関する政務三役等への新聞・雑誌・テレビ等各種媒体等からの取材・出演等の要請に対しては、金融行政に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、できる限り積極的に対応している。21事務年度においては、延べ325件のインタビュー・番組出演等に応じている。

### II 広報活動

#### 1. 金融庁ウェブサイトによる広報の充実

「中小企業金融円滑化法」、「改正貸金業法の全面施行」、「詐欺的な投資勧誘への注意喚起」等、国民生活に重大な関わりがある分野を中心に、ウェブサイトの情報内容の充実を図るとともに、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」及び、その英語版である「FSA Newsletter」の特集やお知らせコーナーを活用し、写真や図、表を用いて正確でわかりやすい情報発信に努めている。

#### 2. 政府広報の活用（資料2-7-2参照）

金融行政にかかる広報を限られた予算の中で効率的・効果的に行うため、金



融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-7-2のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

## 第8節 情報公開等

### I 開示請求の動向

#### 1. 情報公開

##### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、21年度の開示請求の受付件数は133件となっている。

##### (2) 主な開示請求

21年度に受付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 個別金融機関からの不祥事件届・報告書等の文書
- ② 個別金融機関からの届出・営業報告書等の文書
- ③ 行政処分関連資料等

開示請求の受付及び処理状況（21年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	0	37	2	21	23	9	4	1
検 査 局	0	24	2	17	19	3	2	0
監 督 局	2	70	3	51	54	12	5	1
小 計	2	131	7	89	96	24	11	2
証券取引等 監視委員会	0	2	0	2	0	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	133	7	91	96	24	11	2

（注1）本表は、21年4月から22年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」2件については、22年6月30日までに全て決定済。

（注3）22年度における6月30日までの開示請求件数は39件である。

※ うち10件は6月30日までに決定済。

##### (3) 不服申立等

21年度における不服申立受理件数は2件となっている。うち1件は21年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている（他の1件も21年6月30日までに諮問済）。

21年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は3件（前年度以前からの繰越事案）。すべて同年度中に裁決・決定を行っている。

## 2. 個人情報

### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、21年度の開示請求の受付件数は1,972件となっている。

### (2) 主な本人情報の開示請求

21年度に受け付けた本人情報の開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 本人からの個別金融機関に対する申立ての記録
- ② 公認会計士試験における本人の点数

開示請求の受付及び処理状況（21年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	0	5	1	0	1	4	0	0
検 査 局	0	0	0	0	0	0	0	0
監 督 局	0	7	0	6	6	1	0	0
小 計	0	12	1	6	7	5	0	0
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	45	1960	1497	13	1510	5	0	39
合 計	45	1972	1498	19	1517	10	0	39

（注1）本表は、21年4月から22年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」39件については、開示請求者による取り下げ1件、補正手続中1件を除いて、22年6月30日までに全て決定済。

（注3）22年度における6月30日までの開示請求件数は142件である。

※ うち123件は6月30日までに決定済。

（注4）同一の者から受け付けた複数の開示請求について、まとめて開示決定等の処理を行っているものがあるため、繰越・受付件数と処理件数は合致しない。

### (3) 不服申立等

21年度における不服申立受理件数は0件となっている。（前年度からの繰越事案も0件）。

## Ⅱ 文書管理等の状況

### 1. 文書管理の状況

(1) 金融庁においては、金融庁行政文書管理規則等を踏まえ、行政文書の管理状況についての自主点検・内部監査の実施等や、職員の情報管理に関する意識向上のための研修等を通じて、その保有している情報の管理の徹底に努めている。

しかしながら、21 事務年度（21 年 7 月～22 年 6 月）において、金融庁保有の情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が12件発生した（FAX 誤送信、MO 誤返却、行政文書の所在不明、モバイルパソコンの紛失など）。

ただし、上記の事例では、誤送信、誤返却については回収したほか、所在不明文書なども外部に漏えいした可能性は極めて低く、2 次被害は確認されていない。

### (2) 再発防止策

上記事案を受けて金融庁は、既に、事案の原因を究明の上、以下の再発防止策を講じている。

- ① 文書受付における取扱いの見直し
- ② 退庁時の行政文書の適切な管理の徹底
- ③ FAX 送信時の留意事項に係る事務連絡の発出、誤送信防止への注意喚起、FAX により文書を送付する際のルールの再徹底
- ④ 文書の取扱いにかかる規則、個人情報の管理にかかる規則の見直し
- ⑤ 上記について研修等を含めた職員への指導、周知等

#### 【金融庁文書取扱規則、金融庁個人情報管理規則の改正の概要】

文書紛失、個人情報漏えい等の事故発生後の対応について、事案の問題点・原因分析、再発防止策等を検討・作成の上、迅速に報告するよう、報告の提出期限の明確化及び報告様式のフォーマット化を行なった。

### 2. 内部管理体制

#### (1) 教育研修

新規採用者、転入職員及び全職員を対象に情報管理研修を実施（合計 11 回）。

#### (2) 自主点検・内部監査

各課室において自主点検（21 年 8 月、22 年 2 月）を実施。

また、自主点検後に、監査チームによる監査（21 年 9 月）、フォローアップ監査（21 年 3～4 月）を実施。

## 第9節 金融機関等との意見交換

金融庁としては、金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を素早く把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績 (平成21年7月～22年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
信用組合	生命保険会社	損害保険会社	証券会社
3回	8回	11回	2回
投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者	信託
1回	1回	1回	4回
外資系事業者団体	監査法人	取引所	—
2回	3回	1回	—

## 第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-10-1参照）

平成18年4月1日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、21年7月から22年6月末までの1年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続37件のほか、任意の意見公募手続12件、計49件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

## 第11節 金融行政アドバイザー制度

### I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが、①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考1）金融行政アドバイザー委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）                 | : 17名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等     | : 16名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等      | : 8名  |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 14名 |

（参考2）金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所あるいは勤務先のいずれかを有する者。

### II 平成21事務年度における取組み

#### 1. 金融行政に関する意見等を報告

21年11月～22年6月、財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーより金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられた意見等は今後の金融行政の企画立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務に際しても重要な情報として活用していくこととしている。

#### 2. 金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いたほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いた。

## 第12節 金融サービス利用者相談室

### I 概要（資料2-12-1～2参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。平成21年4月1日からは、ナビダイヤルを導入し、全国一律の通話料金で相談等を受け付けている。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
3. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
4. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

### II 相談等の受付状況（資料2-12-3参照）

21年4月1日から22年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は52,875件となっている。1日当たりの平均受付件数は219件となっており、20年度（207件）に比べやや増加している。
2. 分野別では、預金・融資等が19,681件（37%）、保険商品等が11,730件（22%）、投資商品等が14,075件（27%）、貸金等が5,994件（11%）、金融行政一般・その他が1,395件（3%）となっている。
3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。  
（1）預金・融資等については、融資の実行・返済に関する相談や一般的な照会・質問等が寄せられており、平成21年12月に中小企業金融円滑化法が施行されたこと等



から、受付件数は20年度に比べて増加している。

- (2) 保険商品等については、保険金の支払認定や、保険会社の顧客対応に関する相談等が寄せられており、受付件数は20年度に比べてやや減少している。
- (3) 投資商品等については、金融商品取引業者、無登録業者に関する相談等が寄せられており、受付件数は20年度に比べて減少している。
- (4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関する相談等が寄せられており、受付件数は20年度に比べてやや減少している。

4. また、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介しており、21年度では、新たに、中小企業金融円滑化法に関する相談や未公開株取引に関する相談、改正貸金業法に関する相談等の相談事例等を追加して74事例とした。

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

21年4月1日～6月30日・・・21年7月31日公表(第16回)

21年7月1日～9月30日・・・21年10月30日公表(第17回)

21年10月1日～12月31日・・・22年1月29日公表(第18回)

22年1月1日～3月31日・・・22年4月28日公表(第19回)

### 第13節 政策評価への取組み（資料2-13-1参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：20年7月～24年3月）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間は21年度より4月～翌年3月末までの会計年度ベースに変更）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

なお、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

#### 【評価の実施状況】

年度	実績評価	事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の事前評価 (RIA)
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—	
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—	
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—	
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件	
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—	
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件

#### (参考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：個人投資家の参加拡大）
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化）

- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）
- 規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。平成19年10月より評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。平成22年5月より評価の実施が義務化された。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価、事業評価及び総合評価について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「活動について」中の「政策評価」を参照。

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

#### 第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号）の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備

##### I 経緯

信頼と活力ある金融・資本市場の構築を図るための措置を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、21年6月17日に成立し、6月24日に公布された。改正法においては、①信用格付業者に対する規制の導入、②金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設、③特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し、④有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入、⑤金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ、⑥開示規制の見直し等の措置が講じられた。

これを受け、改正法の施行に必要な関係政令・内閣府令の整備を行い、当該政令・内閣府令は12月28日に公布され、以下の部分を除いて、22年4月1日に施行された。

1. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る部分（22年7月1日に施行予定）
2. 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限及び金融機関による指定紛争解決機関の利用義務付けに係る部分（22年10月1日に施行予定）

##### II 概要（資料3-1-1～2参照）

###### 1. 関係政令・内閣府令の概要

###### (1) 信用格付業者に対する規制の導入

改正法では、信用格付業を公正かつ的確に遂行するための体制が整備された格付会社について、内閣総理大臣の登録を受けることができるとの登録制の下、登録を受けた格付会社（信用格付業者）に対する規制・監督の枠組みを整備した。

これを受け、政令・内閣府令では、以下の措置を講じた。

ア. 信用格付業者による体制整備の要件として、

- ① 格付プロセスの品質管理、独立性・公正性の確保
- ② 利益相反防止、法令等遵守、苦情対応、監督委員会の設置

等を規定。

イ. 信用格付業者の禁止行為の細目として、担当の格付アナリストが格付対象商品の発行者等から金銭・物品を受けることの禁止等を規定。

ウ. 情報開示の対象となる格付方針等の要件・説明書類の記載事項を規定。

エ. 無登録業者の格付を提供する際の金融商品取引業者等の説明義務として、

① 格付付与に用いられた方針・方法の概要

② 格付の前提・意義・限界等

を規定。

## (2) 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

改正法では、金融商品サービスに係るトラブルについて、裁判外の簡易・迅速な解決手段を提供する金融ADRの法的枠組みを新たに整備した。具体的には、苦情処理・紛争解決を行う法人・団体（紛争解決機関）を主務大臣が指定し、紛争解決の中立性・公正性を確保しつつ、金融商品取引業者等に対し、手続応諾や結果尊重等の義務を課し、紛争解決の実効性を確保する枠組みを整備した。

これを受け、政令・内閣府令では、紛争解決機関の指定に当たり、説明会により業務規程に係る意見聴取を実施し、業務規程に異議を有する金融機関の割合が1/3以下であることを要件として規定する等の措置を講じた。

## (3) 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

改正法では、プロとアマの移行手続きについて、

① プロからアマへの移行の効果（改正前は1年）は、顧客の申出があるまで有効にする

② アマからプロへの移行については、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能にする

等の枠組みを整備した。

これを受け、政令・内閣府令では、顧客の意思確認を適切なタイミングで行う必要があることから、アマからプロへ移行した者が、プロの更新を申し出ることができる期間を期限日の1か月前以降とする等の措置を講じた。

## (4) 有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入

改正法では、個人顧客を相手方とする証券CFD取引等の増加を踏まえ、有価証券店頭デリバティブ取引に関して、金融機関間の取引など投

資家保護に支障がないと認められるものを除き、顧客からの証拠金に係る分別管理義務の対象とする枠組みを整備した。

これを受け、政令・内閣府令では、分別管理義務の対象外となる取引として、第一種金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）・適格機関投資家（有価証券残高 10 億円以上の法人等）・資本金 10 億円以上の株式会社等を相手方とする取引を規定する等の措置を講じた。

また、これに関連して、個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引について、証拠金規制を導入した。

#### （５）金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

改正法では、金融商品取引所による商品市場の開設（取引所本体による参入）や、金融商品取引所と商品取引所のグループ化（親子会社形態・持株会社形態による参入）を可能とするなど、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを可能とするための枠組みを整備した。

これを受け、政令・内閣府令では、金融商品取引所の議決権保有の制限について、金融商品取引所又は商品取引所が株主となる場合の扱いを同等とする規定を整備する等の措置を講じた。

#### （６）開示規制の見直し

改正法では、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う観点から、「有価証券の売出し」の定義から、「均一の条件」を削除するとともに、既発行有価証券の売付け勧誘等について、有価証券の性質（外国国債等、主要海外取引所の上場有価証券、その他の有価証券）及び投資者の属性（適格機関投資家のみ、少人数又は多数の一般投資者等）に応じ、法定開示、簡易な情報提供、開示免除とする開示規制を整備した。また、社債等の発行登録制度を見直し、発行登録書の記載事項として、「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」の記載ができる枠組みを整備した。

これを受け、政令・内閣府令では、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しとして、

- ① 通常法定開示が不要となる外国証券売出し（対象は、外国国債、外国上場株券等）の要件として、インターネット等により容易に価格・発行者情報が取得できること等を規定する
  - ② その際、提供・公表される外国証券情報の提供につき、その内容（発行者情報等）・提供方法（インターネット等）を規定する
- 等の措置を講じた。

さらに、目論見書制度の見直しとして、

- ① 投資信託受益証券の交付目論見書について、交付目論見書の記載内

容を極めて重要な投資情報に限定し、大幅に簡素化することにより、投資家にとって読みやすく、利用しやすいものとする

- ② すべての有価証券に係る目論見書について、目論見書を電子交付により交付することについての投資者の同意を得る方法として、書面及び電磁的方法に電話その他の方法を追加する等の措置を講じた。

## 第2節 金融・資本市場に係る制度整備について（資料3-2-1～3参照）

### I 経緯

今次の世界的な金融危機を受け、店頭デリバティブ取引やヘッジ・ファンドなどに関して海外・国内において様々な議論が行われている。こうした各般の議論や我が国の実態を踏まえ、我が国として対応すべき諸課題について、第174回通常国会に向けた具体的検討を開始することとし、平成21年11月13日、「金融・資本市場に係る制度整備について」における政務三役の指示により、①店頭デリバティブ取引に関する規制、②ヘッジ・ファンドに関する規制、③証券決済・清算態勢の強化、④証券会社の連結規制等、⑤投資家保護・取引の公正の確保の各項目について、市場関係者等から適宜調査等を行うこととした。同年12月17日には、市場関係者等からの実態調査も踏まえ、国際的な議論や我が国の金融システム・金融業の実情に照らし、的確な対応を行う等の視点に立って、「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」を公表し、同骨子案について市場関係者等との意見交換を行う等、更に広く意見を募集した。

22年1月21日に発表した「金融・資本市場に係る制度整備について」は、これらの意見を踏まえてとりまとめたものである。また、ファンド販売業者や信託会社等に対して行政処分が行われた場合等において、当局がファンド販売業者等の破産手続開始や新受託者の選任等を申し立てる権限が設けられていないことから、投資者の被害が拡大する等の事態が発生している。従って、投資家保護・受益者保護の観点から、こうした事態に対応するための制度整備を併せて行った。

具体的には、以下の内容となっているが、このうち法律改正を要する事項を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（次節参照）が22年3月9日に国会に提出され、同年5月12日に可決・成立し、同年5月19日に公布されたところである。

今後、上記改正法の施行に向けた作業を行っていくほか、法律改正を要しない事項（政令・内閣府令によるもの、市場関係者等の取組みによるもの）についても検討を進めているところである。（次節以降参照）

### II 概要

#### 1. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

##### （1）清算集中の対象及び清算機関制度

ア. 取引量が多額な店頭デリバティブ取引（現状、金利スワップ取引のプレーン・バニラ型）について、国内清算機関、リンク方式、外国清算機関いずれかへの清算集中義務を課す。

イ. 我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある店頭



デリバティブ取引（現状、CDSの指標取引のうちiTraxx Japan）について、国内清算機関への清算集中義務を課す。

ウ．外国清算機関のリンク参入及び直接参入に当たっては、以下を参入要件とする国内清算機関制度に準じた制度を整備し、当局が継続的に監督する。

（ア）値洗い等のリスク極小化機能について国内清算機関と代替性が高い執行・運用体制を有すること

（イ）外国当局の適切な監督下にあること

エ．清算集中義務の対象業者は、取引規模の大きい金融商品取引業者等とする。

オ．国内清算機関に対する主要株主規制及び資本金規制を導入する。

## （２）取引情報の保存・報告

取引情報蓄積機関、清算機関、金融機関から当局への店頭デリバティブ取引情報の提出を可能とする制度を構築する。

## 2. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

### （１）国債取引の決済リスク削減

市場関係者において、以下の取組みに関し、22年前半を目途とする工程表の作成・公表を目指す。併せて、国債取引の清算集中を法令上措置することを検討する。

ア．日本国債清算機関の利用拡大を図るための態勢強化を行う。

イ．決済期間の短縮、フェイル発生時の取扱いルール確立・普及を図る。

### （２）貸株取引に係る証券決済・清算態勢の強化

関係者において、清算集中又はDVP決済のルール化の時期を含む工程表を早急に作成・公表すべきである（22年中を一つの目途）。

### （３）我が国の清算機関の体制のあり方

金融商品毎に清算機関が分立している状況（5機関に分立）の改善を図るべく、市場関係者による、各金融商品を通じた清算体制の整合性に配慮した検討が望まれる。

## 3. 証券会社の連結規制・監督等

### （１）証券会社の連結規制・監督の導入

ア．一定以上の総資産額を有する証券会社については、当該証券会社とその子会社を対象とする連結規制・監督を行う。

イ．その中で、グループ全体の業務・リスク状況の把握が必要と判断される者については、親会社等を含むグループ全体の連結規制・監督を

行う。ただし、他業法によるグループ全体の連結規制・監督が行われている場合には重複規制を避けるとともに、親会社が外国当局による規制・監督を受けている場合や、証券会社と一体的に業務を運営しているとは認められない場合には、実情を踏まえ適切な対応を行う。

(2) 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

金融商品取引業者の適切な業務運営等の確保のために必要な場合に、主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対する措置命令を可能とする。

(3) 保険会社の連結財務規制

保険契約者等の保護を図る観点から、保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループ全体を対象とする連結財務健全性基準を導入する。

4. ヘッジ・ファンド規制

(1) 登録対象の拡充等

ア. 我が国のヘッジ・ファンド運用者は、金融商品取引法上の登録投資運用業者等として規制を課せられている。届出対象となっているプロ向け集団投資スキームも実態として、システミック・リスクを招く可能性のあるヘッジ・ファンドに該当するものは確認されていないことから、登録対象に変更する必要はない。

イ. 外国投資信託を国内から直接設定等する運用は、現在の金融商品取引法の対象外となっているが、この形態による運用も、ごく一部にみられるため、登録対象とする。

(2) ファンドのリスク管理状況に係る報告事項等の拡充

国際的な議論等を踏まえ、また、運用者の事業実態を勘案しつつ、ヘッジ・ファンド運用者から当局に対し、運用財産のリスク管理状況等を継続的に当局に報告する等の報告事項の拡充を各国と協調して行う。

5. 投資家保護・取引の公正等の確保

(1) 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

地方公共団体について、投資家保護の一層の充実の観点から、「アマへ移行可能なプロ」から「プロへ移行可能なアマ」に分類を変更する。

(2) デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

デリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者等と引き続き意見交換を行い、22年前半を目途に結論を得るよう検討する。

(3) 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大する。

(4) 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者の選任等の申立権の整備

信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者等の選任等について、当局による申立てを可能とする。

6. その他

(1) 空売り報告制度の整備

将来における空売りポジション報告・公表制度の恒久化について、① 価格規制のあり方、②店頭取引を含むデリバティブ取引のポジションを報告対象とすること及び報告方法、③公表内容についてどう考えるかを含め、引き続き総合的に検討する。

### 第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）について

#### I 経緯

今次の世界的な金融危機を受け、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）等の店頭デリバティブ取引について、欧米では、決済・清算に係る市場インフラの整備が不十分であったこともあり、取引相手方の破綻等により決済を履行できないリスクが深刻化した。

このため、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け（清算集中）、市場の透明性の向上に向けた取組みに関して国際的に様々な議論が行われている。

加えて、証券会社等の経営等に大きな影響力を有する株主による不適切な影響力行使が証券会社等の経営に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、証券会社の組織の巨大化・複雑化（グループ化）が進む中、証券会社の行う業務に係るリスクの全体像の把握が困難となる場合が存在するようになってきている。

このような中、我が国においても、国際的な議論に対応して、店頭デリバティブ取引等に係る決済の安定性・市場の透明性の確保を図るとともに、金融機関に係るグループ規制・監督の強化を図り、我が国金融・資本市場の安定性・透明性を向上させ、もって投資家等の保護を確保することが喫緊の課題である。

こうした状況の下とりまとめられた「金融・資本市場に係る制度整備について」（前節参照）を踏まえ、我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図るために必要な制度整備を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を22年3月9日に国会に提出した。本法案は、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の審議を経て、同年5月12日に可決・成立し、同年5月19日に公布された。

#### II 概要（資料3-3-1～3参照）

金融商品取引法等の一部を改正する法律は、我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図るために必要な制度整備を行うものであり、①店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け、②取引情報保存・報告制度の整備、③証券会社の連結規制・監督の導入等、④保険会社の連結財務規制の導入、⑤金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備、⑥信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備、⑦裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備等の措置を講じるものである。

主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け
  - (1) 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け
    - ア. 金融商品取引業者等に対し、店頭デリバティブ取引等のうち、取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであって、その特性にかんがみ、我が国において清算する必要があるものについては、金融商品取引清算機関の利用を義務付けることとした。
    - イ. 金融商品取引業者等に対し、店頭デリバティブ取引等のうち、取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものについては、金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む）又は外国金融商品取引清算機関の利用を義務付けることとした。
  - (2) 金融商品取引清算機関に係る規制の見直し等
    - ア. 金融商品債務引受業の定義について、現行の「債務の引受け」を「債務を、引受け、更改その他の方法により負担すること」に改めるとともに、取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものに係る適用除外を設けることとした。
    - イ. 金融商品取引清算機関の免許審査基準に、未決済債務等の決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていることを追加することとした。
    - ウ. 金融商品取引清算機関に対し、資本金規制を設けることとした。
    - エ. 金融商品取引清算機関の主要株主規制として、次の事項を規定することとした。
      - ① 5%を超える議決権の保有者となった者に対し、内閣総理大臣への届出義務を課す。
      - ② 20%以上の議決権の取得・保有をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととし、認可手続その他の所要の規定を整備することとした。
      - ③ 金融商品取引清算機関の主要株主に対する報告徴取・検査、認可の取消しその他の監督に関する所要の規定を整備することとした。
  - (3) 外国金融商品取引清算機関制度の創設
    - ア. 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者は、免許を受けて金融商品債務引受業を行うことができることとし、免許審査基準として、未決済債務等の決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備さ

れていること等を規定し、免許申請手続その他の所要の規定を整備することとした。

イ. 外国金融商品取引清算機関の業務方法書、役職員の秘密保持義務その他の外国金融商品取引清算機関の業務に関する所要の規定を整備することとした。

ウ. 外国金融商品取引清算機関に対する報告徴取・検査、業務改善命令、業務停止命令、免許の取消しその他の監督に関する所要の規定を整備することとした。

#### (4) 金融商品取引清算機関と外国金融商品取引清算機関等との連携制度の整備

ア. 金融商品取引清算機関は、内閣総理大臣の認可を受けて、連携清算機関等（他の金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者）と連携金融商品債務引受業務に関する契約を締結して連携金融商品債務引受業務を行うことができることとした。

イ. 認可審査基準として、認可申請を行う金融商品取引清算機関及び連携清算機関等において、未決済債務等の決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること等を規定し、認可申請手続その他の所要の規定を整備することとした。

ウ. 連携金融商品債務引受業務の停止命令、認可の取消しその他の監督に関する所要の規定を整備することとした。

## 2. 取引情報保存・報告制度の創設

### (1) 取引情報の保存及び報告等

ア. 金融商品取引清算機関等に対し、取引情報の保存及び内閣総理大臣への報告義務を課すこととした。

イ. 金融商品取引業者等に対し、取引情報の保存及び内閣総理大臣への報告義務を課すこととする。加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関（外国において取引情報蓄積業務に類する業務を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の収集及び保存に係る取引情報を取得することが見込まれる者として内閣総理大臣が指定する者）による取引情報の保存及び内閣総理大臣への報告を選択できることとした。

ウ. 内閣総理大臣は、取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するほか、必要があると認めるときは、金融商品取引清算機関等又は取引情報蓄積機関に対し、取引の概要を明らかにするために必要と認められる事項の公表を命ずることができることとした。

(2) 取引情報蓄積機関制度の創設

- ア. 内閣総理大臣による取引情報蓄積機関の指定制度を設けるとともに、指定の要件、役員の兼職の認可制、役職員の秘密保持義務その他の所要の規定を整備することとした。
- イ. 取引情報蓄積機関に対する兼業の承認制、業務規程の認可制その他の取引情報蓄積機関の業務に関する所要の規定を整備することとした。
- ウ. 取引情報蓄積機関に対する報告徴取・検査、業務改善命令、指定の取消しその他の監督に関する所要の規定を整備することとした。

3. 証券会社の連結規制・監督の導入等

(1) 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

第一種金融商品取引業者及び投資運用業者の特定主要株主（50%を超える議決権を保有する者）に対して、内閣総理大臣への届出義務を課すとともに、特定主要株主に対する措置命令その他の監督に関する所要の規定を整備することとした。

(2) 一定規模以上の第一種金融商品取引業者に係る規制

- ア. 特別金融商品取引業者（総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者）に対して、内閣総理大臣への届出義務を課すとともに、所属する企業グループの財務状況等の報告を義務付けることとした。
- イ. 特別金融商品取引業者に対して、当該特別金融商品取引業者及びその子法人等に係る連結ベースの事業報告、説明書類の縦覧、連結自己資本規制比率の届出・縦覧を義務付けることとした。  
併せて、当該連結自己資本規制比率に応じて特別金融商品取引業者に対する措置命令を可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとした。
- ウ. 特別金融商品取引業者の子会社等に対する報告聴取・検査に関する所要の規定を整備することとした。

(3) 一定規模以上の第一種金融商品取引業者の親会社に係る規制

- ア. 特別金融商品取引業者の親会社又は子法人等が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合において、それらの業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益又は投資者保護のため特に必要であると認められるとき、内閣総理大臣が当該親会社を以下のイからエまでの規制・監督の対象として指定する制度を設ける（他法令（外国の法令を含む）に基づいて適切な監督を受けていると認められる場合は、指定しないことができる）とともに、指定親会社（当該指定を受けた親会社）に対する書類の提出義務その他の所要の規定を整備することとした。
  - ① 当該親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っていること。

② 当該親会社又はその子法人等が当該特別金融商品取引業者に対し、資金調達に関する支援であって、その停止が当該特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものを行っていること。

イ. 最終指定親会社（指定親会社のうち同一の企業グループの中の最上位の者）に対して、当該最終親会社及びその子法人等に係る連結ベースの事業報告、説明書類の縦覧、連結自己資本規制比率の届出・縦覧を義務付けることとした。

併せて、当該連結自己資本規制比率に応じて、最終指定親会社や当該最終指定親会社の子会社である特別金融商品取引業者（対象特別金融商品取引業者）に対する措置命令を可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとした。

ウ. 指定親会社に対して対象特別金融商品取引業者の業務改善のための措置を命じることを可能とするほか、指定親会社が支払不能に陥るおそれがある等の場合に、当該指定親会社に対して対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置等を命ずることや、当該対象特別金融商品取引業者に対して業務停止を命ずることを可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとした。

エ. 指定親会社や当該指定親会社の子会社等に対する報告徴取・検査に関する所要の規定を整備することとした。

#### 4. 保険会社の連結財務規制の導入

##### (1) 保険会社の経営の健全性の確保

内閣総理大臣は、保険会社及びその子会社等に係る額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができることとした。

##### (2) 保険持株会社に係る経営の健全性の確保等

ア. 内閣総理大臣が、保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として、当該保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができることとした。

イ. 保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにする命令は、保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じて定めるものでなければならないこととした。

#### 5. 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備 内閣総理大臣による破産手続開始の申立てが可能な範囲を、投資者保護



基金に加入している金融商品取引業者から金融商品取引業者全般に拡大することとした。

6. 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備  
信託業の免許取消し等の際、内閣総理大臣による新受託者選任等の申立ても可能とすることとした。

7. 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備  
裁判所による禁止・停止命令に違反した法人に罰則を課することができるよう、規定を整備することとした。

#### 8. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とした。

- (1) 金融商品債務引受業の適用除外、金融商品取引業者全般に対する内閣総理大臣による破産手続開始の申立権の整備、信託業の免許取消し等の際の内閣総理大臣による新受託者選任等の申立権の整備等に係る規定  
公布の日
- (2) 裁判所の禁止・停止命令に違反した場合の両罰規定の整備に係る規定  
公布の日から起算して20日を経過した日
- (3) 保険会社の経営の健全性の確保等に係る規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- (4) 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け、取引情報保存・報告義務の導入等に係る規定 公布の日から起算して2年半を超えない範囲内において政令で定める日

## 第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用

### I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家、発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、適時に開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような開示諸制度の整備を進めている。

1. 金融商品取引法等の改正（平成21年6月17日成立）に伴う関係政令・内閣府令の整備（第2部第3章第1節参照）

2. 上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実

コーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実を図るため、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令を改正した。

(1) 「第三者割当増資」に係る有価証券届出書等において、割当予定先に関する情報、手取金の用途等の詳細な情報の開示を求めることとした。

また、「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(MSCB等)」について、その募集又は売出しに係る有価証券届出書等においてMSCB等の特質、MSCBにより資金調達する理由等の開示を求めるとともに（上記につき、いずれも、22年2月1日以後に提出する有価証券届出書等から適用）、有価証券報告書等においてMSCB等に係る権利行使の状況について開示を求めることとした（22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）。

その他、有価証券報告書等を定時株主総会前に提出することができるようにした（21年12月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用）。

（資料3-4-1参照）

(2) 上場会社の有価証券報告書等において、①コーポレート・ガバナンス体制（社外取締役又は社外監査役のコーポレート・ガバナンスにおける機能・役割、会社からの独立性に関する考え方等）、②役員報酬等（役員報酬等の総額・種類別総額、役員ごとの役員報酬等の総額・種類別額、役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針等）及び③株式保有状況（政策投資目的で保有する株式の総額、個別銘柄ごと銘柄、貸借対照表計上額、純投資目的で保有する株式の貸借対照表計上額の合計額等）についての開示を求めることとした（22年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用）。

また、株主総会における議決権行使結果（議案ごとの議決結果等）を臨時報告書において開示を求めることとした（22年3月31日以後終了する事業年度に係る定時株主総会から適用）。（資料3-4-2参照）

3. ライツ・オフERINGに係る有価証券届出書等の提出期限の短縮

ライツ・オファリング（新株予約権の無償株主割当て）について、新株予約権が取引所金融商品市場に上場され、売買が可能となる場合において、その新株予約権の株主割当てについての有価証券届出書の提出を権利割当日の25日前から15日前に短縮するとともに、発行登録追補書類の10日前提出を義務付けないこととした（22年4月23日以後に開始する有価証券の募集又は売出しから適用）。（資料3-4-3参照）

## II 内部統制報告制度の運用の見直しに向けた取組み

金融商品取引法に基づき、上場会社を対象に、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の「評価」と監査人の「監査」を義務づける内部統制報告制度が、20年4月1日以後開始する事業年度から導入された。

22年5月21日、6月10日には、制度導入後の実際の取組みに基づく、財務諸表作成者、監査人等からの要望・意見を踏まえた内部統制報告制度の運用の見直しを行うため、企業会計審議会内部統制部会を開催し審議を行った。引き続き、同部会において、内部統制報告制度の簡素化・明確化に向けて、見直し項目・内容について具体的な審議を行い、内部統制の基準、実施基準等の改訂を行う予定である。（資料3-4-4参照）

## III EDINET（電子開示システム）再構築後の運用状況等

18年3月に策定された「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）の導入及びそれに伴うシステムの再構築を行い、20年3月17日に新システムが稼動した。なお、21年度のEDINETへのアクセス件数は、月約590万件（平均）、XBRLによる財務諸表のダウンロード件数は月約100万件（平均）になっている。

システム開発としては、「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、問題のある大量保有報告の早期発見機能、利用者への注意喚起機能等を新たに設けた。さらに、EDINETで提出されているXBRLデータの利活用の向上を図ることを目的とする「投資情報の充実及び利活用に向けたIT化の促進（個人投資者等の市場参加促進事業）」事業が21年度補正予算で措置され、「XBRLの対象範囲の拡大等に係るタクソノミ等の開発」並びに「投資情報の利活用促進に向けた情報提供機能開発」を行っている。

また、XBRLの国際的共通化を推進するため、当庁、米国証券取引委員会（SEC）、国際会計基準委員会財団（IASCF）の三者間において、タクソノミ構造の主要な差異について議論を行い、22年1月に国際標準技術仕様が取りまとめられた。

## IV 公認会計士等に対する監督等

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、虚偽のある財務書類について故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士・監査法人に対して厳正な処分を行った。

また、公認会計士・監査審査会の検査結果に基づく勧告を踏まえ、監査法人の監査業務の適正な運営を確保するため、監査法人に対して業務改善命令等を行うとともに、改善の進捗状況についてフォローアップを行うなど、適正な監督に努めてきた。

21 事務年度の公認会計士法に基づく処分等は次のとおり。

- |   |           |           |                     |
|---|-----------|-----------|---------------------|
| ① | 21 年 7 月  | 監査法人 1 法人 | 業務停止 1 ヶ月、業務改善命令    |
|   |           | 公認会計士 1 名 | 業務停止 3 ヶ月           |
|   |           | 公認会計士 1 名 | 業務停止 1 年 3 ヶ月       |
|   |           | 公認会計士 1 名 | 業務停止 1 年 6 ヶ月       |
| ② | 21 年 12 月 | 公認会計士 1 名 | 業務停止 1 ヶ月           |
| ③ | 22 年 5 月  | 監査法人 1 法人 | 業務の一部の停止 1 年、業務改善命令 |

21 年 7 月に「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会中間取りまとめ」を公表するとともに、合格者等の意識改革や企業に対し就職説明会の参加の呼びかけ、経済界における周知活動など、関係団体と連携しながら合格者が経済界で活躍するような環境整備に向けた取り組みを行った。

さらに、公認会計士試験合格者の経済界等への就職は進んでおらず、現状のまま推移した場合、公認会計士となるために必要な実務経験を満たすことができないことが懸念されるなどの状況を踏まえ、試験・資格制度のあり方について検討するため、21 年 12 月に「公認会計士制度に関する懇談会」を設置した（資料 3-4-5 参照）。22 年 6 月までに 8 回開催し、一定のとりまとめに向けての議論を行った（資料 3-4-6 参照）。

（参考）

- ・ 公認会計士の登録数 : 20,082 名 (22 年 6 月末現在)
- ・ 監査法人の数 : 203 法人 (22 年 6 月末現在)

## 第5節 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

### I 経緯

F×取引については、近年、内外の金利差が縮小してきていること等から、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展してきており、

- ① 顧客保護（ロスカットルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ）
- ② 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）
- ③ 過当投機

の観点から問題があるとされた。また、平成21年4月24日に、証券取引等監視委員会から、金融庁に対して、F×業者に対する規制のあり方について、建議がなされた。（資料3-5-1～2参照）

これを受け、同年5月29日に、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」についてパブリックコメントに付し、当該内閣府令は同年8月3日に公布された（22年8月1日に施行予定）。（資料3-5-3参照）

（注）証券取引等監視委員会の建議の具体的内容

- ① 区分管理の方法の見直し
- ② ロスカットルールの制定
- ③ 適切な保証金の預託
- ④ 登録申請時の徴求書類等の見直し

### II 概要

F×取引について、既に顧客の証拠金の区分管理方法を金銭信託に一本化することや、ロスカットルールの整備・遵守の義務付けを行う措置を講じてきた。

それらの措置に加えて、今回の改正では、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とするF×取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する。

施行日は、準備期間を考慮し、22年8月1日とし、また、施行後1年間は、証拠金率を2%とする経過措置を設けている。

## 第6節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

### I 金融商品取引所をめぐる動き

#### 1. コーポレート・ガバナンス向上に向けた取組み

東京証券取引所では、平成21年度の最重点課題として、20年度に引き続き「上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備」を掲げ、有識者等から成る「上場制度整備懇談会」において検討を行った。

21年6月に公表された、金融審議会・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告の内容等も踏まえ、東京証券取引所では、同年12月に、取締役会のあり方や独立役員の確保等の上場会社のガバナンス機構をめぐる問題に対応する所要の上場制度整備を行うなど、コーポレート・ガバナンス向上に向けた取組みを行っている。

#### 2. 大阪証券取引所によるジャスダック証券取引所の合併等

大阪証券取引所は、21年9月、子会社であるジャスダック証券取引所株式会社239,000株(23.9%)を追加取得し、同取引所を完全子会社化した。その後、22年4月に同取引所を吸収合併し、また、同年10月には、大阪証券取引所が開設している新興市場(ヘラクレス(大証)及びJASDAQ・NEO(旧ジャスダック証券取引所))の統合を予定している。

### II 証券決済システム改革の取組み

#### 1. 経緯

元年のG30の勧告(注)を契機に、証券決済の重要性が国際的に認識されるようになり、各国で決済リスクの削減に向けた取組みが進展した。我が国においては、証券決済取引のグローバル化の下で証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題であるとの認識から、金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」(12年6月)も踏まえつつ、証券決済システム改革に取り組んできた。

(注) G30(Group of Thirty)とは、世界の有識者からなる国際金融・経済問題に関する提言等を行う非営利のシンクタンク。元年に「世界の証券市場における清算および決済システム」という勧告を公表して、世界的な反響を呼んだ。

#### (1) 統一的な振替制度の整備

金融庁はこれまで、法務省や財務省等の関係省庁とともに、13年の「短期社債等の振替に関する法律」によりコマーシャル・ペーパー(CP)について、14年の「証券決済制度等の改革による証券市場整備のための

関係法律の整備等に関する法律」(注1)により社債や国債、投資信託受益権等について、16年の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(注2)により株式等について、それぞれ振替制度の整備を行うことによって、有価証券の種類をまたがる統一的な振替制度の整備を推進してきたところである(注3)。

(注1) 同法により、「短期社債等の振替に関する法律」が「社債等の振替に関する法律」に改正された。

(注2) 同法により、「社債等の振替に関する法律」が「社債、株式等の振替に関する法律」に改正された。

(注3) このうち、国債は15年1月から、CPは15年3月から、社債等は18年1月から、投資信託受益権は19年1月から、上場投資信託受益権(ETF)は20年1月から、株式等は21年1月から、受益証券発行信託の受益権は22年7月から振替制度が稼働。

## (2) 世界的な金融危機を踏まえた対応

今次の世界的な金融危機を受け、我が国として対応すべき諸課題について整理し、22年1月21日に「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表した。証券決済システムに関連する取組みとして、①店頭デリバティブ取引について、一定の取引規模がある取引を対象にした清算集中義務や取引情報の保存・報告義務等の導入、②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化(日本国債清算機関の態勢強化、貸株取引に係る清算集中又はDVP決済のルール化等)が盛り込まれた。これらのうち、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関利用の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を22年3月9日に国会に提出し、5月12日に可決・成立し、5月19日に公布された。

## 2. 21年度の措置状況等

### (1) 受益証券発行信託の受益権の振替制度の稼働

受益証券発行信託の受益権の振替制度の稼働に向け、金融庁では、法務省とともに、必要となる規定の整備を行うための政令・内閣府令及び当該振替制度の稼働日を22年7月1日とする施行日政令を策定し、同年1月に公布された。また、実務関係者における検討事項のうち、法令に関わるものについて、適宜助言・回答を行う等、市場関係者と密接に連携をとり、当該制度が予定どおり稼働するように努めた。

### (2) 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上の観点から、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(第3節参照)において、一定の

店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告制度を創設するといった措置を講じた。

(3) 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化については、「金融・資本市場に係る制度整備について」(第2節参照)において、市場参加者に対し検討を行うことを求めている。このうち、国債取引の決済リスクの削減については、日本国債清算機関の態勢強化の他、国債取引の決済期間の短縮化やフェイル慣行の確立・普及の方策について市場関係者において検討が進められ、金融庁としても、市場関係者の取組をサポートすべく検討に参加し、22年6月29日、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」が公表された。(資料3-6-1参照)

Ⅲ 会計基準・監査における国際的動向への対応

1. 会計基準における国際的動向とわが国の対応

(1) コンバージェンスに向けた取組み

2002年10月、「ノーワーク合意」に基づき、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)はコンバージェンスに向けた取組みを開始した。両者は、2006年2月に、コンバージェンスに向けた覚書(MOU)を公表し、2008年9月に更新した際には、残る主要なコンバージェンスプロジェクトを、2011年までに完了させるとの明確な時期を示している。また、G20首脳会合においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の実現、2011年6月までのコンバージェンスプロジェクトの完了が求められている。このような中、2009年11月に、IASBとFASBからコンバージェンスに向けた共同声明が公表され、主要な項目を2011年6月までに達成することを目標とした具体的なマイルストーンが示されたが、2010年6月に、スケジュールを見直したコンバージェンス計画が公表された。

我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)においては、2005年3月からIASBとの間で会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを行なわれており、2008年12月にはASBJが「東京合意」(2007年8月)に示された短期コンバージェンス項目の終了を公表した。両者は、2009年9月にロンドンで開催された会合において、両者は会計基準のコンバージェンスに向けた協力の継続を確認した。ASBJにおいては、IASBと定期的に会合を開催しているほか、FASBとも定期協議を行っている。(資料3-6-2参照)

(2) IFRSの採用に向けた取組み



## ア. IFRSの導入

IFRSは現在100を超える国・地域によってその利用が強制、または任意適用されている。わが国におけるIFRSの採用については、2009年6月に企業会計審議会より「わが国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表された。これを受け、同年12月に連結財務諸表規則等を改正し、2010年3月期末から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業に対し、連結財務諸表へのIFRSの任意適用を認めている。（資料3-6-3参照）

一方、米国では、米国証券取引委員会（SEC）から、2008年11月にIFRSの採用に関するロードマップ案が公表され意見募集が行われていたが、2010年2月に、国際会計基準に関する声明が公表され、2011年にIFRSの採用に関する判断を行うことが示されたほか、その判断のための作業計画が公表された。今後、SECは作業計画の進捗状況を定期的に公表する予定にしており、2010年10月までに第1回目の公表が予定されている。（資料3-6-4参照）

## イ. IFRSの円滑な導入に向けた対応

わが国におけるIFRSの任意適用を円滑に行うために、実務の参考として、2009年12月にIFRSに基づく連結財務諸表の開示例を公表し、2010年4月にIFRSに基づく四半期連結財務諸表の開示例を公表した。

また、IFRSの導入に際しての課題整理、その対応についての方針・戦略等の検討のために、2009年7月に民間会計関係者により「IFRS対応会議」が設立されており、金融庁もオブザーバーとして参加している。さらに、国際会計基準の非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、2010年3月に、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が、民間団体により設立され、金融庁もオブザーバーとして参加している。

このほか、外部での講演会へ参加するとともに、金融機関向け説明会等を実施することで、IFRSへの理解促進や円滑な導入に向けた取組みを支援している。（資料3-6-5～6参照）

## ウ. IFRSへの関与

IFRSが単一で高品質なグローバルな会計基準となるためには、日本の企業実態・慣行も考慮される必要がある。現在、ASBJを中心として民間関係者から積極的な意見発信が行われており、金融商品会計や退職給付会計等の見直しに際して、日本からの意見も一部踏まえた改訂が行われている。

IFRSの策定に対しては我が国からの関与も強化されており、IASBには山田辰巳氏（元中央青山監査法人社員）がメンバーとして、

I A S Bの母体である国際会計基準委員会財団（I A S C F）には、藤沼亜起氏（日本公認会計士協会相談役）及び島崎憲明氏（住友商事特別顧問）が評議員として参加している。藤沼氏においては、2010年5月にI A S C F評議員会副議長に就任している。I F R Sの解釈指針を策定しているI F R S解釈指針委員会には、鶯地隆継氏が、I A S Bへの助言機関であるI F R S助言会議には、金子誠一氏（日本証券アナリスト協会理事）及び米家正三氏（伊藤忠商事常勤監査役）がメンバーとして参加しているほか、I F R S助言会議には、金融庁もオブザーバーとして参加している。（資料3-6-7参照）

### （3）世界的な金融危機への対応

世界的な金融危機を受け、G20「金融・世界経済に関する首脳会合」会合（2008年11月・米国ワシントンDC、2009年4月・ロンドン、同年9月・米国ピッツバーグ）及び金融安定理事会（F S B）等において、会計基準設定主体に対し、金融商品の評価、連結、引当等に関する基準の改善、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するための規制当局との協働や基準設定主体のガバナンスの強化に関する提言が行われた。（資料3-6-8参照）

金融庁は、国際的な知見を持つシニアリーダーから金融危機に関して意見を求めるために、I A S BとF A S Bが共同で時限的に設置した金融危機諮問グループ（F C A G）にオブザーバー参加し、金融商品の会計基準に関する議論を中心とした幅広い分野への議論を行い、同年7月に報告書を公表した。（資料3-6-9参照）

### （4）基準設定主体のガバナンス強化

上記のG20の勧告を受けたI A S Bのガバナンス改善については、I A S C Fに対する監視機関として2009年1月にモニタリング・ボードが設置され、金融庁長官、SEC委員長、EC担当委員、証券監督者国際機構（I O S C O）専門委員会副議長及び新興市場委員会議長がメンバーとなっている。（資料3-6-10参照）

モニタリング・ボードは、2009年7月に第2回会合（アムステルダム）、2010年4月に第3回会合（ロンドン）を開催したほか、2009年7月に「金融機関の財務報告上の論点に関する専門的な対話の促進に関する声明」、9月に「会計基準及び基準設定の原則に関する声明」、11月にI A S BとF A S Bが公表した会計基準のコンバージェンスに向けた共同声明を歓迎する声明をそれぞれ公表するなど、精力的に活動を行っている。（資料3-6-11参照）

なお、世界におけるI F R Sの急速な拡大を受けて、モニタリング・ボードは、そのガバナンス機関としての役割を見直すことを2010年7月に公表した。モニタリング・ボードの見直しにあたり、ワーキング・グ

ループが設立され、金融庁の河野総括審議官が議長を務めることになった。

## 2. 監査に関するわが国の対応と国際的動向

### (1) 国際監査基準（I S A）への対応

世界の会計士団体の国際組織である国際会計士連盟（I F A C）は、国際的な監査基準である国際監査基準（I S A）等の基準設定活動を行っている。I F A Cにおける基準設定活動のデュープロセスの監視や事後評価を行う組織として「公益監視委員会（P I O B : Public Interest Oversight Board）」が設置されており、我が国からは、北村歳治氏（早稲田大学教授）がメンバーとして出席している。

I S Aの設定を行う国際監査・保証基準審議会（I A A S B）には、2009年3月よりA S B Jの関口研究員がメンバーとして参加しており、また、企業会計審議会より五十嵐委員がオブザーバーとして出席している。

I F A Cによる明瞭性プロジェクトが2009年3月に完了したことを受け、各国において、明瞭化版I S Aへの対応を検討・実施しているところ、日本においても明瞭化版I S Aへの対応について検討を行い、2010年3月に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、監査基準の改訂が行われた。

（注）明瞭性プロジェクト：I S Aにおいて、監査人による必須の手続きと任意の手続きの書き分けが従来不明確であったため、これを明確化するとともに、基準の構成を見直すプロジェクト。

### (2) 外国監査法人等の届出制度

外国監査法人等の届出制度は、2008年4月から施行され、外国監査法人等が、我が国において開示される財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ金融庁に届出を要することとなった。

2009年9月には、外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続きや留意事項を定めるため、公認会計士・監査審査会と共同で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を公表した。当該考え方においては、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている。これを受けて、諸外国の監査監督機関との間で、情報交換の取極めの締結等に向けた協議を進めている。（資料3-6-12参照）

(3) EUによる監査の同等性評価等への対応

EUでは2006年6月に法定監査指令が採択された。同指令は、域内市場に上場する域外国の企業の監査を行う域外国の監査事務所等についても、各EU加盟国の所管当局に登録して直接の監督に服するか、又は当該域外国において、EU指令に定められているものと「同等」の監督体制に服することを求める方針で、ECは、現在、同等性評価の作業を進めている。

2008年8月、ECは、法定監査指令に基づく域外国の監査事務所等の登録義務の経過措置に関する欧州委員会決定を公表した。当該経過措置は、日本を含む30カ国の監査事務所等が、EU加盟国当局に対し、監査事務所等の名称・住所・法的形態や、監査に適用される監査基準・監査人の独立性要件等の情報を提供している場合、法定監査指令に基づく登録を2010年7月まで免除することとしている。

また、2010年2月、ECは日加瑞の監査監督当局をEU域内の監査法人の監査調書等を送付することのできる域外国当局として、適格性を認める内容の決定を公表した。

金融庁は、これまで、日EU金融ハイレベル協議等を通じ、監査人監督のあり方等について、欧州委員会等との協議を進めてきている。

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 中小企業金融円滑化法（平成21年11月30日成立）について

#### I 経緯（資料4-1-1参照）

世界的な金融・資本市場の混乱により、我が国においても厳しい経済・金融情勢及び雇用環境が続いており、中小企業からは、資金繰りがなお厳しく、かつてない深刻な状況にあるとの声が聞かれたところである。こうした中、21年9月、金融庁は、亀井金融担当大臣（当時）の指示により、中小企業庁とも協力しつつ、「貸し渋り・貸し剥がし」対策として、政府・与党議員からなる「貸し渋り・貸し剥がし」対策ワーキングチームを設置し、検討を開始することを公表した。

この検討を踏まえ、金融庁は、10月、金融機関に対して、中小企業や住宅ローンの借り手から申込みがあった場合に、貸付条件の変更等に努める義務を課すこと等を内容とする「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（以下「中小企業金融円滑化法案」という。）」を中心に、検査・監督上の措置など関連する施策を併せて実施する「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的なパッケージ」を公表した。

このうち、中小企業金融円滑化法案については、10月30日に、第173回臨時国会に提出され、11月30日に成立した。なお、11月27日の参議院財政金融委員会において、附帯決議が付されている。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法」という。）については、中小企業の資金需要が高まる年末金融に間に合わせる事が重要という認識の下、これを速やかに施行するため、政令・内閣府令等を、パブリックコメント手続きを経て早急に整備し、12月3日に、法律と政令・内閣府令を併せて公布した上で、12月4日に施行した。また、本法律の施行に併せ、金融検査マニュアル及び監督指針も制定・改定し、12月4日より適用している。（第9章第7節、第20章第1節参照）

なお、中小企業金融円滑化法の施行日である12月4日には、本法律の対象とはなっていない、政府関係金融機関や貸金業者などの中小企業向け貸付けや住宅ローンの貸し手に対して、本法律の趣旨を踏まえた対応を行うことを期待することなどを内容とする、金融担当大臣談話（「中小企業金融円滑化法の施行にあたって」）を公表している。

#### II 法律の概要（資料4-1-1～2参照）

中小企業金融円滑化法は、以下に掲げる4つの柱からなっている。

##### 1. 金融機関の努力義務

本法律の対象となる金融機関（預金取扱金融機関）は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう

努める。

また、借入れが複数金融機関にわたる場合もあることから、金融機関は、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努める。

## 2. 金融機関自らの取組み

金融機関は、貸付条件の変更等を適正かつ円滑に行うために必要な体制を整備するとともに、整備した体制及び貸付条件の変更等の状況を、定期的に開示する義務を有する。

## 3. 行政上の対応

金融機関は、貸付条件の変更等の実施状況を金融庁等それぞれの監督当局に定期的に報告する義務を有する。監督当局は、これを取りまとめて公表する。

## 4. 更なる支援措置等

政府は、中小企業向けの信用保証制度の充実等、必要な措置を講じるものとする。また、本法律は、23年3月末までの時限法とされている。

### Ⅲ 政令・内閣府令の概要（資料4-1-3参照）

中小企業金融円滑化法に併せて、政令・内閣府令が公布・施行されており、以下のような点について、本法律の実施に必要な細目が規定されている。

- ・ 貸付条件の変更等の対象となる中小企業者の範囲
- ・ 金融機関が緊密な連携を図るべき政府関係金融機関等の範囲
- ・ 金融機関に義務付けられる体制整備の内容
- ・ 金融機関に義務付けられる開示・当局への報告の内容

### Ⅳ その他

中小企業金融円滑化法の活用にあたっては、金融機関のみならず、借り手の十分な理解が重要であるため、金融庁は、本法律の内容や、本法律と併せて制定・改定された金融検査マニュアル、監督指針の内容について、幅広く周知するため、中小企業向け、住宅ローンの借り手向けのパンフレットを作成し、関係団体に配布した。

このほか、金融庁幹部等による全国各地での説明会（金融機関向け、中小企業向け）を開催するとともに、新聞・インターネット上での政府広報も積極的に展開した。

## 第2節 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について（資料4－2－1～2参照）

### I 経緯

共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実に契約を履行することが求められる事業であり、契約者保護等の観点が重要である。

平成17年の保険業法改正においては、このような点も踏まえ、それまで保険業法の規制対象とされていなかった「特定」の者を相手方として保険の引受けを行う、いわゆる「共済事業」についても、原則として保険業法の対象とする等の措置が講じられた。

他方、保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に適合することが直ちには容易でないものも存在しており、また、公益法人については、公益法人制度改革により、25年11月までに新法人に移行することとなり、新法人への移行後は、そのままの形態では、共済事業をおこなうことができない状況となっている。

以上を踏まえ、17年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とするため、22年5月11日、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を第174回通常国会に提出した。

なお、同法律案は、同年5月26日に衆議院財務金融委員会に付託されたが、同国会の会期末に継続審議案件とされた。

### II 概要

同法律案は、17年の保険業法改正時に、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業である特定保険業を行っていた者等であって、一般社団法人又は一般財団法人であること等の一定の要件に該当する者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとするものであり、契約者保護を図る観点から、認可特定保険業者に係る業務、経理等について、必要な規制を設けるとともに、認可特定保険業者に対する監督官庁に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととするものである。

### 第3節 資金決済に関する法律の制定（平成21年6月17日成立）に伴う関係政令・内閣府令の整備

#### I 経緯

資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）が平成21年6月17日に成立し、同月24日に公布された。

資金決済法は、①「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下「旧法」という。）において規制対象としていた商品券やカード内に金額等が記録されるプリペイド・カードに加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とする、②従来銀行等のみ認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるようにする（資金移動業の創設）、③銀行等間で生じた為替取引に係る債権債務の清算を行う者に対する適切な監督等を行えるようにする（資金清算機関に対する免許制の導入等）など、所要の制度整備を図るものである。

これを受け、資金決済法の施行に必要な関係政令・内閣府令をパブリックコメントに付し、22年3月1日に公布、4月1日に施行した（一部の規定を除く。）。

#### II 概要（資料4-3-1～6参照）

資金決済法の関係政令・内閣府令（資金決済に関する法律施行令、前払式支払手段に関する内閣府令、資金移動業者に関する内閣府令、資金清算機関に関する内閣府令、認定資金決済事業者協会に関する内閣府令、資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令等）の主な概要は、以下のとおりである。

##### 1. 前払式支払手段

###### （1）適用除外

資金決済法においては、旧法において規制対象とされていた商品券やプリペイド・カードに加え、いわゆるサーバ型の前払式支払手段を規制対象に加えたが、一定の施設又は場所に係る入場券等や、有効期間が6月以内のもの等、同法の適用除外となる前払式支払手段を定めることとした。

###### （2）届出・供託基準額

自家型前払式支払手段発行者の届出基準額及び前払式支払手段発行者の供託基準額を1,000万円と定めることとした。

###### （3）前払式支払手段発行者の資産保全義務

資金決済法においては、前払式支払手段発行者の資産保全の方法として発行保証



金の供託、発行保証金保全契約及び発行保証金信託契約のいずれかの方法を認めている。

ア. 発行保証金の供託

旧法と同様に、前払式支払手段発行者の資産保全の方法として、発行保証金の供託を規定している。

イ. 発行保証金保全契約の内容等

旧法と同様に、銀行等と発行保証金保全契約を締結することを認めたことから、発行保証金保全契約の内容とすべき事項、発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等について、所要の規定を設けることとした。

ウ. 発行保証金信託契約の内容

新たに信託会社等への信託（発行保証金信託）を資産保全の方法として認めたことから、発行保証金信託契約の内容とすべき事項、信託財産とすることができる預貯金や債券の種類、発行保証金信託契約を解除することができる場合等について、所要の規定を設けることとした。

(4) 発行保証金の取戻し

資金決済法においては、一定の場合に発行保証金の全部又は一部を取り戻すことを認めたことから、発行保証金の取戻しができる場合、その額及び取戻し手続等について、所要の規定を設けることとした。

(5) 発行保証金に係る権利の実行の手続等

発行保証金に係る権利の実行に関する事務を委託することができる者及び権利の実行の手続の内容等について、所要の規定を設けることとした。

(6) 供託義務が免除される銀行等

発行保証金の供託義務が免除される銀行等の要件及び供託義務が免除されるその他の者について、所要の規定を設けることとした。

(7) 表示義務

資金決済法においては、前払式支払手段発行者に対し、支払可能金額等、一定の事項を前払式支払手段に表示することを義務付けているが、前払式支払手段の券面の面積が狭い場合等における表示義務の緩和措置等や、前払式支払手段の発行に際し、書面その他の物を利用者に交付しない場合における利用者に対する情報提供の方法等について、所要の規定を設けることとした。

(8) 利用者への払戻し

資金決済法においては、一定の場合に、前払式支払手段発行者が、利用者（前払

式支払手段の保有者) に対し、前払式支払手段の残高を払い戻すことを認めたことから、払戻しが認められる場合について、所要の規定を設けることとした。

## 2. 資金移動

### (1) 少額の取引

資金決済法においては、資金移動業者が営むことができる為替取引を、少額の取引として政令で定めるものに限定している。そこで、少額の取引を100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定めることとした。

### (2) 資金移動業者の資産保全義務

#### ア. 未達債務の額等の算出方法

資金決済法においては、資金移動業者に対し、その債務の履行を確保するため、要履行保証額の保全義務を課しているところ、このような要履行保証額の算定基礎となる未達債務の額について、各営業日における算出時点において、資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額とすること等を規定することとした。

#### イ. 最低要履行保証額

資金移動業者が保全すべき最低要履行保証額を1,000万円と定めることとした。

#### ウ. 履行保証金保全契約及び履行保証金信託契約の内容等

資金決済法においては、資金移動業者の資産保全の方法として、履行保証金の供託に加え、銀行等と履行保証金保全契約を締結すること及び信託会社等への信託（履行保証金信託）を認めたことから、履行保証金保全契約及び履行保証金信託契約の内容とすべき事項等について定めることとした。また、履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等について、所要の規定を設けることとした。

### (3) 履行保証金の取戻し

資金決済法においては、資金移動業者が、一定の場合に履行保証金を取り戻すことを認めたことから、このような履行保証金の取戻しができる場合、その額及び取戻し手続等について、所要の規定を設けることとした。

### (4) 履行保証金に係る権利の実行の手続等

履行保証金に係る権利の実行に関する事務を委託することができる者及び権利の実行の手続の内容等について、所要の規定を設けることとした。

## 3. 資金清算

### (1) 剰余金の配当に係る最低純資産額

資金清算機関が株式会社である場合において、剰余金の配当に係る純資産額の最

低額を 20 億円と定めることとした。

## (2) 業務方法書の記載事項

資金決済法においては、資金清算機関は業務方法書の定めるところにより、資金清算業を行うこととしており、このような業務方法書の記載事項として、未決済債務等についての差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法について、所要の規定を設けることとした。

## 4. 認定資金決済事業者協会

資金決済法においては、一定の業務を行う一般社団法人について、認定資金決済事業者協会として認定することとしたことから、その認定の申請書の記載事項について定めることとした。また、資金決済法は、同協会の会員に対し、前払式支払手段発行者又は資金移動業者が行った利用者の保護に関する情報その他の利用者の利益を保護するために必要な情報を同協会に対して提供することを義務づけているが、このような情報の内容等について、所要の規定を設けることとした。

## 5. 指定紛争解決機関等

資金移動業者について裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入されることに伴い、紛争解決機関に係る指定の要件（業務規程に異議を有する資金移動業者の割合が3分の1以下であること等）、指定紛争解決機関が存在しない場合に資金移動業者が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置、登録申請書類の追加、利用者に対する情報の提供、社内規則等の整備等について、所要の規定を設けることとした。

## 6. その他

### (1) 施行期日

資金決済法の関係政令・内閣府令は、一部の規定（金融ADR関係）を除き、22年4月1日から施行することとした。

### (2) その他

前払式証票の規制等に関する法律施行令及び同法施行規則を廃止することとし、資金決済法の関係政令・内閣府令の施行に伴う経過措置、関係政令の改正等、所要の規定を設けることとした。

## 第4節 貸金業法の施行について

### I 経緯

多重債務問題の深刻化に加え、平成15年貸金業規制法改正法附則において、施行後3年を目途として必要な見直しを行うとされていたこと等を背景として、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成18年法律第115号。以下「改正貸金業法」という。）が18年12月13日に可決・成立し、同年12月20日に公布された。また、改正貸金業法を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の関係政令・内閣府令が整備され、19年11月7日に公布された。

改正貸金業法は、貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生を防ぐことを目的としているが、一方で改正貸金業法の施行により、急激な与信の引締め等が生じないよう、段階的に施行されてきた。本事務年度においては、総量規制の導入（借入残高が年収の3分の1を超える者への新規の貸付けを停止）、上限金利の引下げ（年利29.2%→15～20%）、貸金業務取扱主任者の営業所への配置の義務化、財産的基礎の5千万円への引上げを含む完全施行が22年6月18日に実施された。（資料4-4-1参照）

#### （参考）改正貸金業法の段階的施行

- 第一段階（19年1月20日施行）
  - ・罰則の引上げ
- 第二段階（19年12月19日施行）
  - ・新貸金業協会の設立
  - ・取立て規制の強化 等
- 第三段階（21年6月18日施行）
  - ・貸金業務取扱主任者の国家資格の創設
  - ・財産的基礎の2千万円への引上げ
  - ・指定信用情報機関の指定申請の受付の開始
- 第四段階（22年6月18日施行）
  - ・総量規制の導入（借入残高が年収の3分の1を超える者への新規の貸付けを停止）
  - ・上限金利の引下げ（年利29.2%→15～20%）
  - ・貸金業務取扱主任者の営業所への配置の義務化
  - ・財産的基礎の5千万円への引上げ 等

### II 完全施行に向けた対応等

完全施行の円滑な実施に向け、講ずべき施策の必要性の有無などについて調査・検討するため、21年11月13日、金融庁及び消費者庁の副大臣・大臣政務官、並びに法務省の大臣政務官から構成される「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が設置された。同プロジェクトチームにおいて、幅広い関係者からヒアリングを行うなど、調査・検討

が進められ、22年4月2日には、「借り手の目線に立った10の方策」を中心とする報告書「改正貸金業法の完全施行について」がとりまとめられた。(資料4-4-2~3参照)

同方策を推進するため、金融庁では、総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進、個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制における「年収」として算入、一定の要件を満たすNPOバンクに対する総量規制の適用除外等の施策を実施するため、改正貸金業法に関する内閣府令について、所要の改正を行った。また、改正貸金業法の周知と相談体制の充実を図ることを目的として、日本弁護士連合会、日本司法書士会、日本司法支援センター(法テラス)、日本貸金業協会、日本クレジットカウンセリング協会とともに、同年5月1日から「あなたは大丈夫?キャンペーン—貸金業法が大きく変わります!—」を開始した。(資料4-4-4参照)

さらに、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に代えて、同年6月21日、「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置された。(資料4-4-5参照)

(参考)「借り手の目線に立った10の方策」の概要

1. 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進  
○借入残高が総量規制に抵触している借り手が、月々の返済負担も少ない一本の借入れに借り換えることによって、段階的な返済が可能となるよう内閣府令改正を実施。
2. 個人事業者が提出する事業計画等の記載事項の簡素化  
○個人事業者が事業資金等の借入れのため、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合には、上限金額に特段の制約なく、借入れ可能。この計画等に最低限記載すべき事項について、簡素なフォーマット(「借入計画書」)を明示(日本貸金業協会の自主規制規則)。  
○さらに、総量規制の「例外」として行う個人事業者向け貸付けについて、貸付金額が100万円以下の場合には、より簡易な方法で返済能力の調査を行うことを可能にする内閣府令改正を実施。
3. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制における「年収」として算入  
○個人事業者が「消費者」としての借入れができるよう、個人事業者の事業所得のうち、安定的な年収として認められるものに限り、総量規制の基準となる年収の定義に追加する内閣府令改正を実施。
4. 総量規制の「例外」と「適用除外」の分類の再検討  
○資産の裏づけがある貸付け(有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け(居宅等を担保とする場合を除く))、将来的なキャッシュフローにより返済能力がある貸付け(不動産の売却代金により返済される貸付け)を総量規制の「例外」から「適用除外」に変更する内閣府令改正を実施。  
○海外において緊急に必要となった費用など、社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金の貸付けを総量規制の「例外」に追加する内閣府令改正を実施。  
○預金取扱金融機関からの貸付けを受けるまでの「つなぎ資金」に係る貸付けを総量規

制の「例外」に追加する内閣府令改正を実施。

5. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置

○改正貸金業法の円滑な施行のため、借入れに係る貸金業者の事務手続きの簡素化のための内閣府令改正を実施。

6. 健全な消費者金融市場の形成

○健全な消費者金融市場の形成に向け、改正貸金業法における多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、銀行・信金等が消費者向け貸付けを行う際の適切な審査や厳しい取立ての防止等について、所要の態勢整備を求め、監督指針を改正。

7. 多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化

○返済・新規借入れが困難になった者に対して、カウンセリング等を実施し、返済に問題がないと認められる場合には、生活資金・事業資金の必要な資金を貸し付けるセーフティネットを充実・強化。

8. 多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化

○債務整理のみならず、その後の生活再建のフォローアップを行っていけるよう、相談体制の更なる改善・強化を実施。

9. ヤミ金融対策の強化

○改正法の完全施行に併せ、関係者が連携を進め、ヤミ金融対策を一層強化。

10. 改正貸金業法等の広報活動

○改正貸金業法の認知度の向上を図るための広報活動を、消費者庁をはじめとする関係団体と協働して実施。

## 第5章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会

#### I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第7条）、現在その傘下に金融分科会（その下部機関として、第一部会、第二部会、特別部会）、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置されている。（資料5-1-1～2参照）

#### II 平成21事務年度の開催実績

##### 1. 第24回総会・第12回金融分科会合同会合（平成21年7月29日開催）

最近の金融審議会の活動状況や金融規制をめぐる内外の動向等について、事務局より説明を行った。

基本問題懇談会の設置及び今後の金融システムのあり方について、討議が行われ、基本問題懇談会を設置することが了承された。

##### 2. 基本問題懇談会（第1回（21年7月29日開催）～第8回（21年11月20日開催））

基本問題懇談会においては、今次の金融危機の経験を踏まえて、今後の我が国金融システムのあり方について審議が行われ、報告「今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」（21年12月9日）が取りまとめられた。（資料5-1-3参照）

## 第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

### I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

### II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、山下友信氏（東京大学大学院教授）である。

### III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成22年1月19日に第127回自賠審が開催された。

自賠審においては、自賠責保険の基準料率の検証結果に係る審議が行われた。

今回、損害保険料率算出機構から報告された料率検証結果については、21年度の予定損害率<sup>(注)</sup>138.7%、22年度の予定損害率138.2%であり、改定は必要ないものとされた。（20年4月の基準料率改定時における予定損害率133.8%）

この他、自賠責保険普通保険約款及び自賠責共済規程の一部変更並びに自賠責保険事業に係る認可について了承され、平成22年度自動車安全特別会計（旧自賠特会）の運用益の使途、同年度民間保険会社の運用益の使途、同年度JA共済の運用益の使途、自賠責診療報酬基準案について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100



## 第3節 企業会計審議会

### I 最近の活動状況

企業会計審議会（会長：安藤英義専修大学教授）は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、総会の下、企画調整部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料5-3-1参照）

なお、会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）において行われている。

### II 平成21事務年度の審議状況

#### 1. 総会における審議状況

22年3月26日、監査部会との合同会合を行い、21年6月30日に企業会計審議会が取りまとめた、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」後の関係者による諸課題への取組み状況など、国際会計基準（IFRS）の適用に向けた議論が行われた。

また、同中間報告では、我が国の会計基準とIFRSとのコンバージェンスに関して、連結財務諸表と個別財務諸表との関係を少し緩め、情報提供機能の強化や国際的な比較可能性の向上といった観点から、我が国固有の商慣行や会計実務に関連の深い個別財務諸表に係る会計基準に先行して、機動的に改訂していくという「連結先行」の考え方が示されている。（資料5-3-2参照）

その後、連結と個別の関係について、関係者間でさまざまな議論が行われ、連結先行を提示した企業会計審議会でも改めて議論してはどうかとの要請がなされた。

こうしたことから、22年6月8日に総会を開催し、個別財務諸表に係る会計基準のあり方について審議が開始された。22事務年度も引き続き総会で議論を行う予定である。

#### 2. 監査部会（部会長：友杉芳正早稲田大学大学院教授（注1））における審議状況

企業会計審議会では、国際監査基準（ISA）における明瞭性（クラリティ）プロジェクト（注2）終了を踏まえた、我が国監査基準の改訂について審議を行い、22年3月26日に開催された、総会との合同会合において、「監査基準の改訂に関する意見書」をとりまとめた。

（注1）22年3月31日退任

（注2）監査において必ず実施すべき手続き（要求事項）と、それ以外の手続きとに区分することにより、監査基準の内容を明確化するプロジェクト。2004年から開始され、2009年3月に完了。これにより、37本の基準が改正された。

#### 3. 内部統制部会（部会長：八田進二青山学院大学大学院教授）における審議状況

内部統制報告制度は、20年4月より導入されているが、財務諸表作成者や監査人等から、その後の実際の実践の取組みに基づく要望や意見が寄せられた。

こうした要望等を踏まえ、内部統制報告制度の運用の見直しを行うため、22年5月21日、6月10日に企業会計審議会内部統制部会を開催し審議を行った。引き続き、同部会において、内部統制報告制度の簡素化・明確化に向けて、見直し項目・内容について具体的な審議を行い、内部統制の基準、実施基準等の改訂を行う予定である。

## 第4節 多重債務者対策本部有識者会議

### I 経緯

平成18年12月に成立した改正貸金業法を受け、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、同月、内閣に、金融担当大臣を本部長とし、関係閣僚をメンバーとした「多重債務者対策本部」が設置された。また、多重債務者対策については、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、本部に「多重債務者対策本部有識者会議」が設置された。(資料5-4-1~2参照)

多重債務者対策本部有識者会議では、多重債務者対策の基本的な方針について精力的に議論が行われ、19年4月には、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、以下の4つを柱とする「多重債務問題改善プログラム」がとりまとめられた。

- ① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
- ② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
- ③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
- ④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

現在、同プログラムに沿って、多重債務者対策が進められている。(資料5-4-3参照)

### II 改正貸金業法の完全施行について

改正貸金業法の完全施行の円滑な実施に向け、講ずべき施策の必要性の有無などについて調査・検討するために設置された「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」(座長：大塚耕平金融担当副大臣)は、22年3月24日に報告書の座長試案「改正貸金業法完全施行に向けた対応について」を公表した。

これを受けて、同月26日に、多重債務者対策本部有識者会議が開催され、座長試案についての議論が行われた。

この多重債務者対策本部有識者会議での議論をも踏まえ、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」は、同年4月2日、「借り手の目線に立った10の方策」を中心とする報告書「改正貸金業法の完全施行について」をとりまとめた。

#### (参考) 多重債務者相談強化キャンペーン

「多重債務問題改善プログラム」の柱の1つである「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」の取組みとして、多重債務者対策本部は、昨年に引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2009」を実施した(21年9月1日~12月30日)。

同キャンペーンは、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、法テラス(日本司法支援センター)の主催によるもので、キャンペーン期間中に全国の都道府県と各都道府県の弁護士会・司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を開催した。

## 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

### 第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

#### I 「緊急雇用対策」

(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定。以下「雇用対策」という。)(資料6-1-1参照)

##### 1. 経緯等

「雇用対策」は、厳しい雇用情勢を踏まえ、国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会を実現する上で最も重要な基盤となるのは雇用の確保であるとの認識の下、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むために策定された。

「雇用対策」においては、「情勢に即応して『機動的』に対応する」、「『貧困・困窮者、新卒者への支援』を最優先する」、「『雇用創造』に本格的に取り組む」、という3つの視点に立ち、具体的施策が示されている。

##### 2. 金融庁関連の施策

「雇用対策」においては、金融庁所管に関する施策として、以下の施策が盛り込まれている。

- ①住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)
- ②中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

なお、上記法案として、臨時国会に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案」を21年10月30日提出し、法案は21年11月30日に国会で可決・成立、22年12月4日に施行した。

#### II 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」

(平成21年12月8日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)(資料6-1-2参照)

##### 1. 経緯等

「緊急経済対策」は、厳しい経済・雇用状況、直面する円高・デフレ状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするために策定された。

具体的には、当面の取組みとしての現下の経済・雇用情勢への「緊急対応」と、中長期的な取組みとしての「成長戦略への布石」の2つの視点に基づき、主に「雇用」「環境」「景気」という3つの柱について具体的施策が示されている。

## 2. 金融庁関連の施策

「経済対策」には、金融庁所管に関する施策として、以下の施策が盛り込まれている。

- ①「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行
- ②法律の実効性を高めるための検査・監督上の措置

第2節 「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定。  
以下「新成長戦略」という。）における金融庁の取組み（資料6-2-1～2参照）

## I 経緯等

21年12月30日に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」  
（以下「基本方針」という。）は、我が国の成長戦略の分野を「強みを活かす成長分  
野（環境・エネルギー、健康）」、「フロンティアの開拓による成長分野（アジア、観光・  
地域活性化）」、「成長を支えるプラットフォーム（科学・技術、雇用・人材）」とした上  
で、2020年までに達成すべき目標及び主な施策等を掲げた。

その後、「基本方針」に沿って施策の具体化や追加を行い、22年6月18日に「新成長  
戦略」が閣議決定された。「新成長戦略」においては、「グリーン・イノベーション」、「ラ  
イフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」、「科学・技術・情報通信」、「雇  
用・人材」、「金融」という7つの戦略分野の具体的施策が示されている。

## II 金融庁関連の施策

「新成長戦略」における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそ  
のサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることとされてい  
る。このことを踏まえ、金融庁所管に関する主な施策として、以下の施策が盛り込まれ  
ている。

### (1) 我が国企業・産業の成長を支える金融等

#### ア. 成長企業等への多様な資金調達が可能な金融市場の実現

- ①プロ向け社債発行・流通市場の整備
- ②新興市場等の信頼性回復・活性化策の検討
- ③外国企業等による英文開示の範囲拡大等
- ④取引所における業績予想開示の在り方の検討
- ⑤四半期報告の大幅簡素化
- ⑥会計基準・内部統制報告制度等について、中堅・中小企業の実態に応じたもの  
となるような見直し

#### イ. 地域・成長企業等に対する円滑な資金供給の実現

- ①将来の成長可能性を重視した金融機関の取組を促進するため、監督指針上の対  
応の実施、地域密着型金融の更なる推進も継続
- ②日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給を積極的に利用するよ  
う奨励
- ③経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確  
立し、また、保証人の資産・収入を踏まえた保証履行時の対応を促進するため、  
民間及び政府系の金融機関に対し監督上の措置を実施（監督指針の改正等）
- ④銀行本体によるファイナンス・リースの活用解禁、コミットメントライン契  
約の適用対象の拡大等に向けた制度の検討
- ⑤銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給解禁
- ⑥国際的な金融規制改革への積極的な対応

- (2) 成長を支えつつ、自らも成長する金融
  - ア. アジアの主たる市場（メイン・マーケット）たる日本市場の実現
    - ①金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの策定
    - ②総合的な取引所（証券・金融・商品）創設を促す制度・施策の検討
  - イ. 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大
    - ①アジア諸国に対する金融商品に関する横断的な投資者保護法制、電子記録債権等の日本型モデルの普及
    - ②アジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進
    - ③保険会社が海外不動産投資や外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討
- (3) 国民の資産を有効に活用できる資産運用へ
  - ①保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討
  - ②プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和
  - ③投資信託商品の多様化等に対応した投資信託・投資法人法制の見直しの検討（可能なものは順次実施）
- (4) その他の金融庁関連の施策
  - ①国内排出量取引所の創設
  - ②非居住者の社債利子非課税化
  - ③起業・転業支援策の抜本的強化
  - ④企業集積維持・事業引継ぎ円滑化策の抜本的強化
  - ⑤リバース・モーゲージの拡充等の検討
  - ⑥NPOバンクに対する総量規制及び指定信用情報機関の使用・情報提供義務等の適用除外の措置
  - ⑦地域金融を活用したファンドを通じた、「地域の志ある投資」の促進を年内を目途に検討

## 第3節 金融に関する税制

### I 平成22年度税制改正

平成22年度税制改正要望にあたり、金融庁は、個人投資家の積極的な市場参加の促進、海外投資家による我が国・金融資本市場への投資の促進に資する等の観点から、21年10月末、金融商品間の損益通算の範囲拡大、非居住者等による債券投資に係る利子の非課税措置の充実をはじめ、種々の税制改正要望を行った。なお、要望を取りまとめるにあたっては、金融庁ホームページにおいて広く税制改正に係る意見を募集したところ、計456件の意見が寄せられた。

要望の結果、平成22年度税制改正大綱（21年12月22日閣議決定）において金融証券税制を中心に様々な措置が認められた（資料6-3-1）。主要な措置は以下のとおり。

#### 1. 金融商品間の損益通算の範囲拡大（債券税制の見直し）

金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度税制改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討することとされた。

#### 2. 少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版ISA）の法制化

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入することとされた。

なお、本措置の概要は以下のとおり。

##### 【制度の主な概要】

- (1) 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
  - (2) 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
  - (3) 非課税投資総額 : 300万円（100万円×3年間）
  - (4) 保有期間 : 最長10年間
- #### 3. 新しい非居住者債券所得非課税制度（J-BIEM : New Japanese Bond Income Tax Exemption Scheme）の創設及び民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等
- 海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等が受ける振替社債等の利子等を非課税にするとともに、振替公社債利子等の非課税手続が大幅に簡素化された。
- また、民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、その適用期限を撤廃することとされた。



#### 4. 新たな生命保険料控除制度の法制化

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除について次のように改組し、各保険料控除（一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除）の合計適用限度額を国税 12 万円（地方税 7 万円）とすることとされた。

- (1) 介護・医療保障を内容とする主契約又は特約について、国税 4 万円、地方税 2. 8 万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設ける。
- (2) 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の所得控除適用限度額を、それぞれ国税 4 万円、地方税 2. 8 万円とする。

#### 5. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の見直し

火災保険等に係る準備金積立率の特例（4%）について、準備金の残高が正味収入保険料の 30%を超える事業年度を当該特例の適用対象外とする（積立率は本則の 2%）見直しを行った上、その適用期限を平成 25 年 3 月末まで 3 年間延長することとされた。

## II 金融税制研究会・調査会

証券税制については、軽減税率（10%）の適用期限の終了（23 年末）や日本版 I S A の導入（24 年以降）が予定されているほか、平成 22 年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成 23 年度税制改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」することが盛り込まれたところ。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年度税制改正要望をとりまとめるにあたり、証券税制のあり方について検討を行うために、大臣政務官を座長とする「金融税制研究会」が設置され、6 月末までに計 4 回開催されたところである（資料 6-3-2）。

金融税制研究会において論点整理がまとめられた後、7 月以降、副大臣を座長とする「金融税制調査会」において議論が進められる。

## 第4節 規制改革等に関する取組み

### I 規制改革に関する取組み

#### 1. 概要

政府は、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）や「新成長戦略（基本方針）」（21年12月30日閣議決定）を踏まえ、新たな需要創出に向け、行政刷新会議を中心に規制・制度改革に取り組んできた。その結果、21事務年度においては、政府の対応方針として、「規制・制度改革に係る対処方針」（22年6月18日閣議決定）等の形で取りまとめられた。

#### ▽21事務年度における規制改革への政府全体の取組状況

年・月	取組状況
21年6月	▽規制改革集中受付月間の実施（1日～30日） ・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
9月	▽行政刷新会議の設置（18日）
12月	▽規制改革会議が「更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～」を策定（4日）
22年1月	▽「ハトミミ. com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」を行政刷新会議へ報告（12日） ・ 6月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施または検討等を行うとされた事項について、規制改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。
1～2月	▽「国民の声」集中受付月間（第1回）の実施（1月18日～2月17日） ・ 国の予算及び組織の無駄根絶・効率化や国の規制・制度の改善等につながる提案を広く国民から受付。
3月	▽行政刷新会議 規制・制度改革に関する分科会の設置（29日）
6月	▽「「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針」を行政刷新会議へ報告（15日） ・ 1月～2月の集中受付月間で寄せられた要望及び「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等を検討した結果を踏まえ、各府省において実施または検討等を行うとされた事項について、規制改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。 ▽行政刷新会議 規制・制度改革に関する分科会が、「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」を取りまとめ、行政刷新会議へ報告（15日） ・ 医療、農業、環境等の分野における検討項目の対処方針を取りまとめ。 ▽「「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針」、「規制・制度改革に係る対処方針」を閣議決定（18日）

## 2. 具体的な取組み事例

### (1) 全国規模の規制改革要望への対応（資料6-4-1参照）

規制改革会議は、21年6月1日～30日を「規制改革集中受付月間」とし、この間、民間事業者、地方公共団体等から全国規模の規制改革要望の受付を実施した。

寄せられた要望への対応は、22年1月12日に「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」として、行政刷新会議に報告・了承された。

金融庁所管に関する施策としては、以下の施策が盛り込まれている。

#### ア. 各府省において実施するとされた事項

- ①公開買付けによって株券等を取得した公開買付者の大量保有報告書又は変更報告書並びに応募株主等の変更報告書による報告義務発生日に関する事項を追加
- ②「公開買付届出書」における「対象者の状況」の「株主の状況所有者別の状況」の記載
- ③信託受益権（特に不動産信託受益権、金銭債権信託受益権）の売買の媒介時における取引残高報告書の適用除外
- ④第二種金融商品取引業者における取引残高報告書の交付義務の免除
- ⑤公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書、四半期報告書（半期報告書）の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について

#### イ. 各府省において「検討」等を行うとされた事項

- ①再編時におけるグループ内法人向け債権への保証業務に関する規制緩和
- ②公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について

### (2) 行政刷新会議における取組み

国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議が設置された（21年9月18日閣議決定）。行政刷新会議においては、規制・制度改革に関して以下の取組みが行われた。

#### ア. 「国民の声」・集中受付月間（第1回）への対応（資料6-4-2参照）

行政刷新会議は、22年1月18日から2月17日の間、国の予算及び組織の無駄根絶・効率化や国の規制・制度の改善等につながる提案について広く国民から受付を実施した。寄せられた要望への対応は、「「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針」として、行政刷新会議に報告・了承された（22年6月18日閣議決定）。

金融庁所管に関する施策としては、以下の施策が盛り込まれている。

#### (ア) 各府省において実施するとされた事項

- ①EDINETの提出時間延長

- ②各省庁・財務局等における登録会社等一覧のホームページ公表内容について、統一の基準での公表
- ③有価証券届出書及び発行登録追補書類の様式（手取金の使途）と、記載上の注意の不整合について
- ④企業内容等の開示に関する内閣府令 記載上の注意の改正

(イ) 各府省において「検討」等を行うとされた事項

- ①海外不動産投資を行う保険会社の従属業務子会社にかかる従属要件の適用の緩和
- ②銀行等に対する保険販売規制の緩和
- ③銀行本体におけるリース業務の取扱い解禁
- ④企業内容等開示府令の改正（発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式の柔軟化）
- ⑤金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当条項を示した専用のリストによる個社名での公表
- ⑥有価証券届出書に記載する財務諸表の必要年限の見直し
- ⑦外国会社の継続開示義務の免除要件の見直し
- ⑧外国会社が金融商品取引法の規定により提出する財務計算に関する書類（財務書類）の作成基準の認可プロセス
- ⑨決算関係報告書類の見直し
- ⑩各種報告書類の定期的な見直し体制の整備
- ⑪銀行法上の特定子会社の業務範囲の拡大
- ⑫銀行代理業の許可要件等に関する規制緩和
- ⑬有報・四半報提出の度に行われる引受証券会社による社債の引受審査の期間短縮に向けた具体的指針の提示

イ. 「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案の再検討（資料6-4-2参照）

政府は、旧規制改革会議が「規制改革集中受付月間」において受け付けた規制改革要望のうち、未実現の提案について再検討を行った。その結果については、「「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針」として行政刷新会議に報告・了承された（22年6月18日閣議決定）。

金融庁所管に関する施策としては、以下の施策が盛り込まれている。

(ア) 各府省において実施するとされた事項

- ①「有価証券届出書」における売出人の住所記載
- ②有価証券届出書（2号の4様式）の株式公開情報に含まれる「第四部株式公開情報第2第三者割当等の概況2取得者の概況」に記載する内容を、一定の条件の下で簡略化すること

(イ) 各府省において「検討」等を行うとされた事項

- ①金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除
- ②銀行法上の特定子会社における特定資産を対象とするGP（ゼネラル・パー

### トナー) 業務の許容

- ③自己株式に係る大量保有報告書提出義務の撤廃
- ④インサイダー取引規制における純粋持株会社の特例について
- ⑤企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2第1項に定める訂正目論見書の公表方法に係る発行登録追補目論見書への準用
- ⑥公開買付期間中における自己買付け
- ⑦完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除
- ⑧発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化
- ⑨発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化
- ⑩ストックオプションの開示規制の適用除外
- ⑪公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化
- ⑫公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化

### ウ. 「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」の策定(資料6-4-3参照)

行政刷新会議のもとに設置された規制・制度改革に関する分科会(22年3月29日設置)は、①旧規制改革会議の提言、②「国民の声」に寄せられた提案、③新成長戦略に関連して提示された提案、④分科会委員等からの提案から検討対象事項を選定し、対処方針が所管府省庁等と合意が得られたものに関して、「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」を取りまとめた。本報告書は、行政刷新会議に報告・了承された(22年6月18日閣議決定「規制・制度改革にかかる対処方針」)。

金融庁所管に関する施策としては、以下の施策が盛り込まれている。

- ①農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施
- ②特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大
- ③「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化)
- ④金融商品取引法による四半期報告の簡素化

## II 構造改革特区に関する取組み

### 1. 概要

構造改革特区制度は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としている。地方公共団体等からの特区提案については、14年12月18日に構造改革特別区域法に基づいて設置された構造改革特別区域推進本部が、関係省庁等と連携しつつ、実現の可否を検討してきている。

▽ 21 事務年度中の構造改革特区推進への取組み状況

年・月	取組み状況
21 年 6 月	▽第 15 次特区提案募集（1 日～30 日） ・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 15 次提案を募集。
10 月	▽第 16 次特区提案募集（10 月 13 日～ 11 月 12 日） ・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 16 次提案を募集。
11 月	▽第 15 次特区提案に対する政府の対応方針（11 月 12 日） ・ 6 月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。
12 月	▽第 17 次特区（臨時）提案募集（21 年 12 月 9 日～22 年 3 月 31 日） ・ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、構造改革特区にかかる第 17 次提案を臨時に募集。
22 年 1 月	▽ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る過去の未実現提案等についての政府の対応方針（29 日） ・ 過去の未実現提案等について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。
3 月	▽第 16 次特区提案に対する政府の対応方針（25 日） ・ 21 年 10 月～11 月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。
6 月	▽ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（2 日） ・ 21 年 12 月から 22 年 3 月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。 ▽第 18 次特区提案募集（6 月 7 日～7 月 6 日） ・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 18 次提案を募集。

2. 具体的な取組み事例（資料 6－4－4 参照）

21 事務年度においては、構造改革特区の第 15 次提案（21 年 6 月）、第 16 次提案（同年 10 月～11 月）や、21 年 12 月 8 日に策定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づく構造改革特区の第 17 次臨時提案及び過去の未実現の提案等について各省庁で検討が行われた。

金融庁では、NPOバンクによる生活困窮者及びNPO法人等の起業・運営支援への貸付規制の緩和の提案に対し、NPOバンクが実施している「生活困窮者向けの貸付」や「特定非営利活動として行われる貸付け」などについて、非営利、低金利（7.5%）など、一定の要件を満たす場合は、総量規制の適用除外とすることとした（平成 22 年 6 月実施）。

### Ⅲ 「新しい公共」に関する取組み（資料6-4-5参照）

平成22年通常国会における総理の所信表明演説において打ち出された「新しい公共」というビジョンの普及と促進について議論を深めるため、22年1月より「新しい公共」円卓会議が開催され、22年6月まで計8回開催された。

（注）「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっている一人ひとりにも参加してもらい、それを社会全体として応援しようという新しい価値観をいう。

22年6月に開催された第8回会議では、「新しい公共」宣言及び「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応がとりまとめられた。

金融庁では、「新しい公共」の基盤を支える制度整備の観点から、いわゆるNPOバンクなどNPO等が支える小規模金融制度にかかわる見直しを行うこととし、特にNPOバンクについて貸金業法にかかる一定の規制緩和について、6月18日の改正貸金業法施行と同時の措置を行うこととした。

### Ⅳ 地域再生に関する取組み

#### 1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定。最終変更：22年4月23日）を定めている。

当該基本方針においては地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されているほか、内閣府地域活性化統合事務局においては、当該地域再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約のうえホームページに掲載している（当庁にかかる施策としては、資料6-4-6参照。）。

#### 2. 地域再生計画の認定

21事務年度において、内閣府地域再生事業推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第14回<21年9月10日～25日>、第15回<22年1月18日～29日>、第16回<22年5月10日～6月4日>）には、金融庁関連の地域再生事項は含まれていなかった。

## 第5節 消費者行政に関する取組み

### I 消費者庁・消費者委員会の設置（平成21年9月1日）

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者行政に関する事務を一体的に行うため、内閣府の外局として設置された。また、消費者行政全般に対して監視機能を有する独立した第三者機関として、内閣府に消費者委員会が設置された。

### II 「消費者基本計画」

（22年3月30日閣議決定）（資料6-5-1参照）

#### 1. 経緯等

消費者基本法において、政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下、「消費者基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。消費者庁と消費者委員会の創設により、新たなステージに入った消費者行政について、消費者基本法の基本理念にのっとり、22年度から26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」が22年3月30日に閣議決定された。新たな「消費者基本計画」では、重点的な取組みとして、①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援、②地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上、③経済社会の発展への対応が挙げられ、そのそれぞれについて今後5年間に講ずべき具体的施策が掲げられている。

#### 2. 金融庁関連の施策

新たな「消費者基本計画」には、金融庁所管に係る施策として以下のものが盛り込まれている。

##### （1）消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- ①「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施
- ②外国為替証拠金取引等の登録業者に対する金融商品取引法の厳正な運用、当局による破産手続き開始の申立て可能範囲の拡大
- ③未公開株取引等を利用した詐欺的商法に係る取締りの強化
- ④裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備
- ⑤消費者信用分野における諸問題について検討
- ⑥不正利用口座に関する情報提供の状況について公表、振り込め詐欺救済法における納付金の在り方について検討
- ⑦偽造キャッシュカード被害等、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進
- ⑧振り込め詐欺被害の防止に向けた取組みの促進

##### （2）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

- ①学校における消費者教育に対する支援
- ②社会教育施設等地域における消費者教育の推進



(3) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

- ①「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施（再掲）
- ②金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施等
- ③金融サービス利用者相談室の在り方についての検討

## 第6節 金融経済教育の取組み

### I 概要

金融経済教育については、多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定）に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」が、金融・資本市場競争力強化プラン（20年12月21日 金融庁）に「金融経済教育の一層の推進による金融経済リテラシーの一層の向上」が、更に、消費者基本計画（22年3月30日閣議決定）においても「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実」が盛り込まれているとおり、政府全体としてのその重要性が認識されているところである。

金融庁では、こうした背景から、17年6月に金融経済教育懇談会がとりまとめた「金融経済教育に関する論点整理」も踏まえ、以下のとおり様々な取組みを行っている。（資料6-6-1参照）

### II 金融経済教育の具体的な取組み状況

#### 1. パンフレット等の作成・配布

一般社会人及び高齢者等を対象に金融の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」、文部科学省と共同で作成した多重債務者発生予防のためのリーフレット「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」等を、全国の地方公共団体、高校、大学等に、消費者庁・警察庁と共同で作成した未公開株取引等に関する注意喚起を目的としたリーフレット「その「もうけ話」大丈夫ですか？詐欺的な投資勧誘にご注意ください」を、日本証券業協会等を通じて金融機関等に広く配布した。（資料6-6-2参照）

#### 2. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計や資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、財務局との共催で、那覇市、東京都、大阪市、広島市、名古屋市、仙台市で開催した。（資料6-6-3参照）

#### 3. 金融広報中央委員会との連携

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し、作文コンクールにおける審査や金融担当大臣賞の授与等の協力を行っている。

#### 4. 金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（21事務年度 18件）。（資料6-6-4参照）

#### 5. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(21 事務年度 19 件)。(資料 6-6-5 参照)

## 第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier1以下に制限）の導入に伴い、銀行等の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

### 1. 株式買取り再開等（21年3月9日公布、同年3月10日施行）

18年9月末までとされていた機構による株式買取り期限を24年3月末まで延長し、株式買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（20年度第2次補正予算で手当て、21年度も継続）。

### 2. 買取り対象の拡大（21年7月3日公布、同年7月6日施行）

さらに、上記株式買取り再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。

これらの措置を受け、21事務年度（21年7月～22年6月末）において、機構は、3,215億円（買取り再開後の累計は4,492億円）の株式等の買取りを行った。

### （参考）日本銀行による銀行保有株式の買入れ

日本銀行においても、平成14年9月、金融機関による保有株式削減努力をさらに促すため、金融機関からの保有株式の買入れを決定、同年11月から16年9月末までの間に累計20,180億円の株式の買入れを行った。これら買入株式の処分については、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市中売却は凍結されている。

また、株式市場の不安定な状況が続くことに鑑み、最大1兆円の枠内で、金融機関保有株式の買入れを再開することを決定した。この時の買入れは、21年2月23日から22年4月末まで行われ、買入累計額は3,878億円となった（処分は24年4月以降、29年9月末までの予定）。

## 第3部 金融監督等

### 第8章 業態横断的な監督をめぐる動き

#### 第1節 オフサイト・モニタリング

##### I オフサイト・モニタリングの意義

監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求めるなどして、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性及び業務の適切性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促している。

##### II オフサイト・モニタリングの実施

金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求め、常時把握し、分析を行っている。加えて、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するように努めている。

#### 1. 各業態におけるオフサイト・モニタリングの対応

##### (1) 預金取扱金融機関

毎期の決算に基づく報告のほか、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等のリスク情報について、各リスクの顕在化速度に応じた頻度で報告を求めるなど経営の健全性に関する検証や決算ヒアリング、総合的なヒアリング等の各種ヒアリングを実施している。

加えて、平成21事務年度においては、主要行等と中小・地域金融機関に関しては、「平成21事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成21事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を策定し、①ベター・レギュレーションを基本に据えた監督行政の一層の定着・深化、②リスク管理と金融システムの安定、③円滑な金融仲介機能の発揮、④顧客保護と利用者利便の向上等に重点を置いた監督を行った。

##### (2) 保険会社等

毎期の決算に基づく報告（業務報告書等）のほか、契約動向や資産の保有状況等について定期的に報告を求めるなど財務の健全性に関する検証や決算ヒアリング、保険計理人ヒアリング等を実施している。

加えて、21 事務年度においては、「平成 21 事務年度保険会社等向け監督方針」を策定し、①ベター・レギュレーションを基本に据えた監督行政の一層の定着・深化、②リスク管理の高度化の促進、③顧客保護と利用者利便の向上、④保険会社等の属性に応じた監督対応等に重点を置いた監督を行った。

### (3) 金融商品取引業者

毎期の決算に基づく報告（事業報告書等）のほか、金融商品取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高等について月次で報告を求めるなど財務の健全性に関して検証を行っている。

加えて、21 事務年度においては、金融商品取引業者等に関し、「平成 21 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」を策定し、①ベター・レギュレーションを基本に据えた監督行政の一層の定着・深化、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上等に重点を置いた監督を行った。

## 2. リスク分析の高度化

リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチで課題を早期に認識しうよう、金融システムにかかるリスクに関連する情報の収集及び分析を行うために設置されたリスク分析参事官室では、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいる。

## 3. モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの維持及び機能強化を図っている。

21 事務年度は、預金取扱金融機関、保険会社等及び金融商品取引業者を対象としてシステムを運用している。データの暗号化、オンラインによるデータ徴求等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に資しているが、金融機関をとりまく環境変化を踏まえ、分析機能の改修を実施するなどシステムの更なる機能強化を図った。

(参考) 我が国金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況及びリスク管理状況の把握（資料 8-1-1～8 参照）

証券化商品等の損失が我が国の金融システムにどのような影響を与えるかという問題意識の下、日常的なヒアリング等を通じ、金融機関のサブプライム関連商

品・証券化商品等の保有状況、リスク管理状況等の把握に努めている。

このうち、預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額や損失額については、19年9月末より四半期毎に公表を行っている。また、20年3月末からは、FSF報告書に示された先進的開示事例を踏まえ、証券化商品等の保有状況についても公表を行っている。なお、この公表に基づく22年3月末時点の我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況は以下のとおり（点線内はサブプライム関連商品）。

	証券化商品等全体		
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)
22年3月末	約16兆円	約▲1,500億円	約▲2.6兆円
	約3,600億円	約30億円	約▲1.0兆円
21年3月末	約18兆円	約▲7,700億円	約▲2.5兆円
	約4,500億円	約▲930億円	約▲1.0兆円

### Ⅲ 早期是正措置の概要及び運用

#### 1. 早期是正措置の趣旨（資料8-1-9参照）

10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、などが期待される。

#### 2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応

じて算出されたリスク資産額の合計額) を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$(注) \text{ 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (資本金等)}}{\text{リスクアセット額}}$$

### 3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、10年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

	自己資本比率		措 置 の 内 容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満4%以上	4%未満2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	4%未満2%以上	2%未満1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分 の2	2%未満0%以上	1%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止



#### 4. 発動実績

21 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件

(注) 労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

### IV 早期警戒制度について

#### 1. 趣旨 (資料 8-1-10 参照)

14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年 12 月に「早期警戒制度」を整備した。

#### 2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を求めるとして、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の 3 つの措置に加え、15 年 3 月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年 6 月末から新たに「信

用リスク改善措置」を追加した。

また、19年3月末から実施されたバーゼルⅡの第2の柱への対応として、18年3月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19年4月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15年8月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

さらに、金融商品取引業者に対しては、20年4月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。（資料8-1-11参照）

## 第2節 金融上の行政処分について

### I 行政処分の趣旨（資料8-2-1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

### II 行政処分の業態別発動状況（資料8-2-2参照）

21事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

※【 】内の件数は業務停止命令等（注3）の件数。

① 銀行等	:	19件【3件】
② 協同組織金融機関	:	4件【2件】
③ 金融商品取引業者等	:	64件【32件】
④ 保険会社等	:	8件【2件】
⑤ 貸金業者	:	2件【2件】
⑥ 特定目的会社	:	0件【0件】
⑦ 前払式証票発行者	:	0件【0件】
⑧ 抵当証券業者	:	0件【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（業務改善命令、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行も含む。）、地域銀行、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命も含む。）、損害保険会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理人）、をいう。

（注3）本節でいう業務停止命令等とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう。

### 第3節 反社会的勢力への対応について

#### I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

#### II これまでの対応

##### 1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

##### 2. 企業活動からの暴力団排除

(1) 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

(2) 金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、さらに、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

(3) 金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。また、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始した。

(4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道

府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

## 第4節 金融コングロマリット監督

### I 金融コングロマリット監督指針

平成17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」は、銀行業、保険業、証券業といった業態をまたがるグループ形態（金融コングロマリット）が多く見られることとなった状況を踏まえ、グループとしての財務の健全性や業務の適切性に重大な影響を与える可能性があるリスク等を整理するとともに、グループとしてのリスク管理態勢等に係る監督上の着眼点・留意点を明確化したものである。

### II 金融コングロマリットの概況

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう（「金融庁組織規則第8条第4項第1号」）。

22年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、121グループ、それらを構成する金融機関（銀行、保険会社、証券会社等）は309機関存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、監督指針に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し（18年7月から府令室）、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

## 第9章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き

### 第1節 監督指針・監督方針

#### I 主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針

##### 1. 主要行等向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、平成17年10月28日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、21事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

- (1) 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正（21年7月3日）

「産業活力再生特別措置法」が「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改正されたことに伴い、所要の改正を行った。

- (2) 株式会社企業再生支援機構法の施行に伴う改正（21年9月28日）

株式会社企業再生支援機構法の施行を踏まえ、貸出条件緩和債権に該当しないための「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の策定主体として同機構を明記する改正を行った。

- (3) 中小企業金融円滑化法の施行に伴う改正（21年12月4日）

中小企業金融円滑化法の施行に併せて、金融機関が中小企業融資について貸付条件の変更等を行っても貸出条件緩和債権に該当しない要件を従来に比べて拡充するなど、所要の改正を行った。

- (4) 報酬体系及び外国銀行支店への監督に関する改正（22年3月4日）

金融機関をめぐる国際的な議論を踏まえ、報酬体系及び外国グループの日本拠点における業務の適切性の確保について改正を行った。

- (5) 与信取引に関連したデリバティブ取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する改正（22年4月16日）

平成20年のリーマンショック以後の円高や景況の悪化により、契約済のデリバティブ取引に関する相談・苦情が当局にも多く寄せられたことを踏まえ、与信取引に関連したデリバティブ取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能について改正を行った。

- (6) 顧客等に関する情報管理態勢に関する改正（22年6月4日）

金融機関の保有する顧客等に関する情報の管理に関連し、情報漏えい・インサイダー取引等の不適切事例が相次いで発生した教訓を踏まえ、顧客等に関する情報管

理に係る内部管理態勢の適切な整備、法人関係情報を利用した不公正取引の防止等について、改正を行った。

- (7) 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）導入に伴う改正（22年6月4日）（金融ADR制度に関する部分については、法令の施行に合わせ、22年10月1日より適用）

金融商品取引法等の改正により、金融ADR制度が導入されることに伴い、同制度への対応について監督上の着眼点等を定めた。

また、苦情等対処に関する内部管理態勢について考え方を整理するとともに、所要の改正を行った。

- (8) 消費者向け貸付けを行う際の留意事項に関する改正（22年6月18日）

改正貸金業法の完全施行を踏まえ、銀行等が消費者向け貸付けを行う場合、改正貸金業法における多重債務の発生抑制や利用者保護の視点を踏まえた所要の態勢整備等について改正を行った。

## 2. 21 事務年度主要行等向け監督方針に基づく対応（資料9-1-1参照）

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、①リスク管理と金融システムの安定、②円滑な金融仲介機能の発揮、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、主要行等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、主要行等の監督にあたった。

- (1) 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションを基本に捉え、その一層の定着・進化を図るため、①リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政、②検査部局等と一層緊密な連携、財務局等との間で各地域金融機関が抱える経営課題等に関する認識を共有し一体となった監督行政、③職員の資質向上、金融知識の一層の普及について、特に重点的に取組んだ。

- (2) リスク管理と金融システムの安定

金融仲介機能を十全に発揮し続けるためには、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理を徹底させることが必要であり、それがひいては金融システムの安定にも寄与することとなる。このことを踏まえ、当局としては、①リスク管理・財務基盤の強化、②グループ化や国際展開への対応、③金融システムの健全性について特に留意し、各行の自主的な取組みを促した。

- (3) 円滑な金融仲介機能の発揮

中小・中堅企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は引き続き厳し



く、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待される。このことを踏まえ、当局としては、①中小企業金融に関するアンケート調査を引き続き実施するとともに、金融円滑化ホットラインの一層の活用等を図り、②借手企業の経営状況や特性等についての日常的な実態把握とそれを踏まえた的確できめ細かな融資判断を行う態勢、営業現場を含め顧客に対して十分な説明を行う態勢、並びに関連するリスクの適切な管理態勢が整備されているか等について重点的に検証し、③借手企業の付加価値を高めるような価値創造型の金融仲介機能を積極的に発揮するよう促した。

また、住宅ローン等個人向け融資についても、返済条件の見直し等を含め、顧客の経済状況等を十分に踏まえた対応を促すとともに、新規融資について、顧客の経済状況等実態に応じたきめ細かな融資判断を通じた資金供給の円滑化等を促した。

#### (4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。このことを踏まえ、当局としては、①情報セキュリティ管理の徹底等、②顧客への説明態勢の充実等、③相談・苦情処理態勢の充実、④金融機能の不正利用の防止、⑤業務の継続性の確保に関する取組みについて、重点的に検証した。

## II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針

### 1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、16年5月31日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、21事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

#### (1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」独自の改正

##### ① 信用金庫等の合併にあたっての監督上の留意事項を設けるための改正（22年4月13日）

信用金庫法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び労働金庫法施行規則改正に伴い、合併にあたっての監督上の留意事項を設けるため改正を行った。

#### (2) 「主要行等向けの総合的な監督指針」と同様の改正等

##### ① 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一

部を改正する法律の施行に伴う改正（21年7月3日）

- ② 株式会社企業再生支援機構法の施行に伴う改正（21年9月28日）
- ③ 中小企業金融円滑化法の施行に伴う改正（21年12月4日）
- ④ 与信取引に関連したデリバティブ取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能について、利用者保護の充実を図る観点から改正（22年4月16日）
- ⑤ 顧客等に関する情報管理態勢について改正（22年6月4日）
- ⑥ 金融ADR制度の導入に伴う改正（22年6月4日）
- ⑦ 改正貸金業法の完全施行に伴う借り手の目線に立った10の方策を踏まえた改正（22年6月18日）

## 2. 21 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針に基づく対応（資料9-1-2参照）

### （1）金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションを基本に捉え、その一層の定着・進化を図るため、以下の点に特に重点をおいて取組みを行った。

- ① リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政。
- ② 検査部局等と一層緊密な連携、財務局等との間で各地域金融機関が抱える経営課題等に関する認識を共有し一体となった監督行政。
- ③ 職員の資質向上、金融知識の一層の普及。

### （2）リスク管理と地域における金融システムの安定

国際的な金融市場の混乱や実態経済の悪化により、多くの地域金融機関が有価証券保有に係る損失や、不良債権処分損の拡大などの影響を受け、地域金融機関が金融仲介機能を適切に発揮し続けるためには、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理を徹底させることが必要であり、それがひいては地域における金融システムの安定にも寄与することとなる。このため、当局としても、①リスク管理の強化、②収益性・財務の健全性の向上、③金融システムの健全性の3項目に留意して、地域金融機関の自主的な取組みを促した。

### （3）円滑な金融仲介機能の発揮

地域金融機関の円滑な金融仲介機能の発揮に向けて、以下の点に重点をおいて取組みを行った。

- ① 地域密着型金融の推進等を通じた中小企業をはじめとする企業金融の円滑化
  - ア. 企業金融の円滑化に向けた実態把握及び働きかけ
    - 中小企業金融に関するアンケート調査、金融円滑化ホットラインの活用等を通じて、地域金融機関の融資動向や借手企業の状況についてきめ細かな実態把握を行った。
  - イ. 地域密着型金融の取組みの環境整備
    - 各中小・地域金融機関に共通して取組みを求める内容である、①ライフサイ

クルに応じた取引先企業の支援強化、②中小企業に適した資金供給手法の徹底、③持続可能な地域経済への貢献、の3項目について、ヒアリング等を通じて重点的に監督を行った。

また、以下の取組み等により、地域金融機関の深度ある取組みに対する動機付けを行った。

(ア) 地域密着型金融に関するシンポジウム、顕彰

地域密着型金融の取組みに係る金融機関のノウハウ等の一層の共有化を推進するため、全国の財務局等においてシンポジウムを開催した。また、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい地密着型金融に関する取組みについて、顕彰を実施した(21年12月~22年2月)。

(イ) 地域密着型金融に関する取組み事例集

21年度シンポジウムにおいて発表された取組み事例を中心に、先進的な事例や広く実践されることが望ましい事例について取りまとめた事例集を公表した(21年4月2日)。

(ウ) 地域密着型金融に関する取組み事例の紹介

地域密着型金融に関する取組み事例集の中から、広く普及が望まれる取組みを選定し、地域金融機関との意見交換会の場において紹介した。(22年5月)

ウ. 金融機能強化法の活用

地域金融機関に対して、意見交換会等において、将来を見据えた経営の中で資本増強を判断する際には、同法の活用についても積極的に検討するよう促した。

エ. 協同組織中央機関との連携

信用金庫及び信用組合の金融仲介機能の更なる発揮に向け中央機関がこれらの機能を十分に果たしていくよう、中央機関との一層の連携を行った。

② 住宅ローン等へのきめ細かな対応

顧客の経済状況等を十分に踏まえた対応を促すとともに、新規融資について、顧客の経済状況等実態に応じたきめ細かな融資判断を通じた資金供給の円滑化等を促した。

(4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、我が国金融システムの安定に資する取組みであり、金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の乱用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫をこらした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。このことを踏まえ①情報セキュリティー管理の徹底等、②顧客への説明態勢の充実等、③相談・苦情処理態勢の充実、④金融機能の不正利用の防止、⑤業務の継続性の確保の5項目について、金融機関からの報告や当局に寄せられた情報等を踏まえたヒアリング等を通じて、重点的に監督を行った。

Ⅲ 中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針

中小企業金融円滑化法の実効性を確保するため、21年12月4日、法律の施行に併せて、同法に基づく金融監督に関する指針を制定した。

同指針においては、中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の措置について、債務者からの申込みに対する対応や当該措置が円滑に行われるための態勢に関する監督上の着眼点など、所要の規定を設けた。（資料9-1-3参照）

## 第2節 預金取扱金融機関の概況

### I 主要行等の平成21年度決算概況（資料9-2-1~4参照）

主要行等の21年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、資金利益や手数料収入が伸び悩んだこと等により、前年同期（2.6兆円）より0.2兆円増の2.9兆円となった。
2. 不良債権処分損は、前年同期（▲1.9兆円）より0.9兆円減の▲0.9兆円となった。
3. 株式関係等損益は、前年同期（▲1.5兆円）より1.6兆円増の0.06兆円となった。
4. 経常利益は、前年同期（▲1.1兆円）より2.6兆円増の1.4兆円となった。
5. 当期純利益は、与信関係費用や株式の減損処理額の減少等により、前年同期（▲1.6兆円）より2.7兆円増の1.1兆円となった。
6. 自己資本比率（単体の加重平均）は、前年同期（12.4%）より3.4%ポイント増の15.8%となった。

（参考）有価証券の評価損益

その他有価証券の評価損益は1.6兆円となった。（前年同期は▲1.7兆円）

〔	22年3月末：日経平均株価	11,089.94、	TOPIX	978.81
	21年3月末：日経平均株価	8,109.53、	TOPIX	773.66
〕				

7. 不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期（4.8兆円）より0.2兆円増の5.0兆円となった。不良債権比率は、前年同期（1.7%）より0.2%ポイント増加し1.9%となった。

### II 地域銀行の平成21年度決算概況（資料9-2-5参照）

地域銀行の21年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、債券等関係損益の改善等により、前年同期（11,432億円）に比べ6,649億円増の18,082億円となった。
2. 当期純利益は、実質業務純益の増益に加え、不良債権処理及び株式等の減損処理の減少等により、前年同期（▲4,138億円）に比べ10,575億円増の6,437億円となった。
3. 自己資本比率（単体の加重平均）は、前年同期（10.5%）に比べ0.8%ポイント増

の11.3%となった。

4. 不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期（7.1兆円）に比べ0.5兆円減の6.6兆円となった。不良債権比率は、前年同期（3.4%）より0.2%ポイント減の3.2%となった。

### Ⅲ 再編等の状況

#### 1. 主要行等の再編等

21年7月以降に構想が発表された主要行等における統合・再編は、以下のとおりである。

中央三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行

（内容）23年4月1日を目途に持株会社方式による経営統合を行い、24年4月1日を目途に傘下3信託銀行（住友信託銀行、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行）の統合を行うことを基本合意  
（21年11月6日公表）

#### 2. 地域銀行の再編等

（1） 21年7月以降に行われた、地域銀行における統合・再編は以下のとおりである。

① 池田銀行、泉州銀行

（内容）21年10月1日に持株会社による経営統合  
持株会社名：池田泉州ホールディングス

② 荘内銀行、北都銀行

（内容）21年10月1日に持株会社による経営統合  
持株会社名：フィデアホールディングス

③ 関西アーバン銀行、びわこ銀行

（内容）22年3月1日に合併  
新銀行名：関西アーバン銀行

④ 関東つくば銀行、茨城銀行

（内容）22年3月1日に合併  
新銀行名：筑波銀行

⑤ 香川銀行、徳島銀行

（内容）22年4月1日に持株会社による経営統合  
持株会社名：トモニホールディングス

⑥ 池田銀行、泉州銀行

（内容）22年5月1日に合併  
新銀行名：池田泉州銀行

#### 3. 外国銀行の参入

21年7月以降、以下のとおり、新たに支店及び現地法人が銀行業の営業免許の付与

を受け、それぞれ営業を開始した。

	免許付与日	営業開始日
(現地法人)		
SBJ銀行	21年7月27日	21年9月14日
(外国銀行支店)		
ウェルズ・ファーゴ銀行（アメリカ）東京支店	22年3月15日	22年3月23日

(注1) SBJ銀行は、21年9月14日付で新韓銀行在日支店より事業の全部を譲り受けた。

(注2) ウェルズ・ファーゴ銀行東京支店は、22年3月20日付でワコビア・バンク・ナショナル・アソシエーション東京支店より事業の全部を譲り受けた。

#### 4. 外国銀行の退出

21年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

	認可日	認可実行日	
新韓銀行（韓国）在日支店	21年9月9日	21年9月14日	全部譲渡
ワコビア・バンク・ナショナル・アソシエーション（アメリカ）東京支店	22年3月17日	22年3月20日	全部譲渡
フォルティス（ベルギー）銀行東京支店	22年4月15日	22年5月19日	全部譲渡

(注1) 新韓銀行在日支店は、株式会社SBJ銀行に事業の全部譲渡を行った。

(注2) ワコビア・バンク・ナショナル・アソシエーション東京支店は、ウェルズ・ファーゴ銀行東京支店に事業の全部譲渡を行った。

(注3) フォルティス銀行東京支店はビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店に事業の全部譲渡を行った。

## IV 不良債権処理等の推移

### 1. 不良債権の概念（資料9-2-6～8参照）

#### (1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基

礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

## (2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

## 2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9-2-9～16参照）

### (1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

(単位: %、兆円)

	14年 3月期	15年 3月期	16年 3月期	17年 3月期	18年 3月期	19年 3月期	20年 3月期	21年 3月期	21年 9月期	22年 3月期
不良債権比率	8.4	7.4	5.8	4.0	2.9	2.5	2.4	2.4	2.6	2.5
総与信	512.1	474.6	455.5	446.1	457.5	472.7	481.6	498.7	482.2	478.3
金融再生法 開示債権	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	12.3	11.7
破産更生 債権	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	3.2	2.9
危険債権	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.9	6.7
要管理 債権	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.2	2.1
正常債権	468.9	439.2	428.9	428.2	444.1	460.7	470.2	486.8	469.9	466.6

### (2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位: 兆円)

17年 3月期	17年 9月期	18年 3月期	18年 9月期	19年 3月期	19年 9月期	20年 3月期	20年 9月期	21年 3月期	21年 9月期	22年 3月期
17.5	15.6	13.1	12.1	11.8	11.6	11.2	12.0	11.6	12.0	11.4

## 3. 不良債権問題への取組み（資料9-2-17、18参照）



不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。(注)

さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定充実、ガバナンス強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

### 第3節 預金取扱金融機関に対する行政処分について

#### I 銀行

##### 1. ゆうちょ銀行（平成21年12月4日）

顧客からの照会などを契機として、郵便局・営業店の社員による預金の横領が行われていたことなどが判明。

再発防止に向けた取組みが必ずしも迅速・的確に行われていないなど、法令等遵守態勢に係る経営姿勢及び内部管理態勢に重大な問題が認められたことから、銀行法第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出。

##### 2. 韓国外換銀行在日支店（22年1月7日）

反社会的勢力への対応、疑わしい取引の届出義務を的確に履行する態勢の未整備、及び18年3月の業務改善命令に違反することなどから、銀行法第26条第1項の規定に基づき業務一部停止命令及び業務改善命令を発出。

##### 3. 日本振興銀行（22年5月27日）

金融検査等の結果、検査忌避（銀行法違反）、出資法違反の強い疑い等の重大な法令違反や業務運営態勢上の重大な問題が認められたことから、銀行法第26条第1項及び第27条の規定に基づき一部業務の停止命令及び業務改善命令を発出（告発については第4部第19章第4節Ⅲ4.参照）。

##### 4. 琉球銀行（平成22年6月4日）

元行員による不祥事件が発生。法令等遵守に係る経営管理態勢及び業務運営態勢が不十分である等の問題点が認められたことから、銀行法第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出。

#### II 協同組織金融機関

##### 1. 新発田信用金庫（21年8月7日）

営業店において顧客預金横領の不祥事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における牽制機能や本部による内部監査機能が働いていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

##### 2. 日新信用金庫（21年11月20日）

営業店において顧客預金横領の不祥事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能や本部における内部監査機能が十分に発揮されていないなど、金庫の内部

管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

3. 大分みらい信用金庫（22 年 4 月 16 日）

営業店において預金等の着服・流用事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能や本部における内部監査機能が十分に発揮されていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

4. 三浦藤沢信用金庫（22 年 4 月 16 日）

反社会的勢力に対する融資取引等の対応について、経営陣等が当該取引を容認している事実が判明。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、理事会や監事等による経営監視、牽制機能が働いていないなど、経営管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

#### 第4節 バーゼルⅡ（自己資本比率規制）への対応

平成16年6月に、バーゼル銀行監督委員会が公表した自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼルⅡが実施された。バーゼルⅡは、「最低所要自己資本比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）及び「市場規律」（第3の柱）の3つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼルⅠ）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである（資料9-4-1参照）。

バーゼルⅡの国内実施について、順調に移行段階から定着段階へ進展しつつある一方で、21事務年度においては、バーゼルⅡ（内部格付手法（信用リスク）及び先進的計測手法（オペレーショナル・リスク））の所要自己資本の額の下限（いわゆるフロア）の適用延長および適用方法の見直しを行い、また、デリバティブ等のカウンターパーティー・リスクに係る与信相当額を計算するための先進的な計測手法（内部モデル方式）である「期待エクスポージャー方式」の導入などの所要の告示改正を行った。この他にも、証券化エクスポージャーの公表要件にかかる「利率」の取扱い及び合併等の企業再編を行った場合のオペレーショナル・リスクの粗利益の算出方法等に関する「追加Q&A」（解釈集）を公表するなど、実態および実務に応じた解釈の明確化を図った。当局の事前承認を要する計算手法に関しては、21年9月末には、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法、22年3月末には信用リスクの基礎的内部格付手法およびオペレーショナル・リスクの粗利益配分手法について、それぞれ審査・承認を行った（資料9-4-2参照）。

また、第2の柱については、自己資本比率の計算結果等に関する報告に基づき、承認後のモニタリングやフォローアップヒアリング等を実施したほか、早期警戒制度の枠組み等を活用しつつ、異例の市場環境となる中での金融機関の健全性に関し、注意深くモニタリングを実施した。

## 第5節 資本増強制度の運用状況

### I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

#### 1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

(1) 平成21年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年7月28日に、同年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月18日に報告内容の公表が行われた。(資料9-5-1~2参照)

(2) 21年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた中央三井トラス  
ト・ホールディングス、新生銀行、千葉興業銀行、あおぞら銀行(注)、東日本銀行  
及び岐阜銀行(注)並びに21年3月期の中小企業向け貸出が大幅に減少したあおぞ  
ら銀行について、金融機能早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営  
健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められたことから、  
金融機能早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項または同法第  
26条第1項に基づき、21年7月28日に業務改善命令を発出した。(資料9-5-3  
~9参照)

(注) なお、あおぞら銀行及び岐阜銀行については、20年3月期においても、業務  
改善命令を発出している。

#### 2. 経営健全化計画の見直し

上記1. - (2)の業務改善命令を受けた6行については、当該命令に基づき提出  
された業務改善計画の内容が織り込まれた新しい経営健全化計画が、21年10月30日に  
公表された。

#### 3. 公的資金の返済状況

21事務年度においては、公的資本増強行のうち、ほくほくフィナンシャル  
グループについて、合計で約599億円の優先株式の処分が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基  
づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、22年6月末時点で注入額面ベース  
で約9.4兆円が返済されており、残額は約2.8兆円となっている。なお、す  
でに返済されている約9.4兆円に対し、約1.3兆円の利益(キャピタルゲイ  
ン)を実現している。

### II 金融機能強化法(改正法、旧法)

#### 1. 資本参加の決定等

(1) 改正金融機能強化法に基づく国の資本参加の決定

改正金融機能強化法（20年12月施行）に基づき、以下の通り、8つの金融機関に対して国の資本参加を決定し（合計1,880億円）、公表した。（資料9-5-10~13参照）

21年9月11日決定：みちのく銀行（200億円）、きらやか銀行（200億円）、第三銀行（300億円）、全国信用協同組合連合会（山梨県民信用組合）（450億円）

21年12月9日決定：東和銀行（350億円）、高知銀行（150億円）

22年3月10日決定：フィデアホールディングス（北都銀行）（100億円）、宮崎太陽銀行（130億円）

（2）旧金融機能強化法に基づく経営強化計画の承認

旧金融機能強化法に基づき国の資本参加を行った紀陽ホールディングス（紀陽銀行）及び豊和銀行の新しい経営強化計画について、21年8月5日に承認し、公表した。（資料9-5-14参照）

2. 資本参加行の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法（改正法・旧法）に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、21年3月期（5金融機関）については同年8月5日に、同年9月期（9金融機関）については22年1月29日に報告内容を公表した。（資料9-5-15~18参照）

## 第6節 地域密着型金融の推進

### I 経緯

地域金融機関（地域銀行、信用金庫及び信用組合）に対しては、平成15年4月以降、2次のアクションプログラムを通じて、4年間にわたり地域密着型金融を推進してきた。

その後、19年4月5日、金融審議会において、それまでの取組みとその後の対応について報告書が取りまとめられ、改めて、地域密着型金融の中で地域金融機関に期待される役割や具体的な取組み、推進の枠組み等について整理が行われた。

これを受け、19年8月24日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行い、19年度以降においては、アクションプログラムという時限的な枠組みではなく、通常の監督行政の言わば恒久的な枠組みで、引き続き地域密着型金融を推進することとした。

### II 地域密着型金融の推進に係る取組み

#### 1. 推進の枠組み

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、地域密着型金融の推進について、地域金融機関に共通して取組みを求める内容を以下の三つの分野に整理している。

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

そのうえで、地域金融機関においては、自主的に、地域密着型金融に係る具体的取組みの重点事項及び具体的目標の設定と、取組み実績の公表が要請されることとしている。

他方、当局においては、地域密着型金融の推進に当たって、金融機関の自由な競争、自己責任原則に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目（パブリック・プレッシャー）を通じたガバナンスを基本として、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を図ることとしている。

#### 2. 当局の施策

当局は、各地域金融機関の取組み状況をフォローアップするなど、地域密着型金融の推進を図るべく各般の施策を実施した。21事務年度における当局の施策の主な進捗状況は、以下のとおりである。

- (1) 地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論、評価する会議（シンポジウム）を各地の財務局及び財務事務所で開催した（21年12月から22年2月にかけて、全国48箇所を実施）。

- (2) 特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについて、顕彰を実施するとともに、「地域密着型金融に関する取組み事例集」をとりまとめて、公表した（22年4月2日）。
- (3) 地域密着型金融に関する取組み事例集の中から、広く普及が望まれる取組みを選定し、地域金融機関との意見交換会の場において紹介した。（22年5月）
- (4) 全体の取組み状況を総合的に把握するため、各地域金融機関が行う地域密着型金融に関する取組み実績をとりまとめ、公表した。（22年7月23日）。（資料9－6－1参照）



## 第7節 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化

### I 対応

厳しい経済環境の下で、中小企業等の業況や資金繰りは引き続き厳しい状況となった。このような中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。(資料9-7-1参照)

#### 1. 「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」の公表・実施

##### (1) 中小企業金融円滑化法の国会提出及び迅速な施行

金融機関に対して、債務の弁済に支障を生じている中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の措置をとるよう努める義務を課すとともに、その実効性確保のための体制整備や実施状況等の開示・当局への報告の義務を課すこと等を内容とする中小企業金融円滑化法を第173回臨時国会に提出した。同法が21年11月30日に可決・成立したことを受けて、年末金融に間に合うよう、21年12月4日に、同法及び関係政令・府令を速やかに施行した。(詳しくは、第2部第4章第1節「中小企業金融円滑化法(平成21年11月30日成立)について」を参照。)

##### (2) 検査・監督上の措置

中小企業金融円滑化法の実効性を確保するため、21年12月4日、法律の施行に併せ、同法に基づく金融監督に関する指針(以下「円滑化指針」という。)を制定するとともに、金融検査マニュアル・監督指針について所要の改定を行った。

具体的には、円滑化指針において、債務者からの貸付条件の変更等の申込みに対する対応や円滑に対応するための態勢整備に関する監督上の着眼点を設けたほか、主要行等向けの総合的な監督指針等及び金融検査マニュアルにおいて、金融機関が中小企業融資について貸付条件の変更等を行っても貸出条件緩和債権に該当しない要件を従来より拡充した。

また、金融機関に対する検査・監督において、中小企業融資や経営改善支援への取組み状況を重点的に検証することとした。

##### (3) その他の措置

21年12月4日、中小企業金融円滑化法等の施行に合わせ、金融担当大臣談話を公表するとともに、主要経済団体及び金融関係団体に対し、同法等の周知及び金融の円滑化を要請する文書を発出した。

併せて、分かりやすいパンフレットの作成・配布や政府広報の実施、金融庁幹部職員等による全国各地での中小企業・金融機関向け説明会の開催等により、同法等の周知・広報に努めた。

## 2. 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査・監督の実施

中小企業金融円滑化法の施行を踏まえ、22年1月下旬から3月上旬にかけて、金融機関に対し、年末の取組み状況を確認するとともに、年度末に向けた取組みを促すこと等を目的としたヒアリングを実施した。

また、中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を22年2月より開始し、6月までに、151件の検査に着手した。

## 3. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

### (1) 中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

21年9月及び11月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

また、21年8月、11月、22年2月、5月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施した。

### (2) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「金融円滑化ホットライン」及び金融円滑化「大臣目安箱」により、中小企業など借手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

## 4. 金融機関に対する要請

### (1) 金融担当大臣から金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、21年12月10日及び22年3月2日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。特に3月2日の意見交換会では、内閣総理大臣の出席を得て、直接、要請を行った。

### (2) 文書による要請

上述のとおり、21年12月4日、中小企業金融円滑化法等の施行に合わせた要請文書を発出した他、中小企業庁と連携し、22年3月2日に、金融関係団体に対し、借手の状況を丁寧に把握した上で、コンサルティング機能を十分発揮しながら、従前以上に円滑な金融仲介の役割を果たすよう要請する文書を発出した。

また、22年5月18日には、口蹄疫の発生等を踏まえた金融の円滑化を要請する文書を、6月22日には、低温、降霜等による被害農業者等に対する金融の円滑化を要請する文書を発出した。

### (3) その他

全ての都道府県において、21年11月から12月にかけて、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済産業局、都道府県で共催した。

## 5. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融を推進することにより、地域の中小企業等に対する金融の円滑化等の効果が期待される。

(詳しくは、第3部第9章第6節「地域密着型金融の推進」を参照。)

## 6. 円滑な中小企業・地域金融に向けた検査での対応等

21年12月に、中小企業金融円滑化法の施行に合わせ、「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」を公表した。また、22年7月に、「金融検査指摘事例集(21検査事務年度版)」を公表し、「金融円滑化編」において事例を紹介した。

(詳しくは、第4部第20章第5節「金融検査指摘事例集」を参照。)

また、20事務年度に引き続き、中小企業の経営者等に対し、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕についての説明会を、各財務(支)局、沖縄総合事務局の協力を得て、全国各地で実施した(21事務年度中に、432件開催、23,453名が参加)。

## II 現状

### 1. 貸付けの条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日(21年12月4日)から22年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の実績は以下のとおりとなっている。(資料9-7-2参照)

(件数ベース)

	実行/(実行+謝絶)	実行/申込(注)
中小企業向け貸付け・条件変更実行率	98.3%	76.5%
住宅ローン・条件変更実行率	94.1%	49.7%

(注) 審査中・取下げの案件を含む。

### 2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D.I.」(D.I.=「緩い」と回答した社数構成比-「厳しい」と回答した社数構成比)をみると、21年3月期に▲14となった後、22年3月期▲8、6月期▲6とマイナス幅が縮小している。(資料9-7-3参照)

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」では、中小企業の業況D. I. は、21年2月調査に▲97となった後、22年2月調査では▲93、5月調査では▲82と、資金繰りD. I. も、21年2月調査に▲88となった後、22年2月調査では▲78、5月調査では▲70と推移しており、いずれもマイナス幅が縮小傾向にあるものの依然として厳しい状況が続いている。(資料9-7-4参照)

### 3. 融資残高等

22年6月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比▲2.8%の減少、中堅・大企業向けが同▲6.3%の減少となっている。(資料9-7-5参照)

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進している。(資料9-7-6参照)

## 第8節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

### I 被害及び補償の状況（資料9-8-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

22年3月末時点の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、19年度704件、20年度は434件、21年度は277件となっている。21年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、96.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、19年度5,285件、20年度は5,001件、21年度は5,602件となっている。21年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、52.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、19年度286件、20年度は261件、21年度は200件となっている。21年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、49.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、19年度233件、20年度は136件、21年度は58件となっている。21年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、32.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

### II 対応

金融機関における対応状況の把握（資料9-8-2参照）

各預金取扱金融機関の22年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表した。

## 第9節 口座不正利用対策

### I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年9月以降22年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は27,099件となっている。なお、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施した。

### II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15年9月以降22年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った27,099件のうち、金融機関において、14,534件の利用停止、10,220件の強制解約等を行っている。

## 第10節 振り込め詐欺への対応

金融機能を不正に利用する振り込め詐欺への対応は重要であり、金融庁では、業界団体との意見交換の機会を活用し、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みや「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）の趣旨に沿った被害者救済に向けた取組みに努めるよう要請した。

## 第10章 信託会社等の監督をめぐる動き

### 第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

「信託会社等に関する総合的な監督指針」については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであるが、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところである。

21事務年度においても、以下のとおり改正等を行った。

#### ① 顧客等に関する情報管理態勢に関する改正（22年6月4日）

金融機関の保有する顧客等に関する情報の管理に関連し、情報漏えい・インサイダー取引等の不適切事例が相次いで発生した教訓を踏まえ、顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備、法人関係情報を利用した不公正取引の防止等について、改正を行った。

#### ② 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）導入に伴う改正（22年6月4日）（金融ADR制度に関する部分については、法令の施行に合わせ、22年10月1日より適用）

金融商品取引法等の改正により、金融ADR制度が導入されることに伴い、同制度への対応について監督上の着眼点等を定めた。

また、苦情等対処に関する内部管理態勢について考え方を整理するとともに、所要の改正を行った。



## 第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、22年6月30日現在、運用型信託会社6社、管理型信託会社8社及び特定信託業者8社（23件）、自己信託1社、信託契約代理店173社（注）の参入がなされたところである。21年7月1日から22年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社の免許については1社、管理型信託会社の登録については1社となっている。

② 特定信託業者（届出制）

グループ企業内で行われる信託業（委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属していることが必要。）については、2社（2件）の届出を受理した。

③ 自己信託（登録制）

自己信託の登録については1社となっている。

④ 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理店の登録は4社、廃業等による登録抹消は25社となっている。

なお、登録した4社すべてが一般事業会社となっている。登録抹消のうち7社が銀行、3社が信用金庫となっている。

（注）信託契約代理店173社のうち147社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

### 第3節 信託会社等に対する行政処分

#### 1. ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社（平成21年9月15日）

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に対し、信託財産の流用が行われていたことや最低純資産額を下回ったこと等から、21年6月18日に信託業法第44条第1項の規定に基づく3ヶ月間の業務の一部停止命令及び信託業法第43条の規定に基づく業務改善命令を発出した。

その後においても最低純資産額を下回っていたことや、新たに善管注意義務違反が判明したこと等から、21年9月15日に信託業法第44条第1項の規定に基づき免許の取消し処分及び信託業法第43条の規定に基づき業務改善命令を発出した。

#### 2. 株式会社日本流動化信託（平成22年3月18日）

株式会社日本流動化信託に対し、多数の法令違反行為等が発生していたこと、当社の法令等遵守態勢及び内部管理態勢の確立に向けた取組みが不十分であることが認められたことから、信託業法第43条の規定に基づき業務改善命令を発出した。

#### 3. ライツ信託株式会社（平成22年6月29日）

ライツ信託株式会社に対し、受託審査時に受託財産の権利内容の確認を適切に行わなかったことや、信託財産の運用収入に関して適切な回収対応を行わなかったこと等の多数の善管注意義務違反が認められたほか、経営管理態勢及び法令遵守態勢等に重大な問題が認められたことから、信託業法第45条第1項及び第43条の規定に基づき3ヶ月間の業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出した。

#### 第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることにしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

なお、金融庁ホームページにおいて、商号に「信託」を使用することは信託業法で禁止されていることや、信託業法の免許又は登録を受けた信託会社ではないにもかかわらず、商号に「信託」などという文字を使用している違法業者について、注意喚起を行っている。

## 第11章 保険会社等の監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針

#### I 保険会社向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成17年8月12日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、21事務年度においても以下の通り改正を行っている。

1. 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正（21年7月3日）  
「産業活力再生特別措置法」が「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改正されたことに伴い、所要の改正を行った。
2. 株式会社企業再生支援機構法の施行に伴う改正（21年9月28日）  
株式会社企業再生支援機構法の施行を踏まえ、貸出条件緩和債権に該当しないための「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の策定主体として同機構を明記する改正を行った。
3. 中小企業金融円滑化法の施行に伴う改正（21年12月4日）  
中小企業金融円滑化法の施行に併せて、金融機関が中小企業融資について貸付条件の変更等を行っても貸出条件緩和債権に該当しない要件を従来に比べて拡充するなど、所要の改正を行った。
4. 海外拠点を有する保険会社等の報酬体系に係る改正（22年3月4日）  
金融機関の報酬体系の設計・運用に関する国際的な議論を踏まえ、海外拠点を有する保険会社等の報酬体系について、監督上の着眼点等を定めた。
5. 顧客等に関する情報管理に係る改正（22年6月4日）  
金融機関の保有する顧客等に関する情報の管理に関連し、情報漏えい・インサイダー取引等の不適切事例が相次いで発生した教訓を踏まえ、顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備、法人関係情報を利用した不公正取引の防止等について、改正を行った。
6. 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）導入に伴う改正（22年6月4日）（金融ADR制度に関する部分については、法令の施行に合わせ、22年10月1日より適用）  
金融商品取引法等の改正により、金融ADR制度が導入されることに伴い、同制度への対応について監督上の着眼点等を定めた。  
また、苦情等対処に関する内部管理態勢について考え方を整理するとともに、所

要の改正を行った。

## II 21 事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応（資料 11-1-1 参照）

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、①リスク管理の高度化の促進、②顧客保護と利用者利便の向上、③保険会社等の属性に応じた対応の3点を重点分野と捉え、保険会社等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、保険会社等の監督にあたった。

### 1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションを基本に捉え、その一層の定着・進化を図るため、①リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政、②検査部局等との一層緊密な連携、③職員の資質向上、金融知識の一層の普及について、特に重点的に取り組んだ。

### 2. リスク管理の高度化の促進

保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化による財務の健全性確保とその財務情報の適切な開示が必要である。このことを踏まえ、当局としては、①金融危機を踏まえたリスク管理の高度化の促進、②ソルベンシー評価の見直し等について重点的に取り組んだ。

### 3. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。このことを踏まえ、当局としては、①保険法の施行に向けた態勢整備の促進、②情報セキュリティ管理の徹底等、③適切な保険金支払管理態勢の構築、④適切な保険募集態勢の確立、⑤相談・苦情処理態勢の充実について、重点的に取り組んだ。

### 4. 保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様である。また、保険募集の形態も募集人・代理店中心とするものや、通信販売を中心とするものなど多様化している。このような状況を踏まえ、保険会社等の業務規模・態様に応じた監督対応を行っていくこととし、①保険会社グループ等への対応、②少額短期保険業者への対応、③保険募集形態の特色に応じた対応、の3項目について重点的に取り組んだ。

## 第2節 保険会社の概況

### I 平成22年3月期決算状況

#### 1. 生命保険会社（かんぽ生命を除く）（資料11-2-1参照）

##### （1）損益の状況

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益をみると、21年3月期（1兆7,310億円）に比べ、保険料収入が増加し、最低保証付変額年金に関する責任準備金の戻入の影響等により、2兆4,221億円と増益になった。

さらに、金融市場の回復により、有価証券の減損・売却損等であるキャピタル損益が▲2,242億円（前年は▲3兆9,251億円）と赤字額が大幅に縮小したことから、当期純利益（剰余）は8,986億円の黒字（前年は5,259億円の赤字）に転じた。なお、有価証券含み益についても5兆5,629億円（前年は7,554億円）と大幅に改善している。

##### （2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、金融市場の回復による有価証券の含み益の増加によりマージン総額が増加したこと等から、全体としては、前年と比較して上昇している（全社平均1,051.2%（前年比+145.7%））。

#### 2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

##### （1）損益の状況

損害保険会社の本業による収益を示す保険引受利益をみると、正味収入保険料が21年3月期（7兆4,155億円）に比べ、自賠責保険料率引下げの影響や景気低迷に伴う物流の減少により海上保険で減少したことなどから、7兆2,217億円と減少しているものの、事業費削減等により、622億円と増益になった。

さらに、金融市場の回復により、有価証券の減損・売却損が減少したこと等から資産運用粗利益が3,743億円（前年は▲2,081億円）と改善し、当期純利益は2,162億円の黒字（前年は940億円の赤字）に転じた。なお、有価証券含み益についても3兆7,616億円（前年は2兆25億円）と改善している。

##### （2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、金融市場の回復による有価証券の含み益の増加によりマージン総額が増加したこと等から、全体としては、前年と比較して上昇している（全社平均697.1%（前年比+95.0%））。

### II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

#### 1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、22年6月末現在における会社数は、生命保険会社43社、外国生命保険会社等4社、損害保険会社30社、外国損害保険会社等22社、保険持株会社9社である。

## 2. 主要会社の再編等

(1) 21年7月以降、以下のような経営統合等が行われた。

### ① 子会社化

22年2月、アクサジャパンホールディングス(株)がSBIアクサ生命保険(株)を子会社化。(22年5月、SBIアクサ生命保険(株)はネクスティア生命保険(株)に社名変更。)

### ② 経営統合等

21年10月、アクサ生命保険(株)、アクサフィナンシャル生命保険(株)がアクサ生命保険(株)を存続会社として合併。

22年4月、あいおい損害保険(株)、ニッセイ同和損害保険(株)及び三井住友海上グループホールディングス(株)がMS&ADインシュアランスグループホールディングスの下、経営統合。

22年4月、(株)損害保険ジャパン、日本興亜損害保険(株)がNKSJホールディングス(株)の下、経営統合。

### ③ 組織変更

22年4月、第一生命保険相互会社が株式会社化・上場。

## 3. 新規参入について

21年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

(1) 生命保険業の免許

保険会社等名	免許日	免許の種類
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社	21年8月27日	生命保険業
メディケア生命保険株式会社	22年3月4日	生命保険業

(2) 損害保険業の免許

保険会社等名	免許日	免許の種類
--------	-----	-------

ケルニッシュ・ルックヴェルシシエルン グス・ゲゼルシャフト・エイジイ	21年12月22日	外国損害保険業
ミュンヘナー・リュックフェルシッヘル ングス・ゲゼルシャフト・アクツィエン ゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン	22年6月18日	外国損害保険業

4. 保険会社等の撤退について

21年7月以降、以下の保険会社等が撤退している。

保険会社等名	廃止日・解散日	免許の種類
ジェンワース・モーゲージ・インシュア ランス・コーポレーション	21年9月28日	外国損害保険業



### 第3節 保険会社に対する行政処分について

保険会社に対する行政処分については、法令違反行為等が認められた場合には、保険契約者等の保護の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成21年7月から22年6月末までの間においては、生命保険会社3社、損害保険会社2社に対し行政処分（業務改善命令）を行った。

これらの行政処分は、「個人顧客情報の漏えいが発生し、内部管理態勢に一層の改善の必要性が認められたこと」、「長期間にわたり多額の解約還付金等の横領が発生し、法令等遵守に係る経営姿勢及び内部管理態勢に一層の改善の必要性が認められたこと」、「保険金等の支払遅延等が発生し、業務運営態勢及び経営管理態勢に一層の改善の必要性が認められたこと」、「代理店による不適正募集及び重要事項説明書不備が発生し、法令等遵守態勢、代理店管理態勢に一層の改善の必要性が認められたこと」等から発出したものである。

## 第4節 保険金等の不適切な不払い問題等への対応について

平成17年以降、保険金等の不払い等といった利用者保護に欠ける問題が生命保険会社、損害保険会社の双方で明らかになっている。

### I 生命保険会社

生命保険会社においては、17年7月に、全社に対し保険金等の不払事案について保険業法に基づく報告を求め、不適切な不払いが多数認められた1社に対し、同年10月、業務改善命令及び一部業務停止命令を発出し、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行っている。

更に、19年2月には保険金等の追加的な支払いを要するものについて全社に対し保険業法に基づく報告を求め、多数多額の支払漏れ等が発生し、経営管理態勢及び業務運営態勢に一層の改善の必要性が認められた10社に対し、20年7月、業務改善命令を発出し、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行っている。

業務改善命令を発出した10社については、

- ①業務改善に関する委員会の設置による社内横断的な業務改善の推進
  - ②内部監査部門内に保険金等支払業務に関する専門部署を設置し内部監査態勢強化
  - ③保険金等支払事案の全件事後検証の実施
- 等といった改善策を各社において実施するなど、徐々に改善が図られてきている。

### II 損害保険会社

損害保険会社においては、17年11月に付随的な保険金の支払漏れが認められた26社及び19年3月に第三分野商品に係る不適切な不払いが認められた10社に対し業務改善命令を発出した。各社からの業務改善状況についての定期的な報告は解除したが、必要に応じてフォローアップを行っている。

また、18年12月、火災保険を取扱う損害保険会社(30社)に対し、保険料取過ぎ等に係る点検を要請した。これを受け、日本損害保険協会は、火災保険を含む全保険商品についての自主的な点検を実施していく旨を公表した。

各社は今後も点検を継続するとしているが、点検の進捗に伴い、新たに判明する保険料誤りの件数・金額は減少してきている。

## 第5節 少額短期保険業者の監督をめぐる動き（資料11-5-1参照）

改正前（平成18年4月以前）の保険業法の規制対象は、不特定の者を相手として保険の引受けを行うものと定義されていたため、特定の者を相手方として、何ら法律の根拠に基づくことなく保険の引受けを行ういわゆる「根拠法のない共済」は保険業法の規制対象外であった。これらの団体の中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等の問題が指摘されていた。

このため、保険業法の改正により、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業も原則として保険業法の規制対象とするとともに、保険会社と比べて扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取扱う少額短期保険業制度が創設された（18年4月施行）。

少額短期保険業者については、金融庁及び財務局の監督下に置かれ、22年6月末現在の業者数は66社となっている。

なお、共済事業を行う公益法人については、公益法人制度改革により、25年11月末までに新法人に移行することとなり、新法人移行後は、保険業法の規制全般が適用されることとなったが、22年6月末までに少額短期保険業者の登録等を受けた公益法人はなかった。

## 第6節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

### I ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直しに関する関係法令の改正について（資料11-6-1参照）

平成21年8月28日に、ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、マージン算入の厳格化及びリスク計測の精緻化等を内容とする「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」（以下「改定骨子（案）」という。）を公表し、意見募集を行った。改定骨子（案）に寄せられた意見等を踏まえ、平成21年12月28日に、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等を公表し、意見募集を実施し、当該案に寄せられた意見等を踏まえ、平成22年4月9日に意見募集の結果を公表し、同年4月20日に公布した。

なお、施行時期については、平成24年3月期末から早期是正措置の指標として使用することとし、平成23年3月期末から開示できることを改正保険業法施行規則の附則に定め、保険会社向けの総合的な監督指針において開示が望ましいとすることを規定した。

### II 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けてのフィールドテストの実施について（資料11-6-2参照）

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであることから、近年、国際的にも、IAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われている。また、我が国においても、平成21年度の保険会社等向け監督方針において、「保険会社の実態把握を十分に行いつつ、導入について検討を行っていく」としている。

こうした状況を踏まえ、各保険会社の対応状況や実務上の問題点等を把握し、今後の導入に向けた検討に活かすために、平成22年6月16日に、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けてのフィールドテストを実施することを公表した。

## 第12章 証券会社等の監督をめぐる動き

### 第1節 監督指針・監督方針

#### I 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（資料12-1-1参照）

本監督指針は、平成19年9月30日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきており、21事務年度においても以下の改正等を行っている。

##### 1. 外国為替証拠金（FX）取引等に係る改正

【(1)については21年8月1日より、(2)については同年7月3日より適用。】

- (1) 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正（21年8月1日施行）により、FX取引の区分管理方法が金銭信託に一本化されることやロスカットルールの整備・遵守等が義務付けられること等を踏まえて所要の改正を行うとともに、低スプレッド取引に係る監督上の留意事項等を定めた。
- (2) 外国証券業者に対して取引所取引業務の許可を与える場合について、その手続・審査基準や業務運営に関する監督上の留意事項を定めた。

##### 2. 産業の活力及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に伴う改正

【21年7月3日より適用。】

産業の活力及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行（21年7月3日施行）に伴い、所要の改正を行った。

##### 3. 登録金融機関の総合口座貸越に係る改正

【21年9月9日より適用。】

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正（21年9月9日施行）により、登録金融機関において総合口座貸越が可能となったことに伴い、所要の改正を行った。

##### 4. 国際的に活動する金融商品取引業者グループ等に関する改正

【(3)②については22年4月1日より、それ以外については同年3月4日より適用。】

- (1) 国際的に活動する金融商品取引業者グループに対し、グループ全体のリスク管理の強化等を求める国際的な議論などを踏まえて、以下の項目について、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢を求める改正を行った。
  - ① 経営管理
  - ② 業務の適切性（法令等遵守態勢等）
  - ③ 自己資本の適切性・十分性
  - ④ リスク管理態勢（特に、統合リスク管理態勢・流動性リスク管理態勢）
  - ⑤ 報酬体系
- (2) 外国持株会社等グループの日本拠点である金融商品取引業者についても、国際的

に活動する金融商品取引業者との整合性を確保するため、上記（１）に準じた改正を行った。

- (3) 最近の金融・資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、以下の改正等を行った。
- ① 幅広いファンドに係る基礎的な情報の収集を強化するため、ファンドモニタリング調査の対象業者・項目を追加した。
  - ② 金融商品取引法の改正（22年4月1日施行）により、有価証券関連店頭デリバティブ（CFD）取引への分別管理義務が導入されたこと等に伴い、通貨関連店頭デリバティブ（FX）取引に準じて、監督上の着眼点を定めた。
  - ③ 2顧客（売・買）を取引所の立会外市場に取り次ぐシステム等について、PTSへの該当性に関する整理を明記した。
  - ④ 投資信託委託会社の業務継続体制（BCM）に関する監督上の着眼点を追加した。
  - ⑤ 不動産関連ファンド運用業者が、自己の勘定で不動産投資を行う場合の兼業承認の要否に関する監督上の留意点を明記した。
  - ⑥ 第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者が、債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合の対応について定めた。
  - ⑦ 無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合の監督上の対応の強化を図った。

#### 5. 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）信用格付業者向けの監督指針の制定

【22年4月1日より適用。】

金融商品取引法等の一部を改正する法律が22年4月1日から施行され、格付会社規制が開始されることに伴い、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）信用格付業者向けの監督指針を制定した。

#### 6. 租税特別措置法の改正に関する改正

【22年4月1日より適用。】

租税特別措置法の改正（22年4月1日施行）により、軽減措置の対象となる特定資産の範囲の見直しが行われたこと等に伴い、所要の改正を行った。

#### 7. 店頭デリバティブ取引等に関する改正

【22年4月16日より適用。】

通貨オプション取引・金利スワップ取引等の店頭デリバティブ取引及びこれと同様のリスク特性を有する仕組債の販売等について、投資者保護の充実を図る観点から改正を行った。

#### 8. 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）に関する改正

【22年6月4日より適用。金融ADR制度に関する部分については、法令の施行に合わせ、22年10月1日より適用。】

金融商品取引法等の改正（22年4月1日施行）により、金融ADR制度が導入されることに伴い、同制度への対応について監督上の着眼点等を定めた。

また、苦情等対処に関する内部管理態勢について考え方を整理するとともに、所要の改正を行った。

## 9. 顧客等の情報管理態勢に関する改正

【22年6月4日より適用。】

金融機関の保有する顧客等に関する情報の管理に関連し、情報漏えい・インサイダー取引等の不適切事例が相次いで発生した教訓を踏まえ、顧客等に関する情報の管理に係る内部管理態勢の適切な整備、法人関係情報を利用した不公正取引の防止等について、改正を行った。

## II 平成21事務年度金融商品取引業者等向け監督方針（資料12-1-2参照）

### 1. 金融危機の経験と金融監督の基本的考え方

平成20事務年度は、サブプライムローン問題に端を発する国際的な金融・資本市場の混乱が、米国大手投資銀行の破綻を契機として危機的様相を呈するに至り、その影響は金融・資本市場にとどまらず、我が国の実体経済を含めた世界経済全体に及ぶ一年となった。

今後、我が国経済の持続的成長を図っていくためには、金融商品取引業者等が市場仲介機能を適切に発揮し、家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、企業等に成長資金を適切に供給することが重要である。引き続き「市場強化プラン」等に沿って、我が国市場における金融サービス業の活力の発揮と競争を促し、内外の利用者にとっての我が国市場の魅力を高めることに努めた。

また、平成21事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションを基本に据え、その一層の定着・進化を図るにあたり、①リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応、②証券取引等監視委員会ほか関連部署、自主規制機関及び日本銀行との一層の連携、海外当局との連携、③職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努めることに留意した。

### 2. リスク管理と金融システムの安定

我が国の金融セクターは、これまで海外に比べ相対的に健全性を保持してきたが、証券会社等の21年3月期決算にみられるように、内外の金融・資本市場の混乱や実体経済の悪化が金融商品取引業者等の収益環境等に影響を及ぼしている。こうした中で、金融商品取引業者が市場仲介機能を十全に発揮し続けるためには、質の高いリスク管理を定着させることが必要であり、①証券会社等のリスク管理態勢、②各種ファンドへの対応、③信用格付業者規制の実施、④金融システムの健全性に留意し、各金融商品取引業者等の自主的な取組みを促した。

### 3. 顧客保護と利用者利便の向上

金融商品取引業者等による顧客保護・利用者利便の向上に向け、①勧誘・説明体勢等、②内部管理態勢（情報セキュリティ管理の徹底等）、③業務の継続性、④無登録業者等への取組みに留意した。

その際、我が国法令の下での取扱いが不明確であること等によって金融商品取引業者等の創意工夫が損なわれないよう、制度運用の透明性・予測可能性を高めるとともに、金融商品取引業者等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努めた。併せて、金融商品取引業者等が、短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないかにも注意を払った。



## 第2節 第一種金融商品取引業

### I 第一種金融商品取引業者の概況

#### 1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12-2-1参照）

##### (1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成21年7月以降、11社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者1社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者38社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、22年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は349社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、299社となっている。

##### ① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
JPAセット証券(株)	○	新規登録	21年7月23日
日興コーディアル証券分割準備(株)	○	新規登録	21年9月10日
百五証券(株)	○	新規登録	21年12月17日
Tullett Prebon (Europe) Limited	○	新規登録	22年1月15日
アライアンス・バーンスタイン・ ルクセンブルグ・エス・エイ	○	新規登録	22年1月20日
西日本シティTT証券(株)	○	新規登録	22年2月9日
三菱UFJ証券分割準備(株)	○	新規登録	22年2月10日
サムスン証券(株)	○	新規登録	22年4月7日
オリックス・ホールセール証券(株)	○	新規登録	22年4月14日
CMSジャパン(株)	—	新規登録	22年6月8日
岩井証券設立準備(株)	○	新規登録	22年6月9日
スパークス・アセット・マネジメ ント(株)	○	変更登録	22年6月15日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）  
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
カネツGKGoh(株)	—	事業譲渡	21年7月13日
ブライト証券(株)	○	廃止	21年7月21日
SGアセットマネジメント証券(株)	○	廃止	21年7月30日
日本インベスターズ証券(株)	○	事業譲渡	21年7月31日
外為アルフィックス(株)	—	廃止	21年7月31日
カドヤ証券(株)	○	事業譲渡	21年8月31日
日本プライベート証券(株)	○	廃止	21年8月31日
(株)FXキング	—	廃止	21年8月31日
バンク・エー・アイ・ジー（証券）	○	廃止	21年9月14日
トロント・ドミニオン証券(株)	○	廃止	21年9月17日
日興コーディアル証券(株)	○	事業譲渡	21年10月1日
スター為替(株)	—	合併消滅	21年10月1日
FXトレード(株)	—	合併消滅	21年10月1日
アイ・トレードFX(株)	—	事業譲渡	21年10月5日
TONK(株)	—	取消し処分	21年10月5日
(株)ベルフォードキャピタルマネジメント	—	廃止	21年10月5日
ジョインベスト証券(株)	○	合併消滅	21年11月23日
(株)EMCOM TRADE	—	事業譲渡	21年11月30日
ブラックロック・ジャパン(株)	—	変更登録	21年12月2日
岡地(株)	○	事業譲渡	21年12月13日
くにやす・FX(株)	—	事業譲渡	21年12月21日
タイコム証券(株)	○	解散	21年12月25日
アセットプラスワン(株)	—	廃止	21年12月25日
北辰物産(株)	○	廃止	21年12月29日

エイチヴィビー・キャピタル・アジア・リミテッド（エイチヴィビーキャピタル証券会社 東京支店）	○	廃止	21年12月31日
(株)アトランティック・ファイナンシャル・コーポレーション	—	事業譲渡	22年1月25日
AllianceBernstein Investments, Inc.	○	事業譲渡	22年2月1日
アイフォレックス(株)	—	取消し処分	22年2月1日
アヴァロン湘南証券(株)	○	廃止	22年2月4日
アセット証券(株)	○	変更登録	22年2月12日
キャピタル・マーケティング証券(株)	○	解散	22年2月26日
ニュースミス・キャピタル投資顧問(株)	○	変更登録	22年3月15日
三菱商事フューチャーズ(株)	○	変更登録	22年3月31日
三菱UFJ証券(株)	○	事業承継	22年3月31日
大石証券(株)	○	合併消滅	22年4月1日
SBIフューチャーズ(株)	○	合併消滅	22年4月1日
トヨタファイナンシャルサービス証券(株)	○	合併消滅	22年4月5日
環証券(株)	○	合併消滅	22年4月12日
オリックス証券(株)	○	合併消滅	22年5月1日
武蔵証券(株)	○	合併消滅	22年5月6日
キャピタル・マーケット・サービス	—	事業譲渡	22年6月21日
城南証券(株)	○	廃止	22年6月30日

注 1) 日興コーディアル証券(株)は、日興コーディアル証券分割準備(株)に全ての事業を譲渡し、金融商品取引業を廃止。日興コーディアル証券分割準備(株)は 21 年 10 月 1 日付で日興コーディアル証券(株)に商号変更。

注 2) 三菱UFJ証券(株)は、三菱UFJ証券分割準備(株)に全ての事業を承継させ、金融商品取引業を廃止。三菱UFJ証券分割準備(株)は 22 年 4 月 1 日付で三菱UFJ証券(株)に、同年 5 月 1 日付でモルガン・スタンレー証券の投資銀行部門を

分割承継し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱に商号変更。

## 2. 国内証券会社の21年度決算概要（資料12-2-2～3参照）

国内証券会社275社の平成22年3月期決算（単体）における「営業収益」は、3兆1,908億円（前期比12%増）となった。

これは、リーマン・ショック以降における株価の上昇基調を背景としたトレーディング利益の増加、新興国関連を中心とした株式投資信託など証券投資信託の販売好調及び企業の増資ラッシュにより、主に大手証券会社の営業収益が大幅に改善したことによるものである。

営業収益のうち受入手数料は、前期比20%増（同3,324億円増）の1兆9,964億円と増加した。これは、前述の事由により、トレーディング損益が、前期比65%増（同3,151億円増）の8,015億円と大幅な増収となったこと、「募集・売出しの取扱い手数料」が、前期比97%増（同2,143億円増）の4,359億円と大幅に増加したこと及び「引受け・売出し手数料」が前期比158%増（同1,424億円増）の2,327億円となったことが主な要因である。

その一方で、円高や欧州の信用不安などを背景に、22年3月期の東京証券取引所1日平均売買代金が1兆5,535億円（前期比23%減）となるなど、株券売買金額が低水準に推移したことを受け、委託手数料は前期比7%減（同366億円減）の5,213億円と振るわなかった。

販売費・一般管理費は、人件費が前期比7%増（同740億円増）の1兆1,156億円であったが、取引関係費が前期比3%減（同139億円減）の4,771億円となり、前期比1%増（同249億円増）の2兆6,209億円となった。

以上のことから、営業損益は、前期2,582億円の損失から3,349億円の利益、経常損益も同1,907億円の損失から3,296億円の利益、当期純損益は、前期2,697億円の損失から1,943億円の利益と、平成19年3月期以来3期ぶりの利益計上となった。

## II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

21年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ13社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消 2件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 6件
- ③ 業務改善命令 5件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「営業管理態勢及び内部管理態勢の不備」、「顧客の損失を補てんするため、顧客に財産上の利益を提供する行為」、「金融商品取引

業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」、等となっている。

### Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務づけた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（22年6月末時点 300社、基金規模約 542億円）。（資料 12-2-4 参照）

### 第3節 第二種金融商品取引業

#### I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12-3-1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成22年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,327社となっている。

#### II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

21年7月以降の第二種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、14社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消し（業務改善命令を含む。）が3件、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が11件となっている。

（注） 行政処分を行った上記14社のうち、第一種金融商品取引業も行っている2社については、第2節 II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分に、また、投資運用業も行っている3社については、第5節 II 投資運用業者に対する行政処分に記載されている件数にそれぞれ含まれている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「分別管理が確保されていない状況で行う私募」、「無登録業者への名義貸し」、「虚偽・誤解表示」等となっている。

## 第4節 投資助言・代理業

### I 投資助言・代理業者の概況（資料12-4-1参照）

金融商品取引法の施行（平成19年9月30日）に伴い、旧有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づく登録を受けていた1,002社が、投資助言・代理業者としてみなし登録を受けた。

平成22年6月末時点では、投資助言・代理業の登録を有する者は1,246社となっている。

### II 投資助言・代理業者に対する行政処分

21年7月以降の投資助言・代理業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ10社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが3件、業務停止命令（業務改善命令を含む）が7件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録での有価証券の売買等」、「著しく事実に相違する表示のある広告をする行為」等となっている。

## 第5節 投資運用業

### I 投資運用業者の概況

#### 1. 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成22年6月末現在の投資運用業者数は322社（投資信託委託業者85社、投資法人資産運用業者51社、投資一任業者260社、自己運用業者25社）となっている。（資料12-5-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

#### 2. 投資法人の推移

22年6月末現在の登録投資法人は52社（不動産系45社、証券系7社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）38社で運用する資産残高の合計は、平成22年5月末で8兆2,021億円（前年比1.4%増）となっている。

なお、22年2月に初めて投資法人同士の合併が行われたほか、3件の合併が行われている。（資料12-5-2参照）

#### 3. 運用資産の推移

21年度は市況回復と資金流入により運用資産は増加傾向にある。

投資信託については、純資産残高は22年3月末で公募投信63兆6,986億円（前年比23.7%増）（株式投信52兆5,775億円（同30.3%増）、公社債投信11兆1,210億円（同横ばい）、私募投信30兆4,293億円（同22.8%増）（株式投信29兆7,298億円（同22.8%増）、公社債投信6,995億円（同20.0%増））となっている。（資料12-5-3参照）

投資一任契約資産残高（有価証券に係る投資一任契約に限る。）については、22年3月末で132兆427億円（同16.2%増、（社）日本証券投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、平成22年3月末で直近決算期末の数値を単純合計すると、3,830億円（同23.9%減）となっている。

### II 投資運用業者に対する行政処分

21年7月以降の投資運用業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取



消し（業務改善命令を含む）が1件、業務停止命令（業務改善命令を含む）が2件、業務改善命令が1件となっている。

（注）上記のうち3社については、第二種金融商品取引業も行っており、第3節Ⅱ第二種金融商品取引業者に対する行政処分に記載している件数に含まれている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「債務超過」、「分別管理義務違反」、「名義貸し」、「ファンド出資者の利益を害する運用」、「投資一任契約締結先の運用財産の管理を適切に監督していない状況」等となっている。

## 第6節 登録金融機関、金融商品仲介業者

### I 登録金融機関の概況

平成22年6月末現在における登録金融機関数は、1,142となっている。(資料12-6-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

なお、21年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の状況については、1社に対して行政処分(業務改善命令)を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況となっている。

### II 金融商品仲介業者の概況

22年6月末現在における金融商品仲介業者数は、577社となっている。(資料12-6-1参照)

なお、21年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、2社に対して行政処分(登録の取消)を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等」となっている。

## 第7節 認定投資者保護団体

金融分野における苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを推進するため、金融商品取引法において、「認定投資者保護団体」の制度が設けられている。

同制度は、金融商品取引法に基づく自主規制機関以外の民間団体による自発的な申請に基づき、金融当局がこれを認定することにより、当該団体が行う金融分野の苦情解決・あっせん業務の信頼性を確保することを目指している。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成22年6月までに、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(平成22年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
H19. 9. 30	社団法人生命保険協会	東京都千代田区丸ノ内3-4-1
H20. 3. 7	社団法人日本損害保険協会	東京都千代田区神田淡路町2-9
H20. 10. 1	全国銀行協会	東京都千代田区丸の内1-3-1
H21. 4. 1	社団法人信託協会	東京都千代田区大手町2-6-2
H22. 1. 19	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

(注) 指定紛争解決機関制度の施行に伴い、上記団体のうち、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」を除く4団体は、指定紛争解決機関となる予定である。

これらの4団体が、指定紛争解決機関としての業務開始後は、認定投資者保護団体として行っている業務は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務として対応することから、以下のとおり、認定投資者保護団体業務の廃止を予定している。

(認定投資者保護団体としての今後の予定)

団体名	受付終了日(予定)	業務廃止日(予定)
社団法人生命保険協会	平成23年9月30日	平成23年10月1日
社団法人日本損害保険協会	平成22年9月30日	平成22年10月1日
全国銀行協会	平成22年9月30日	平成22年10月1日
社団法人信託協会	平成22年9月30日	平成22年10月1日

## 第8節 未公開株取引等の問題に対する対応状況について

### I 相談件数の状況等

未公開株取引に関して、最近、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数が大幅に増加（平成19年度1,025件 → 20年度1,376件 → 21年度2,460件）している。

その相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁等の行政機関から委託を受けたと説明するものや金融庁等の職員を名乗る事例も見られる。

また、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）の取引に関しても、無登録業者が関与する詐欺的事例のほか、金融商品取引業者（登録業者）による問題事例も発生している。

### II 対応（資料12-8-1参照）

こうした詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告や警察当局との連携

さらに、最近の状況を踏まえ、以下のような取組みを実施した。

#### 1. 被害の未然防止に向けた取組み

- ① 消費者庁・警察庁との連名により、リーフレット（『その「もうけ話」、大丈夫ですか？詐欺的な投資勧誘にご注意ください！』）の作成・配付。
- ② 日本証券業協会において、消費者庁・警察庁・金融庁との連名により作成したポスター（『こんな「未公開株勧誘」にご用心！』）の配付等に協力。

#### 2. 被害の拡大防止に向けた取組み

- ① 無登録で金融商品取引業を行う者に対する警告書の発出等の事実について、22年4月28日からウェブサイトでの公表を開始（無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について）。
- ② 無届募集等に関する留意事項として、少人数向け勧誘に該当するかどうかは、有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に判断すること等を明記した「企業内容等開示ガイドライン」の改正実施（22年6月4日適用）。
- ③ 第174回通常国会で成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、金融商品取引法等に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対する裁判所の差止命令への違反に係る両罰規定を整備（22年6月8日施行）。
- ④ 22年3月19日に警察庁が設置した「資産形成事犯対策ワーキングチーム」への参画など、警察当局との連携の強化。

### 3. 被害の回復に向けた取組み

- ① 第174回通常国会で成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、破産手続開始の原因となる事実がある場合に当局から破産手続開始の申立てを行える範囲を、一部の金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大（22年5月19日施行）。
- ② 金融機関等に対し、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為」に該当する場合には「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づく手続を適切に実施する等の取組みを要請。

## 第13章 その他の金融業の監督をめぐる動き

### 第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、抵当証券業者、前払式支払手段発行者、資金移動業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

## 第2節 貸金業者の監督をめぐる動き

### I 貸金業者向けの総合的な監督指針

#### 貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

##### (1) 貸金業法の完全施行に伴う改正

貸金業法の完全施行（平成22年6月18日）による総量規制の導入、出資法上限金利引き下げ等を踏まえた態勢の整備等に係る主な着眼点等を追記する他、「借り手の目線に立った10の方策」等を踏まえ、所要の改正を行った（22年6月18日より適用）。

##### (2) 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）に伴う改正

金融商品取引法等の改正により、金融ADR制度が導入されることに伴い、同制度への対応について監督上の着眼点等を定めた。また、苦情等対処に関する内部管理態勢について考え方を整理するとともに、所要の改正を行った（22年6月4日より適用。金融ADR制度に関する部分については、法令の施行に合わせ、22年10月1日より適用）。

##### (3) 顧客等に関する情報管理に係る改正

金融機関の保有する顧客等に関する情報の管理に関連し、情報漏えい・インサイダー取引等の不適切事例が相次いで発生した教訓を踏まえ、顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備、法人関係情報を利用した不公正取引の防止等について、改正を行った（22年6月4日より適用）。

### II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、22年3月末現在、4,057業者（うち財務局長登録409業者、都道府県知事登録3,648業者）となり、21年3月末から2,121業者減少した。

### III 貸金業者に対する行政処分

21事務年度中における財務局長登録の貸金業者に対する行政処分は、次の2件であった。

- ①禁止行為違反等の法令違反が認められた1社（九州財務局長登録）に対する行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）。
- ②禁止行為違反及び業務改善命令違反等の法令違反等が認められた1社（福岡財務支局長登録）に対する行政処分（登録の取消し）。

#### IV 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料 13-2-1 参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として日本貸金業協会を指定しており、同資格試験は、毎年少なくとも 1 回行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 34 第 1 項）、初年度である 21 事務年度においては、計 4 回の試験を実施している。

#### V 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21 年 10 月 5 日より登録申請の受付を開始している。

なお、22 年 6 月末現在における貸金業務取扱主任者登録申請の受理件数は、35,049 件となっており、そのうち 33,502 人に対して主任者登録を行っている。

#### VI 指定信用情報機関の指定

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第 3 段階施行（21 年 6 月 18 日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、22 年 3 月 11 日には株式会社シー・アイ・シー及び株式会社日本信用情報機構の 2 機関に対して信用情報提供等業務を行う指定信用情報機関としての指定を行った。



### 第3節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

#### 抵当証券業者の概要

抵当証券業の規制等に関する法律（以下「旧法」という。）は、金融商品取引法の施行に伴い平成 19 年 9 月末に廃止されたが、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 14 日法律第 66 号）の規定により、旧法の廃止前に登録を受けた抵当証券業者が、金融商品取引法の施行前に行った抵当証券の販売等は従前の例によるとされた。

また、当該業者が金融商品取引法の施行後に行う抵当証券の販売等については、旧法の規定が金融商品取引法の施行日から 6 年を経過する日までの間はなおその効力を有するとされた。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には 175 社（3 年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、22 年 6 月末で 1 社まで減少している。

## 第4節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き

### I 前払式支払手段発行者の概況

従来の「前払式証票の規制等に関する法律（以下「旧法」という。）」で規制対象となっている紙型及びIC型の前払式支払手段に加え、いわゆるサーバ型プリペイドカードも規制対象に含む「資金決済に関する法律（以下「新法」という。）」が平成21年6月に成立し、22年4月から施行された（旧法は同日付で廃止）。

新法では旧法同様、前払式支払手段は、前払式支払手段の発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家発行型前払式支払手段と、それ以外の第三者発行型前払式支払手段に区分され、自家発行型前払式支払手段のみの発行者である法人又は個人を自家型発行者と、第三者発行型前払式支払手段の発行の業務を行なう法人を第三者型発行者としている。

新法で規定されている内容を踏まえ、前払式支払手段発行者について法令等遵守態勢や表示義務、帳簿書類等をはじめとする諸項目について監督上の評価項目を規定し、監督に係る事務処理上の留意点と併せて体系的に整理した「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」を22年3月1日に策定、公表した。（資料13—4—1参照）

その後、前払式支払手段発行者関係の事務ガイドラインは22年6月4日に顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備のための改正を公表している。

#### （前払式支払手段の発行者数の推移）

	20年3月末	21年3月末	22年3月末
自家型発行者	510	531	569
第三者型発行者	1,260	1,198	1,133
合計	1,770	1,729	1,702

### II 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

前払式支払手段の購入者の利益を保護するため、基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務づけられており、前払式支払手段が使用できなくなるなどした場合には、前払式支払手段の所有者が財務（支）局に申立て等を行うことにより、還付手続が行われることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日から新法施行後にわたり、これまでに累計で36件行われている。

#### （20事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
日本スポーツ券（株）	関東財務局	20事務年度
（株）柿本石油	東北財務局	21事務年度

(21事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
岡山プリペイドカード(株)	中国財務局	実施済
(株)オーケーエンタープライズ	福岡財務支局	実施済
(株)キンカ堂	関東財務局	未実施
越前商業開発(株)	北陸財務局	未実施
(株)エヌシーぐんま	関東財務局	未実施

### Ⅲ 資金移動業者の概況

為替取引は、銀行法により銀行のみに認められる独占業務とされていたが、近年インターネットの普及等により、より安価で簡便な為替取引のニーズが高まっていること等を受け、決済に関するワーキンググループの経緯を経て制定された「資金決済に関する法律」において、少額の為替取引に限り銀行等以外の者でも行うことができる資金移動業が創設された。

同法においては、資金移動業者の法令等遵守態勢のための社内規則等の整備など、態勢面の整備を求めている。これらの規定内容を踏まえ、資金移動業者の経営管理態勢や履行保証金の算定の根拠となる未達債務の考え方を含めた帳簿書類作成・保存義務等をはじめとする諸項目について監督上の評価項目を規定し、監督に係る事務処理上の留意点と併せて体系的に整理した「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」を22年3月1日に策定、公表した。(資料13-4-2参照)。

その後、資金移動業者関係の事務ガイドラインは、22年6月4日に金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の導入に伴う改正と、顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備のための改正を公表している。

なお、平成22年6月末現在の資金移動業者数は5業者となっている。

## 第5節 S P C等の監督をめぐる動き

### I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、①特定目的会社（以下「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること、等を目的として10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に法改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法現代化に伴い旧法は廃止され、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。

（S P Cの登録・届出件数）

	20年3月末	21年3月末	22年3月末
新法S P C	1,057社	1,061社	1,021社
旧法S P C	5社	4社	3社

（注1）業務開始届出書、廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

### II 資産の流動化の状況

（億円）

	19年9月末	20年9月末	21年9月末
資産対応証券の発行残高等	77,271	110,056	121,731
(1) 新法S P C	76,336	109,411	121,289
(2) 旧法S P C	935	645	442
① 不動産	26,961	50,618	58,931
② 不動産の信託受益権	28,525	38,497	46,842
③ 指名金銭債権	8,844	8,754	8,711
④ 指名金銭債権の信託受益権	11,550	11,029	6,698
⑤ その他	1,391	1,159	550

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

## 第6節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

### 不動産特定共同事業者の概況

不動産特定共同事業法は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

不動産特定共同事業者の数は、22年3月末現在98社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が28社、都道府県知事許可業者が64社である。また、みなし業者の届出を行っている金融機関は6社ある。

## 第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

### 確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、22年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は198法人となっている。（資料13-7-1参照）

## 第8節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

### 電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、金銭債権の取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調整する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする新たな類型の金銭債権である電子記録債権について定めるとともに、その電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めたものである。

当該法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、「事務ガイドライン第3分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

その後、22年6月4日に顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備のための改正を公表している。

なお、電子債権記録業を営む者として、日本電子債権機構株式会社及びSMB C電子債権記録株式会社が指定を受けている。

## 第 14 章 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月 1 日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

本法は 21 年 6 月に改正され、事業者の資源生産性の向上を図る「資源生産性革新計画」や、中小企業の事業再生の更なる支援を図る「中小企業承継事業再生計画」の創設等が行われたほか、名称を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」と改めた。

また、上記の改正に伴い「主要行等向けの総合的な監督指針」他 6 つの監督指針において、所要の改正を行った（21 年 7 月 3 日改正、同日より適用。）。

21 事務年度において、金融庁では、下記 3 件の事業再構築計画の認定（産業活力再生特別措置法第 5 条第 1 項）、を行った。

申請者	認定日
庄内銀行、北都銀行	21 年 9 月 18 日 (事業再構築計画認定)
池田銀行、泉州銀行	21 年 9 月 18 日 (事業再構築計画認定)
徳島銀行、香川銀行	21 年 3 月 30 日 (事業再構築計画認定)



## 第15章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

### I 本制度導入以降の状況

#### 1. 本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月1日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画（第3回フォローアップ）」において、「IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」とし、更にこれを踏まえ、13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公平性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」とこととした（注）。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より本制度の運用を開始することとしたところである。

（注）16年3月19日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」により、本制度の対象法令の分野は、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」から、「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

#### 2. 本制度の見直し

（1）15年3月27日に、対日投資会議の下部組織である対日投資会議専門部会が公表した「対日投資促進プログラム」において、本制度の手続の活用を一層促進する観点から、各府省庁に対し、照会者から照会に対する回答の公表を延期する要望があった場合の具体的な手続を見直すことが求められたことを受け、同年7月4日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公開の延期を認める。
- ② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。

（2）また、16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、日本版ノーアクションレター制度の見直しが盛り込まれ、各府省における細則の見直しが掲げられたことから、同年5月14日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者に対する回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する。
- ② 照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。

(3) さらに、「金融改革プログラム」(16年12月24日公表)において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、17年6月7日から7月4日にかけて、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月7日にアンケート結果を公表するとともに、その結果を踏まえ以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 回答期間については、「いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。」旨を明記する。
- ② 回答を行わないことができる事案から、「③申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除する。
- ③ 上記とあわせて、照会書及び回答書の参考様式を導入する。

(4) 加えて、「規制改革推進のための3か年計画」(19年6月22日閣議決定)を踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正(19年6月22日閣議決定)や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理(第一次)」(19年6月13日公表)を踏まえ、19年7月2日付で、以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 対象法令(条項)の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれら権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加する。
- ② 公表する事項から「照会者名」を削除し、あわせて「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としない。
- ③ 照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記する。
- ④ 補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること等を明記する。

### 3. 本制度の活用促進に向けた取組み

(1) 「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、以下の取組みを実施した。

- ① 細則の英訳(仮訳)を作成・公表(17年2月)
- ② アクセスFSAによる広報等により、本制度の概要を周知(17年3月)
- ③ アクセスFSAによる広報等により、17年10月の細則の概要を周知(17年11月)

(2) また、19年7月の細則の改正についても、以下の取組みを実施した。

- ① 関係業界団体に対し改正通知文を发出（19年6月）
- ② 記者レクの実施（19年6月）
- ③ アクセスFSAによる広報等により、改正内容を周知（19年7月）
- ④ 業界団体との意見交換会において、改正内容を周知（19年7月）

## II 本制度の手続き

### 1. 対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

- ① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（許可等を受けないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
- ② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（届出等を行わないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
- ③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの：新規事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか
- ④ 民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限する条項であって、照会の対象とすべきものと判断される場合：その事業や取引を行うことに関して、義務を課され、権利を制限されることがないかどうか

### 2. 照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人（照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等）が、当該照会に係る法令の条項（前記1.の①～④に記載された条項）を所管する金融庁の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる（なお、照会書面の受付は、監督局総務課にて一元的に行う。また、財務局・沖縄総合事務局所管の金融機関等は、財務局等に照会を行う）。

照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。

また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある（ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である）。

### 3. 照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

- ① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的内容
- ② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項
- ③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠

#### ④ 照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。ただし、照会者からの追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な事務負担とならないよう努めることとしている。

#### 4. 回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

#### 5. 回答の方法

金融庁は、本制度に基づかない照会や、回答を行うまでの間に照会の取下げの申出があった場合のほか、下記「6. 回答を行わない場合」を除き、原則として、照会書を受領してから30日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。なお、いずれの場合においても補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

- ① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合： 原則60日以内
- ② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合： 30日を超える合理的な期間内
- ③ 他府省との共管法令に係る照会の場合： 原則60日以内

回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の13年3月27日付閣議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。

なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

#### 6. 回答を行わない事案

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが適当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会

- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ④ 既に金融庁ウェブサイトにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

## 7. 公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから30日以内に、照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上で公表する。

ただし、照会者が、照会書に回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、金融庁は、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

## 8. 回答実績

金融庁では、21事務年度において、対象となる照会に対して5件の回答を行っており、制度導入からの累計は39件となっている。

## 第16章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

### I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針（以下「事務ガイドライン等」という。）を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

### II 本照会手続の概要

#### 1. 照会者の範囲

本照会手続による照会者の範囲は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体としている。

（注）ここにいう事業者団体とは、「金融庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に、連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る）」を指す。

#### 2. 照会の対象

本照会手続の照会の対象は、以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとしている。

- ① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）
- ② 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ③ 金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- ④ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと

#### 3. 照会の方法

本照会手続における具体的な照会方法は、以下のとおりである。

- ① 照会は書面（電子的方法を含む）をもって行うものとし、照会先は法令を所管する金融庁の担当課室長とする。
- ② 照会書面には、以下の内容が記載されていることを必要とする旨を明示するもの

とする。なお、照会書面のほかに、照会内容及び上記2. の照会の対象となるかどうかを判断するために、照会書面の補正及び追加資料の提出が必要となる場合がある。

- ア. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

#### 4. 回答の方法

金融庁担当課室長は、照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから原則として2ヶ月以内に書面により回答を行うよう努めることとする。また、2ヶ月以内に回答できない場合は、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

#### 5. 公表の方法

照会者に対する回答後、速やかに照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上に公表することとする（但し、照会者名及び担当課室長名は公表しない）。

#### 6. 本制度の活用促進に向けた取組み

金融庁ウェブサイトの本制度の概要を掲載しているほか、17年3月には業界団体との意見交換会において本照会手続の紹介を行うなどして活用促進を図っている。

#### 7. 回答実績

制度導入からの累計は2件（21事務年度における照会は0件）。

#### 8. その他利用上の留意点

##### (1) ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

##### (2) 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

## 第17章 疑わしい取引の届出制度

### I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)の規定により、金融機関等は、顧客から收受した資金が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて資金情報機関(注)に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。(資料17-1参照)

(注) 国際的にはF I U (Financial Intelligence Unit) と呼ばれている。日本におけるF I Uは、平成19年3月までは金融庁総務企画局総務課特定金融情報室が担当していたが、同年4月以降は国家公安委員会(警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)にその機能が移管されている。

### II 疑わしい取引の届出に関する概況

#### 1. 届出の状況

21年1月から12月までの1年間に、713の金融機関等から266,796件(前年比29,091件増)の疑わしい取引の届出を受理した。

#### 2. 研修会の開催

警察庁との共催により、21年10月から11月にかけて、各財務(支)局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引情報の犯罪捜査への活用事例や届出書の望ましい記載方法等について研修を行った。21年度の研修会には、968機関の疑わしい取引の届出担当者が参加した。

#### 3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

タリバーン関係者等リストを定めた外務省告示の改正に際し、警察庁からの要請を受けて、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出を徹底するよう要請を行っている(22年5月末現在、501の個人及び団体が指定されている)。

また、国際連合安全保障理事会決議第1874号が採択されたことを受け、21年7月6日付閣議了解「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る資産の移転等の防止措置について」に基づく外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)による資産の移転等の防止措置等の実施に



際し、21年7月7日、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出を引き続き徹底するよう要請を行っている。

さらに、21年7月24日、国際連合安全保障理事会制裁委員会により「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者」として新たに追加指定された5団体・5個人に対する外為法による資産凍結等の措置の実施に際しても、同様の要請を行っている。

## 第18章 課徴金納付命令

### I 課徴金制度について

#### 1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

##### （1）金融商品取引法

###### ① 不公正取引

（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布又は偽計）

###### ② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

###### ③ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

###### ④ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等

###### ⑤ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

###### ⑥ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

##### （2）公認会計士法

###### ① 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

###### ② 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

#### 2. 課徴金納付命令までの手続（資料18-1-1参照）

##### （1）金融商品取引法

① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

## (2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

## II 課徴金納付命令等の状況（資料18-1-2参照）

21事務年度においては、不公正取引事件42件及び開示書類の虚偽記載事件9件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

また、(株)ビックカメラ及び味の素(株)に係る2事件について審判期日を実施(10回開催)し、審判手続を終結した。(株)ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事件については、「違反事実が認められない」旨の決定を行った(平成22年6月25日)。

### 1. 課徴金納付命令の実績

#### (1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載	合計
18事務年度以前	18件	4件	22件
19事務年度	21件	10件	31件
20事務年度	15件	11件	26件
21事務年度	42件	9件	51件

#### (2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
19事務年度	—	—	—
20事務年度	—	—	—
21事務年度	—	—	—

### 2. 審判期日の実績

#### (1) (株)ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載

平成21(判)14(平成21年6月26日開始決定)

第1回 平成21年9月25日

第2回 平成21年10月21日

第3回 平成21年12月2日

第4回 平成22年1月14日

第5回 平成21年2月10日

第6回 平成21年3月17日(審判手続終結)

(平成22年6月25日「違反事実が認められない」旨の決定)

(2) 味の素(株)社員による内部者取引

平成21(判)14(平成21年6月26日開始決定)

第1回 平成21年9月10日

第2回 平成21年10月8日

第3回 平成21年11月16日

第4回 平成21年1月28日(審判手続終結)

(平成22年3月16日課徴金納付命令)

## 第4部 金融検査

### 第19章 金融検査の実施状況

#### 第1節 平成21検査事務年度の検査基本計画及びその実績

平成21検査事務年度の検査実績は、年度計画595件に対し、621件となり、概ね計画通り実施された。(資料19-1-1~2参照)

21検査事務年度の検査実施状況については、資料19-1-3~14、22参照。

(注1) 20検査事務年度の検査実施件数及び検査実施状況については、資料19-1-15~20参照。

(注2) 金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料19-1-21参照。

## 第2節 平成21年度検査事務年度検査基本方針に基づいた施策（資料19-1-1参照）

### I 検査運営の基本的な考え方

#### 1. 検査マニュアル前文五原則の実践強化

日々の検査運営にあたっては、一人ひとりの検査官が、以下の諸点を基本に据え、双方向の議論を通じ一層深度ある検証に努めた。

##### (1) 重要なリスクに焦点をあてた検証

個別金融機関の業務内容や市場動向等に関する情報に基づき、リスクの所在を的確に分析し、経営上重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検証に努めた。

##### (2) 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

金融機関との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるよう、双方向の議論による深度ある原因分析・解明に努めた。

##### (3) 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証

金融機関の内部管理態勢の改善・向上につながる適切な取組みを評価する一方、検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況など動的な実態についても十分検証した。

##### (4) 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

指摘事項や評定に関する対話・議論に際しては、その根拠を具体的かつ論理的に示すとともに、経営上重要な事項に焦点を絞った指摘に努めた。あわせて、より高い評定段階に到達するために改善すべき事項を、検査結果通知において明確に示すよう努めた。

##### (5) 検証結果に対する真の理解（「納得感」）

上記（1）～（4）に述べた事項に留意しながら検証を進めるとともに、経営陣との対話、実務者レベルにおける双方向の議論を更に充実することを通じて、「検証結果に対する金融機関の真の理解（「納得感」）」を得るよう努め、金融機関の経営改善に向けた取組みを促した。

#### 2. ベター・レギュレーションの進化に向けた組織的取組み（アクションプランⅡ）

今後の金融検査においては、金融機関の自主改善に一層役立つ検査を目指す必要がある。そのためには、既存施策の継続・強化に加え、検査官一人ひとりのレベルアップを図る必要がある。かかる観点から策定した総合的な対応策（アクションプランⅡ）では、①ベター・レギュレーションの取組みの実践・強化、②金融機関等との対話の充実・情報発信の強化、に加え、今後の中心的課題として、③検査力の向上、④人材の育成・充実を掲げており、21年度検査事務年度以降、ベター・レギュレーションの進化

に向け、このアクションプランⅡの諸施策を持続的計画的に遂行した。

## Ⅱ 検査重点事項

「経営管理態勢の整備」を第一に掲げて検査を実施したほか、「リスク管理態勢の整備」、「円滑な金融仲介機能の発揮」、「顧客保護・利用者利便の向上」についての検証に取り組んだ。

### 1. 経営管理態勢の整備

経営管理においては、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要である。したがって、金融検査においては、経営陣との対話等を通じ、以下の点を重点的に検証した。

- ・ 経営方針に基づく戦略目標（収益、費用、資本政策等）について、中期的な展望も踏まえ、その合理性や持続可能性の観点から、十分な分析と検討が行われているか。
- ・ 金融機関全体の戦略目標を踏まえた事業分野毎の戦略目標と、各種リスク管理方針とが整合的であるか。
- ・ リスクテイク、リスク管理、法令等遵守、顧客保護等の面で、海外の拠点も含め、強固なガバナンスが構築され、機能しているか。
- ・ 内部監査の有効性について、その品質（リスクフォーカス、フォワード・ルッキングアプローチとなっているか、検証範囲・深度が適切か、）が確保されているか、その牽制監視機能が経営に活用されているか、等。

あわせて、適切な業務執行を実現する観点から、取締役が、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務遂行の監督の職責を果たしているかについても検証した。

### 2. リスク管理態勢の整備

#### (1) 統合的なリスク管理

金融技術の進展により、金融機関間の取引が高度に複雑化していることから、特に、複雑なリスク・プロファイルを有する金融機関においては、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクが発生することや、金融・資本市場のストレス事象に伴い、リスクが連鎖的に増幅・伝播することを念頭に置いて、リスク管理態勢を整備する必要がある。したがって、21 検査事務年度は、特に、各リスクカテゴリー横断的な視野を踏まえた統合的なリスク管理態勢が整備されているかを重点的に検証した。

また、今般の金融・資本市場の混乱の経験・教訓を踏まえ、金融機関が、統計的なリスク計測手法の限界を認識し、フォワード・ルッキングなシナリオに基づくストレス・テストを実施・活用すること等によって、金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切なリスク管理態勢が整備されているか、等に

についても重点的に検証した。

その際、特に、原資産の信用リスク、カウンターパーティリスク、資金・市場流動性リスク等、多様なリスクを内包する金融商品のリスク管理に際しては、それらリスクを総合的に考慮しているか、についても検証した。

## (2) 信用リスク管理

金融機関における信用リスク管理の重要性を踏まえ、金融機関の経営戦略や規模・特性等を踏まえた信用リスク管理態勢が整備されているか、個別の金融機関の状況に応じ、大口与信や複雑な形態の与信などについて、スキームの実態やリスク特性を十分に把握し、適切な審査・与信管理が行われているか、等について、重点的に検証した。

また、海外経済の急速な悪化に伴い、非日系与信のリスク管理の重要性が高まっていることから、金融機関が、非日系与信のリスク管理について、海外拠点を含めて総合的なリスク管理態勢が整備されているかについても、海外拠点への立入調査を活用しつつ、重点的に検証した。

あわせて、バーゼルⅡ・内部格付手法採用行に関しては、内部格付制度を適切に運営しているか、パラメータの推計値を適切に検証しているか、等についても検証した。

## (3) 金融グループ全体としてのリスク管理

金融のコングロマリット化が進展していることに伴い、大手金融グループについては、金融システムに与える潜在的な影響度が高まっている一方、組織の巨大化・縦割り化に伴い、グループ全体のリスクの把握が困難になっている。こうした中、ファイアーウォール規制の緩和を契機に、大手金融グループにおける銀・証一体経営がさらに進展することが想定される。したがって、大手金融グループの検査にあたっては、21 検査事務年度は、証券取引等監視委員会とも連携しつつ、グループ全体として、総合的なリスク管理態勢が整備されているか、ファイアーウォール規制の緩和の趣旨に則り、利益相反の管理や顧客情報の取扱い等に関し、経営陣が主体性をもって、適切な内部管理態勢を整備しているか、等について、重点的に検証した。

## (4) 保険会社におけるリスク管理態勢

保険会社を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変動している状況や、統合リスク管理やストレス・テストの実施等に関する保険会社向けの総合的な監督指針及び保険検査マニュアルの改定の趣旨を踏まえ、保険会社の検査にあたっては、21 検査事務年度は、引き続き、資産運用リスク、保険引受リスクや責任準備金の管理態勢が整備されているか等について重点的に検証した。また、保険会社における統合リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組みが行われているか、ストレス・テストを実施・活用しているか、等についても検証した。



## (5) システムリスク管理

金融機関のシステムは業務運営の根幹をなすインフラであり、システムの高度化・複雑化に伴い、システム障害の発生による顧客取引への影響は益々大きなものとなっている。したがって、21 検査事務年度は、以下の点を重点的に検証した。

- ・ 経営陣自らが、専門家任せにすることなく、システムリスク管理に十分コミットしているか。
- ・ 重要な業務インフラとして、ITの戦略的な活用を検討しているか。
- ・ システムの共同運営化やアウトソーシング化に伴って生じる業務委託先管理などの管理態勢を整備しているか。
- ・ システムの更改・統合等において、経営レベルでリスクを適切に認識し、プロジェクト管理を適切に行っているか。
- ・ 顧客や決済システム等に大きな影響・障害を与えるようなリスク事象を網羅的に洗い出して、対策を講じているか。
- ・ システム障害が発生した場合に備え、実効的なコンティンジェンシープランが策定されているか 等。

## 3. 円滑な金融仲介機能の発揮

### (1) 中小企業・個人（住宅ローン）等に対する円滑な金融仲介への対応

中小企業及び個人に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な役割の一つである。今般の厳しい経済・雇用情勢により、中小企業及び個人金融をめぐる環境は引き続き厳しい状況にある。こうした中、金融機関には、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されていることから以下の点に着目した。

#### ① 中小企業向け融資

中小企業向け融資については、債務者の実態をきめ細かく把握した上で、金融検査マニュアル別冊の趣旨（赤字や債務超過といった外形的事実のみで判断するのではなく、数字に表れない技術力、経営者の資質等を十分踏まえて評価すべき）を踏まえた融資態勢が整備されているかを重点的に検証した。

あわせて、貸出条件緩和債権の要件の見直しを受けて、営業現場を含めた態勢整備や顧客相談・説明が十分に図られているか、緊急保証制度の創設を受けて旧債振替等不適切な取扱いを防止する態勢が整備されているか、顧客からの申し出への対応や謝絶時の顧客説明等に係る態勢が整備されているか、等についても、重点的に検証した。

なお、中小企業経営者が金融機関との融資交渉を行う際や経営改善支援を求める際に役立ててもらうため、アクションプランⅡに掲げた中小企業経営者等に対する「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」説明会を、分かりやすいパンフレット等を用いて、全国各地で432件開催した（23,453名が参加（21年7月～22年6月末現在））。

## ② 住宅ローン

住宅ローンについては、返済条件の見直し等を含め、債務者の経済状況や生活状況を十分踏まえたきめ細かな対応を行うための態勢が整備されているか、等について、重点的に検証した。

## (2) 中小企業にふさわしい金融手法の提供

金融機関には、中小企業に対し、そのライフサイクルに応じた適切な経営支援を行うことを通じて借り手の成長・改善を促すことが求められる。こうした観点から、21 検査事務年度は、金融業に本来期待される役割とも言うべき情報生産機能を強化することによって、ビジネスマッチングや M&A に関する情報等、企業の付加価値向上に資する多面的な機能・サービスを提供していくための創意工夫を凝らしているか、関係先と連携した継続指導等による事業再生に向けた取組みが行われているか、等に着目した。さらに、事業再生等に向けた優れた取組みや創意工夫が認められる場合には、検査において積極的に評価し、金融検査評定にも明確に反映させるとともに、金融検査指摘事例集により広く周知を図った。

## (3) 中小企業等の債務者に対するきめ細かい実態把握と適切なリスク管理

金融機関においては、中小企業等の債務者に対して、きめ細かい実態把握を行うとともに、適切なリスク管理が求められる。したがって、21 検査事務年度は、審査・与信管理の過程で、中小企業等の実態や特性等（景気の影響を受けやすいため一時的に赤字に陥りやすい、自己資本が小さいため一時的に債務超過に陥りやすい等）を踏まえて債務者の経営・財務状況等の実態をきめ細かく把握し、債務者に必要な助言・指導等が行われているか、信用リスクを適切に管理する態勢が整備されているか、償却・引当が適切に行われているか、等について、重点的に検証した。

## 4. 顧客保護・利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。したがって、21 検査事務年度は、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みを重点的に検証した。

### (1) 顧客保護等

金融サービスが多様化・複雑化する中で、金融機関においては、顧客保護を図る態勢を整備する必要がある。従来より、預金者、保険契約者、有価証券の投資者、ローンの借り手等の保護を担っている金融庁では、顧客保護等に関して、顧客情報を厳格に管理する態勢や優越的地位の濫用を防止する態勢が整備されているか、利

益相反を管理する態勢の整備・確立に向けた取組みが行われているか、といった点に加え、以下の点を重点的に検証した。

① 適正かつ安全な金融取引の確保

顧客保護には、安全な金融取引等の確保が必要不可欠である。こうした観点から、いわゆる振り込め詐欺等預金口座の不正利用による被害防止のために必要な措置を講じているか、近年、偽造・盗難キャッシュカードによる被害やインターネットバンキングに関する金融犯罪が多発している状況を踏まえ、本人認証情報の保護対策を含め、情報セキュリティ対策の向上に向けた態勢が整備されているか、等について、重点的に検証した。

また、反マネーロンダリングへの取組みとして、関係機関とも緊密に連携し反社会的勢力に関する情報を収集・分析するなど、反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているか、等についても、重点的に検証した。

② 相談・苦情等への適切な対応

顧客からの信認を確保するとともに、顧客ニーズを業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要である。こうした観点から、相談・苦情等の原因分析、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップが適切に行われているか等、相談・苦情等の対処が適切に行われるための態勢が整備されているか、等について、重点的に検証した。

③ 顧客に対する適切な説明

金融商品の複雑化や金融サービスの多様化が進む中で、利用者の金融機関や商品・サービスに対する目線・ニーズは益々高まってきている。保険商品・リスク性商品等の販売に当たっては、顧客の真のニーズを踏まえつつ、商品の特性やリスクの所在を的確に説明することが求められるが、21 検査事務年度も、金融機関が、法令等の本来の趣旨に則り、それぞれの顧客の知識、経験、理解度等を十分に踏まえ、適切且つ柔軟な顧客対応を行っているか、実質的な面に着目して重点的に検証した。その際、顧客に対して時間的・手続的に過大な負担をかけていないかといった点についても十分留意した。

また、ローンの契約や取引関係の見直しにあたっては、契約の内容を正確に借り手に説明することが求められるが、21 検査事務年度は、貸金業者向けの総合的な監督指針の改正等を踏まえ、貸金業者において、借り手等の知識、経験、財産の状況を踏まえた説明態勢が整備されているか、等について、重点的に検証した。

(2) 利用者利便の向上

金融機関に対する国民の要求目線の高まりを踏まえると、金融機関が顧客の支持・信頼を得て経営基盤を維持していくためには、金融機関においては、利用者ニーズの掘り起こしや、利用者ニーズに応える新商品の開発・サービスの向上といった利用者利便の向上に向けてさらに取り組んでいく必要がある。したがって、21 検

査事務年度は、金融機関の利用者利便の向上に向けた取組みについて、優れた事例があれば積極的に評価した。

### 第3節 金融コングロマリットに対する検査

#### I 金融コングロマリットの一体的な実態把握

金融のコングロマリット化の進展に伴い金融機関が抱えるリスクが複雑化・高度化している状況を踏まえ、金融コングロマリット全体のリスクを的確に把握する必要があることから、平成 21 検査事務年度においても「金融コングロマリット監督指針」や「金融持株会社に係る検査マニュアル」等を用いて、金融コングロマリットの実態に即した検査を実施してきた。

なお、17 年7月より、証券会社等に対する検査は、一義的には証券取引等監視委員会が行っているが、グループ全体での総合的なリスク管理等の状況についての確かつ効率的な検証を行う観点から、同委員会と連携し、必要に応じて証券会社に対し同時検査を実施している。

#### II 検査実施状況の概要（資料 19-1-3～4 参照）

金融コングロマリットの検査については、グループの金融機関に対して一体的に検査を実施し、効果的な実態把握に努めたところである。

なお、大手銀行グループ（国内・海外）に対する検査の実施に当たっては、必要に応じて証券取引等監視委員会と連携し、銀行、証券会社をグループとして一体的に検査することにより、効果的な実態把握に努めたところである。

## 第4節 銀行等に対する検査

### I 検査実施状況の概要

銀行については、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、経営管理態勢の整備といった観点から検証を行ったほか、リスク管理態勢の整備について検証を行うなど、規模及び特性に応じた検査を行った。

信託銀行については、「信託検査マニュアル」も用いて、信託の引受審査や運用管理、併營業務等の各種管理態勢について検証した。

#### 1. 主要行等に対する検査実施状況の概要（資料19-1-3～6、22参照）

主要行等及びその銀行持株会社に対する検査については、銀行持株会社3社、主要行等10行に対して検査を実施し、そのうち、銀行持株会社2社、主要行等すべてに対して検査結果を通知している。システム統合を予定している銀行等に対する、システム統合リスク管理態勢の検証を目的とした検査（以下「システム統合リスク検査」という。）については、主要行等2行に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

検査に当たっては、主要行について、1行当たり平均して35.0日間の立入日数で、13.5人を投入するとともに、それ以外の銀行については、1行当たり平均して35.7日間の立入日数で、11.5人を投入している（システム統合リスク検査を除く）。

また、主要行の海外進出が加速する中、本部による管理態勢の適切性等を把握する観点から、海外拠点に対して調査を実施した。調査に当たっては、海外当局と意見交換を積極的に行う等、21検査事務年度においても海外当局との連携を強化している。

なお、当庁検査官をニューヨークに2名、ロンドンに1名、香港・シンガポールに1名派遣し、現地当局との意見交換や金融機関の活動状況のモニター等を行っている。

#### 2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要（資料19-1-3、5、6、参照）

地方銀行・第二地方銀行に対する検査については、銀行持株会社3社（金融庁2社、財務局1社）、地方銀行23行（金融庁17行、財務（支）局6行）、第二地方銀行23行（金融庁9行、財務（支）局14行）に対して検査を実施し、そのうち、地方銀行11行、第二地方銀行15行に対して検査結果を通知している。システム統合リスク検査については、銀行持株会社1社、地方銀行2行に対して検査を実施し、すべてに対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して26.6日間の立入日数で、11.2人を投入している（システム統合リスク検査を除く）。

#### 3. 外国銀行支店等に対する検査実施状況の概要（資料19-1-13参照）

外国銀行支店及び外資系信託銀行については、我が国の法令等を遵守する態勢の整備状況について検証するとともに、規模、特性、グループ展開等に照らして、実効性

のある経営管理態勢や各種リスク管理態勢が整備されているか検証した。

外国銀行支店等に対する検査については、外国銀行支店、外資系信託銀行合わせて18支店（行）に対して検査を実施し、そのうち、13支店（行）に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、外国銀行支店等1支店（行）当たり平均して22.6日間の立入日数で、8.1人を投入している。

## II 検査結果の概要

資料20-5-1、2を参照。

## III 行政処分からその後の刑事告発にまで至った検査

刑事告発にまで至った検査として、日本振興銀行株式会社（以下「当行」という。）に対する検査があった。

### 1. 検査実施状況

当行に対しては、平成21年6月16日から22年3月15日までの間、立入検査を行い、同年4月27日、検査結果を通知した。

### 2. 検査結果の概要

上記検査の結果、当行には、銀行法第63条第3号及び第64条第1項第2号に該当する検査忌避行為、同法13条の3第4号及び同法施行規則第14条の11の3第3号に違反する行為（優越的地位の濫用）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（いわゆる出資法）に違反する強い疑いがあると認められる行為等、複数の法令違反行為等が認められた。

このうち、検査忌避行為は、当行の役職員らが、検査資料として検査官に業務メールを提出するに当たり、メール保管先サーバーに接続し、同サーバー内に保管されていた電子メール群から、特定の電子メールを意図的に削除したものであった。

当該削除メールからは、貸金業者からの債権買取に関する出資法違反の強い疑い等の重要な検査指摘につながる事実や親密先企業の管理実態等が確認されるなどしており、その削除行為は当行の業務の実態把握の深度に大きな影響を与えた。

### 3. 行政処分（銀行法第26条第1項及び第27条）

上記の検査結果等を踏まえ、22年5月27日、当行に対し、当該検査忌避及びその他の法令違反行為等について行政処分を行った（第3部第8章第3節I3.参照）。

### 4. 告発（刑事訴訟法第239条第2項）

22年6月11日、警視庁に対し、当行に係る検査忌避行為について告発を行った。この告発は、

- ① 検査忌避行為の悪質性
  - ② 今後の検査一般の実効性に与える影響
  - ③ 金融行政の目的遂行の確保（注）
  - ④ 一般国民又は私企業の処罰を求めることの重大性
- 等を総合的に勘案しつつ、法令に即して厳正に検討した結果であった。
- （注）信用秩序の維持、預金者等の保護、金融の円滑の確保



## 第5節 協同組織金融機関に対する検査

### I 信用金庫に対する検査（資料19-1-7参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。平成22年3月末現在の数は、272金庫である（21年3月末現在の数は279金庫）。

21検査事務年度は、135金庫に対して検査を実施し、そのうち、95金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して20.1日間の立入日数で、5.9人を投入している。

### II 信用組合に対する検査（資料19-1-8参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。22年3月末現在の数は、159組合である（21年3月末現在の数は162組合）。

21検査事務年度は、62組合に対して検査を実施し、そのうち、42組合に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して21.6日間の立入日数で、5.4人を投入している。

### III 検査結果の概要

資料20-5-1、2を参照。

### IV 労働金庫に対する検査（資料19-1-9参照）

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省等との共管となっており、財務（支）局が厚生労働省等と共同で検査を実施している（1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として財務（支）局が厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施）。22年3月末現在の数は、13金庫である（21年3月末現在の数は13金庫）。

21検査事務年度は、2金庫に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して18.5日間の立入日数で、6.0人（厚生労働省等の職員も含む。）を投入している。

別図19-5-1 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	
	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣 (8金庫)	主務大臣 都道府県知事 (5金庫)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 労働金庫数は、22年3月末現在。

#### V 信用農業協同組合連合会等に対する検査 (資料19-1-10参照)

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっている。また、信用漁業協同組合連合会等は、水産業協同組合法に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっており、いずれも、財務(支)局が農林水産省等と共同で検査を実施している。国が所管している機関の22年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が36連合会、信用漁業協同組合連合会が29連合会である(21年3月末現在の数は、それぞれ、36連合会、29連合会)。

21検査事務年度は、3連合会(内訳は、信用農業協同組合連合会3連合会)に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

検査に当たっては、1連合会当たり平均して13.7日間の立入日数で、3.6人(農林水産省等の職員も含む。)を投入している。

別図19-5-2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区		
	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (36連合会)	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (29連合会)	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)

漁業協同組合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)
--------	----------------	----------------	----------------

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

(注3) 金融機関数は、22年3月末現在。

## 第6節 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査（資料19-1-11参照）

### I 概要

中小企業や住宅ローンの借り手の資金繰りが厳しい状況にあることを踏まえ、金融機関に対し、中小企業等から申込みがあった場合に貸付条件の変更等を行う努力義務を課すこと等を内容とする中小企業金融円滑化法が平成21年12月に施行されたことを受けて、22年2月より中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を開始した。

検査にあたっては、①新検査マニュアルの早期定着、②中小企業金融円滑化法の実効性確保、を図るための検査運営を行い、具体的には、中小企業金融円滑化法の施行期間の半年後（23年9月頃）までの間に、金融円滑化（中小企業金融円滑化法の実施状況を含む）に関する検査を、原則として全ての銀行、信用金庫、信組組合に対して実施し、必要に応じて、リスク管理等に関する検査を併せて実施することとした。その際、小規模な信用金庫・信用組合等の貸出残高の少ない金融機関に対しては、短期間・少人数での金融円滑化に関する簡易な検査を実施することとした。

### II 実施状況（22年6月末時点）

金融円滑化に関する検査については、これまでに（22年6月末時点）、主要行1行、地方銀行17行、第二地方銀行10行、信用金庫86金庫、信用組合35組合、その他の銀行等2行に対して実施した。このうち、小規模な信用金庫・信用組合等の貸出残高の少ない金融機関に対して短期間・少人数で実施する、金融円滑化に関する簡易な検査は40件である。

## 第7節 保険会社等に対する検査

### I 検査実施状況の概要（資料19-1-12参照）

保険会社については、平成20検査事務年度に引き続き、資産運用リスク、保険引受リスクや責任準備金の管理態勢が整備されているか等について重点的に検証するとともに、保険会社における統合リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組みが行われているか、ストレス・テストを実施・活用しているか、等についても検証した。

保険会社等に対する検査については、保険持株会社1社、生命保険会社10社、損害保険会社6社に対して検査を実施し、そのうち、保険持株会社1社、生命保険会社4社、損害保険会社3社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、生命保険会社については、1社当たり平均して30.4日間の立入日数で、12.0人を投入し、損害保険会社については、1社当たり平均して33.0日間の立入日数で、11.8人を投入している。

### II 検査結果の概要

資料20-5-1を参照。

## 第8節 その他の金融機関に対する検査

### I 貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成22年3月末現在の数は409業者である（21年3月末現在の数は473業者）。

21検査事務年度は、101業者に対して検査を実施し、そのうち、92業者に対して検査結果を通知している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

### II 前払式支払手段発行者に対する検査

前払式支払手段発行者は、資金決済に関する法律に基づき、財務（支）局が検査を実施（注）しており、22年3月末現在の数は1,702業者（うち、第三者型発行者は1,133業者、自家型発行者は569業者）である（21年3月末現在の数は1,729業者（うち、第三者型発行者は1,198業者、自家型発行者は531業者））。

21検査事務年度は、183業者に対して検査を実施し、そのうち、156業者に対して検査結果を通知している。

（注）従来の前払式証票の規制等に関する法律における検査対象は、第三者型発行者のみであったが、資金決済に関する法律の施行（22年4月）により、自家型発行者等にも検査対象が拡大された。

### III 信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、財務（支）局、経済産業局及び都道府県又は市町村が検査を実施しており、22年3月末現在の数は52協会である（21年3月末現在の数は52協会）。

21検査事務年度は、3協会に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

別図19-8-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	
	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事 (47協会)	主務大臣・市町村長 (5協会)

（注1）主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁

長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）信用保証協会数は、22年3月末現在。

（注３）都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（22年3月末現在）。

#### IV 火災共済協同組合に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、財務（支）局、経済産業局等が検査を実施している。22年3月末現在の数は41組合である（21年3月末現在の数は42組合）。

21検査事務年度は、2組合に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

#### 別図 19-8-2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

種 類	区 域	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ
	火災共済協同組合	主務大臣  (該当なし)	主務大臣・都道府県知事  (41組合)

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）火災共済協同組合数は、22年3月末現在。

（注３）都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認める場合に行われる。

#### V 少額短期保険業者に対する検査

少額短期保険業者は、保険業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、22年3月末の数は66業者である（21年3月末現在の数は64業者）。

21検査事務年度は、13業者に対して検査を実施し、9業者に対して検査結果を通知している。

#### VI 信託会社に対する検査

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、22年3月末現在の数は14社である（21年3月末現在の数は14社）。

21検査事務年度は、6社に対して検査を実施し、5社に対して検査結果を通知している。

## 第9節 政策金融機関等に対する検査（資料19-1-14参照）

平成15年4月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15検査事務年度から検査を実施している。検査においては、政策金融改革の進展を考慮しつつ、各機関の特性も踏まえ、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル等を用いて検査を実施した。

21検査事務年度は、1機関に対して検査を実施している。

（参考）政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡保生命保険管理機構の7機関をいう。



## 第 20 章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

### 第 1 節 検査マニュアルの整備

#### I 中小企業金融円滑化法の施行に伴う改定

##### 1. 改定の趣旨、経緯

「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」において、中小企業金融円滑化法の実効性を確保するため、①同法の施行に併せて、検査マニュアル・監督指針について所要の改定を行う、②中小企業融資・経営改善支援への取り組み状況について重点的に検査・監督を行うとの方針が示されたことを踏まえ、「金融検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の改定を行うこととした。

改定に当たっては、年末の中小企業金融の円滑化等に万全を期すため、平成 21 年 11 月 30 日から同年 12 月 2 日までの期間でパブリック・コメントに付し、同年 12 月 4 日の中小企業金融円滑化法の施行に併せて、各監督指針とともに「金融検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を改定・公表した。

##### 2. 改定の概要

金融検査マニュアルの構成及び内容を、従来のリスク管理中心のものから、「金融機関のコンサルティング機能（経営相談・経営指導等）をはじめとする金融円滑化」、「金融機関の健全性の維持・向上」の 2 点を柱とすることとし、具体的には「経営管理（ガバナンス）」に加え、金融機関におけるコンサルティング機能の発揮や金融円滑化一般を内容とする「金融円滑化編」を新設するとともに、既存の法令等遵守や顧客保護等、リスク管理の部分を「リスク管理等編」としてまとめることとした。

新設する金融円滑化編においては、具体的な検証項目として、中小企業金融円滑化法で求められる体制整備や、中小企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取り組み、金融円滑化の適切な実施等に関する検証項目を記載した。

また、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕においては、条件変更等を行っても、貸出条件緩和債権に該当しない要件を従来に比べて拡充し、経営改善計画等がなくても最長 1 年以内に当該計画等を策定することができる見込みがあれば、貸出条件緩和債権に該当しないこととした。

なお、22 年 1 月 29 日、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」に金融円滑化編や貸出条件緩和債権等に関する質問・回答を新たに追加した。

#### II 保険検査マニュアルの一部改定

##### 1. 改定の趣旨、経緯

社会経済情勢の変化に対応して、商法に規定する保険契約に関する法制を見直し、保険契約者等を保護するための規定等を整備した保険法（平成 20 年法律第 56 号）

の制定や金融安定化フォーラム（FSF）の報告書やG20の行動計画等を踏まえ「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正されたことに伴い、「保険検査マニュアル」について所要の改定を行うこととした。

改定に当たっては、21年7月7日から同年8月6日にかけて改定案をパブリックコメントに付し、同年8月18日付で「保険検査マニュアル」を改定・公表した。

## 2. 改定の概要

保険法の制定により、保険契約者等を保護するため契約締結時の告知に関する規定の見直しが行われたことなどを踏まえ、適切な告知を行うための措置や他人の生命の保険契約等に係る適正な保険募集行為に関する検証項目について、所要の改定を行った。また、保険会社向けの総合的な監督指針において、保険会社のリスク管理を高度化するため、各種リスクを統合して管理する態勢（統合リスク管理態勢）の整備を保険会社に対して求めていることなどを踏まえ、統合リスク管理態勢の整備、ストレス・テストの実施等に関する検証項目を記載するなどの改定を行った。

### Ⅲ 金融商品に関する会計基準等が改定されたことに伴う改定

#### 1. 改定の趣旨、経緯

金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していることなどを踏まえ、金融商品についてその状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために、金融商品に関する会計基準が改正（20年3月10日改正、22年3月期から適用）された。これを踏まえ、「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」について、所要の改定を行うこととした。

改定に当たっては、22年2月17日から同年3月19日にかけて改定案をパブリックコメントに付し、同年3月31日付で「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」を改定・公表した。

#### 2. 改定の概要

金融商品に関する会計基準の改正等により、債権に準じて貸借対照表価額を計上することが認められる有価証券について、その対象が「市場価額がない有価証券」から「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に改められたことなどを踏まえ、有価証券の分類方法及び評価に関する検証項目について改定を行った。

### Ⅳ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）導入に伴う改定

#### 1. 改定の趣旨、経緯

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第58号）の成立により、利用者にとって、苦情処理・紛争解決が簡易・迅速・安価なものとなるよう、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が創設されたことを踏まえ、各監督指針とともに、「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」につ

いて所要の改定を行うこととした。

改定に当たっては、22年3月30日から同年4月30日にかけて改定案をパブリックコメントに付し、同年6月4日付で「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」を改定・公表した。

## 2. 改定の概要

金融ADR制度の創設により、金融機関には、指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結すること（指定紛争解決機関がない場合は、金融機関が苦情等処理・紛争解決の取組みを実施すること）などが求められている。こうしたことなどを踏まえ、顧客に対して指定紛争解決機関を含め適切な外部機関等に係る情報を提供する態勢や指定紛争解決機関が存在する場合における当該機関との手続実施基本契約の締結、指定紛争解決機関の名称等の公表等に関する検証項目を追加した。

## 第2節 金融検査評価制度

### I 制度の概要

金融検査評価制度については、平成18年1月に試行を開始し、20年1月に全面的な本格施行に移行した。

本格施行に伴い、20年1月1日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評価結果を選択的な行政対応（頻度・範囲・深度といった検査の濃淡）に反映させることとしている。

### II 「金融検査評価結果の分布状況」の公表

各業態に対するアンケートや意見交換会などの様々な機会を通じて、「自行、自金庫あるいは自組合のおよその位置（水準感）を知りたいので、評価の分布状況を公開してほしい」との要望が多数寄せられたことから、18年11月と19年12月に、業態ごと及び評価項目ごとに「C評価以下」となった項目数の割合等を公表した。また、20年12月には、これまで公表していた「C評価以下」の分布状況に加え、「A評価」と「B評価」の分布状況も公表した。

21事務年度においては、22年1月29日に、20年7月から21年6月末までに予告（無予告の場合は立入を開始）し、評価を実施した金融機関（247先）の評価結果の分布状況を公表した。（資料20-2-1参照）当該公表においては、全体の約8割強を占めているB評価について、そのレベル感を比較できるように、実際の検査結果通知等の取扱いに従い、3類型に分けて分布状況を公表した。

### 第3節 検査モニター制度

#### I 平成21検査事務年度の検査モニターの実施状況

立入検査中、もしくは立入検査終了後に、金融庁検査局や財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びオンサイト検査モニターを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

21検査事務年度のモニター実績は、オンサイトが311件、オフサイトが2方式合わせ330件となった。

#### II オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果

22年9月に、オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を公表した。（資料20-3-1参照）

（参考）検査モニター制度の概要

##### 1. オンサイト検査モニター

① 金融庁・財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中もしくは立入検査終了後に代表者等から直接意見聴取を行う。

なお、金融庁主担検査に財務局幹部、財務（支）局主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。

② オンサイト検査モニターの実施時期については、金融機関の希望を聴取し、調整を行う。

③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

##### 2. オフサイト検査モニター

① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式①及び②により意見を受け付ける。

② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の2回に分け実施する。

③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後10日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から10日目までの間を目安とする。

④ 寄せられた意見については、必要に応じ補足ヒアリングを行うことがある。

- ⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。
- ⑥ アンケート結果は、集計を行い、1年に1回程度公表する。

#### 第4節 意見申出制度（資料20-4-1参照）

本制度は、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施している。

17年7月からは、意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の専門家を加え、本制度の中立性・公平性、検査に対する信頼性の更なる向上を図っている。21年1月には、新たに意見申出審理会のメンバーとして6名を招聘し、10名体制とした。（22年6月末時点では9名体制。）

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、21検査事務年度末までに40機関より申出があり、その内訳は、銀行22件、協同組織金融機関9件、保険会社2件、貸金業5件、その他（証券会社等）2件となっている（検査実施日ベース）。

申出内容については、370事案の申出のうち、資産査定に関するものが296事案であり全体の8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約44%となっている。

（参考）意見申出制度について

① 対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等の実施する全ての金融検査。

② 対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

③ 提出期限

原則として立入終了後2週間以内（期限が土休日に当たる場合その翌営業日）とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

④ 提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤ 提出先

被検査機関の代表者名において金融庁検査局長宛提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

⑥ 審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

⑦ 審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。



## 第5節 金融検査指摘事例集

### I 金融検査指摘事例集の概要

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促すなどの観点から、平成17年以降、作成・公表しているものである。

### II 平成21検査事務年度版の事例集について（資料20-5-1参照）

21検査事務年度版の金融検査指摘事例集の作成に当たっては、21検査事務年度（21年7月～22年6月）に検査が終了（検査結果通知）した事例を基に作成しており、「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプランⅡ）」に掲げる「金融機関等との対話の充実・情報発信の強化」を推進するため、事例数の充実に努めている。

また、本事例集の構成は、21年12月に改定された「金融検査マニュアル」等の構成に従い、「経営管理（ガバナンス）」、「金融円滑化編」、「リスク管理等編」としており、指摘事例集の「別冊」として、新たに「金融グループ管理態勢」、「システムリスク管理態勢」、「外国銀行在日支店等」、「反社会的勢力に係る管理態勢」、それぞれについて事例集を作成した。これらは、近時、金融機関にとって適切なリスク管理が求められている分野について、金融機関の自律的な態勢強化等を促すため、16年度以降に公表してきた指摘事例集の中から、参考となる事例を選定したものである。

この結果、紹介事例数は、「金融検査指摘事例集」においては、評定事例47事例、指摘事例305事例（預金等受入金融機関222事例、信託業務8事例、保険会社72事例、金融持株会社3事例）となり、「別冊」においては、金融グループ関係35事例、システムリスク関係87事例、外国銀行在日支店等関係59事例、反社会的勢力関係42事例となり、全体で総計575事例をとりあげ、一層の充実を図った（20検査事務年度版では、評定事例69事例、指摘事例364事例を紹介）。

### III 金融円滑化に係る金融検査指摘事例集について（資料20-5-2参照）

金融円滑化に係る金融検査指摘事例集については、21年12月に、中小企業金融円滑化法の施行に伴い、金融機関における円滑な金融仲介機能の発揮が強く期待されている状況等を踏まえ、金融機関の自律的な態勢強化等を促す観点から、年次の指摘事例集に先立ち、金融円滑化の事例について取りまとめ公表した。掲載した指摘事例（43事例）は、21年4月から7月までに実施した集中検査等のうち、21年10月末までに検査結果通知がなされたものにおいて認められた事例の中から選定した。なお、この公表は、「ア

クシヨンプランⅡ」における「検査指摘事例集の年2回公表への取り組み」にも沿うものである。

## 第6節 金融検査体制の整備

### I 平成21年度の金融検査体制の整備

21年度の金融検査に従事する職員数は、4名の金融検査に従事する職員の増員が認められた一方、15名の定員合理化等により、441名から430名体制となった。（別図20－6－1参照）

（注）各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務（支）局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当し、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。また、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

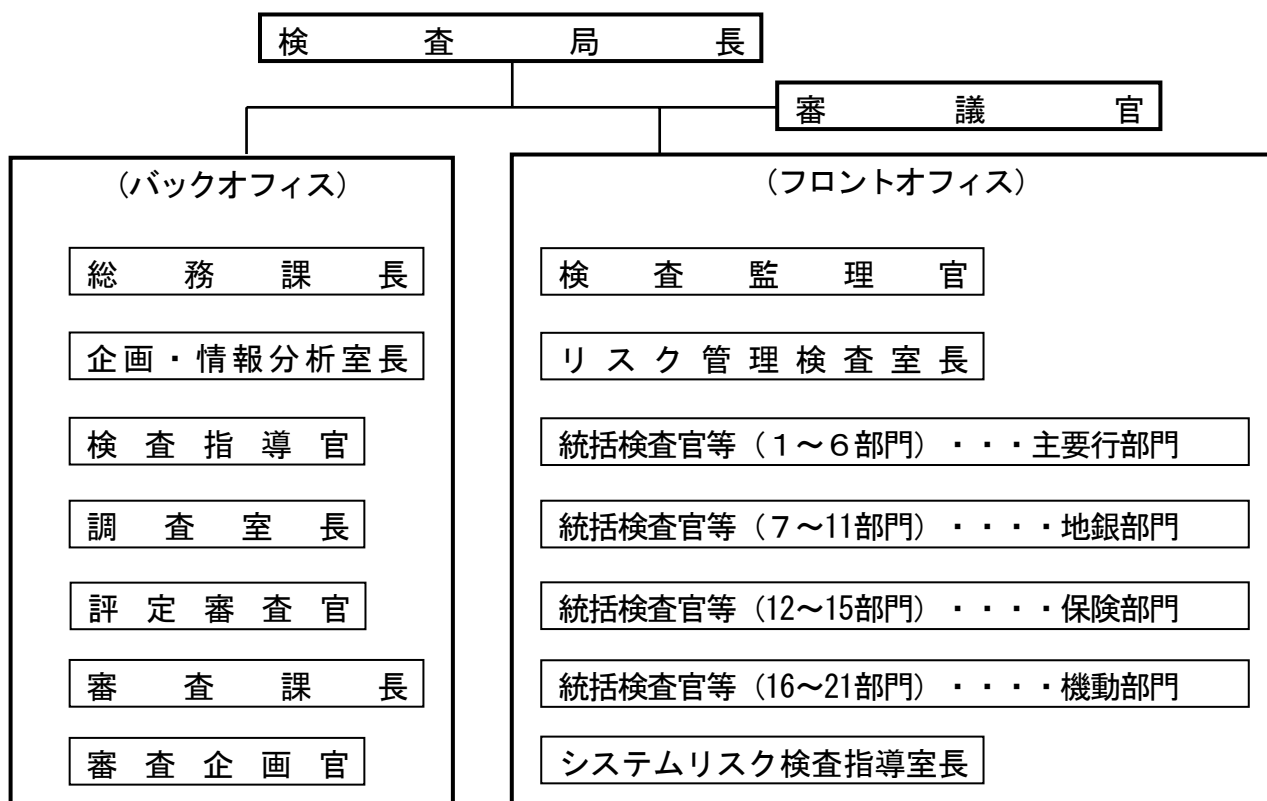
別図20-6-1 金融検査の体制

① 金融検査に従事する職員数の推移

	金融（監督）庁 検査局（部）	財務（大蔵）省 財務（支）局	合計
平成5年度	109人	291人	400人
平成10年度	164人	456人	620人
平成13年度	360人	571人	931人
平成14年度	404人	573人	977人
平成15年度	460人	577人	1037人
平成16年度	478人	576人	1054人
平成17年度	454人	538人	992人
平成18年度	454人	535人	989人
平成19年度	451人	519人	970人
平成20年度	441人	509人	950人
平成21年度	430人	500人	930人
平成22年度	423人	518人	941人

（注）金融（監督）庁検査局（部）の平成5年度の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

② 検査局の運営体制（22検査事務年度）【参考】



## Ⅱ 今後の体制整備について

22年度機構・定員及び予算において、特別検査官等7名の増員が認められた一方、14名の定員合理化等により、423名体制となる見込みである。（別図20-6-1参照）

（注1）金融庁検査局と財務（支）局との関係（資料20-6-1参照）

金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務（支）局長に委任している。当該委任事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督している。

（注2）金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係（資料20-6-1参照）

証券会社等に対する検査については、第159回通常国会における証券取引法の一部改正により、17年7月以降、原則として監視委員会に一元化されることとされた。

他方、検査局が行うコングロマリット検査の実効性・効率性を確保するため、検査局が当該コングロマリット下の証券会社等を一体的に検査する必要がある場合は、検査局と監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとしている。

## 第7節 検査負担の軽減について

### I 経緯

22年3月、検査局は、業界団体の意見を聴取し、検査負担の軽減について検討を行った。

このうち、特に、業界団体からの要望が強かった金融円滑化検査に係る事前提出資料の見直しについては、早急に検討を行い、同年4月からの検査において試行的に見直しを実施した。

#### 金融円滑化編に係る事前提出資料

銀行：廃止12件、縮減17件（資料の約4割に対応）

信金・信組：廃止15件、縮減15件（資料の約4割に対応）

#### （主な見直しの内容）

- ① 対応のために全店調査が必要となるような項目の見直し
- ② 監督部局へ提出する資料で代用可能な資料の廃止

（注）事前提出資料については、毎事務年度、当該年度開始時に見直しを行っており、20年7月には、預金取扱金融機関の事前提出資料を約3割削減。

### II 今回の見直しの概要

#### 1. リスク管理等編に係る事前提出資料

銀行：廃止4件、縮減13件（資料の約1割に対応）

信金・信組：廃止34件、縮減15件（資料の約3割強に対応）

#### （主な見直しの内容）

- ① 一律に要請する必要がない資料については、主任検査官が必要と認める場合のみ徴求する資料と位置づけ  
（銀行2資料、信金・信組17資料）
- ② 提出期限の延長等（銀行13資料、信金・信組15資料）

#### 2. 金融円滑化編に係る事前提出資料

銀行：廃止12件、縮減23件【+6件】（資料の5割に対応）

信金・信組：廃止15件、縮減21件【+6件】（資料の約5割に対応）

（注）【 】内は、試行版からの増加件数

#### 3. 事前提出資料の電子媒体による受領の徹底

### Ⅲ 対応状況

新しい事前提出資料リストについては、検査官宛事務連絡を発出するとともに、業界団体にも周知した。

## 第5部 国際関係の動き

### 第21章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2007年の夏に生じた世界的な金融市場の混乱は、2008年秋以降、更に深刻さを増し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展した。これを受け、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会した第1回G20首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合」が開催され、2009・10年も引き続きG20首脳会合により、金融市場、世界経済の回復及び金融危機の再発防止に向けて議論されるなど、国際的な取組みが進展している。当庁は、こうした国際的な取組みに積極的に参加している。

#### 第1節 首脳・閣僚級の国際会議（金融サミット等）

##### I 概要

2007年夏に生じた、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱に対しては、G7（7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）やFSF（金融安定化フォーラム）を中心に、金融市場の安定化、金融システムの強化に向けた国際的な取組みが進められてきた。しかし、2008年9月の米国の大手投資銀行の破綻をきっかけに、金融市場の混乱が一段と深刻化し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展したことを受け、首脳レベルの会合を開催すべきとの議論が高まった。こうした中、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会し、第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催され、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等について議論された。

その後、G20首脳会合は、第2回（2009年4月 於 ロンドン）、第3回（2009年9月 於 ピッツバーグ）、第4回（2010年6月 於 トロント）と開催され（第5回は2010年11月にソウルにて開催予定）、金融規制・監督の改革等について継続的に議論されている。ピッツバーグ・サミットでは、G20を国際経済協力の「第一のフォーラム」とすることに合意し、G20は定例化された。

※G20メンバー：G7（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合

##### II 活動状況

###### 1. 主な首脳・閣僚級会議の開催状況

G8首脳会合（2009年7月8－10日、伊・ラクイラ）

G20財務大臣・中央銀行総裁会議（同年9月4－5日、イギリス・ロンドン）

第3回G20首脳会合（ピッツバーグ・サミット）（同年9月24－25日、米・ピッツバーグ）



G7 財務大臣・中央銀行総裁会議（同年10月3日、トルコ・イスタンブール）  
G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（同年11月6－7日、英・セントアンドリュース）  
G7 財務大臣・中央銀行総裁会議（2010年2月5－6日、加・イカルイット）  
G7・20 財務大臣・中央銀行総裁会議（同年4月22－23日、米・ワシントンD. C.）  
G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（同年6月4－5日、韓国・釜山）  
G8 首脳会合（同年6月25－26日、加・ムスコカ）  
第4回G20 首脳会合（トロント・サミット）（同年6月26－27日、加・トロント）

## 2. 第3回G20 首脳会合（ピッツバーグ・サミット）

2009年9月24－25日に米国ピッツバーグで開催されたG20 首脳会合では、金融規制改革について、これまでの進展が確認された。

また、質の高い自己資本の構築について、銀行資本の質と量を改善し、過度なレバレッジを抑制する国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミットし、これらのルールの実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施することに合意した。

さらに、報酬慣行の改革、店頭デリバティブ市場の改善、システム上重要な金融機関の問題への対処などに関する更なる取組みが合意された。

## 3. 第4回G20 首脳会合（トロント・サミット）

2010年6月26－27日にカナダ・トロントで開催されたG20 首脳会合では、金融規制改革について、これまでの進展を確認し、更なる推進が合意された。

具体的には、銀行の自己資本・流動性についての新たな国際基準に関し、バーゼル委員会による議論の進捗を評価するとともに、今次金融危機と同程度のストレスに耐えられるよう、資本の質・量の改善に向け取り組み、新しい資本枠組みについてソウル・サミットの際に合意することを支持。新基準の実施に関しては、マクロ経済影響評価に基づく移行期間を経て、2012年末までを目標に、段階的に実施し、段階的実施の枠組みは各国の異なる状況を反映し、新基準との間の当初の差異は、各国が時間をかけて縮小するように設定することに合意した。

また、金融システムの修復等のための政府介入が行われる場合、金融セクターはその負担に対し、公平かつ実質的な貢献をすべきであり、その政策手法として様々なものがあることに合意した。

加えて、ヘッジファンド、信用格付会社、及び店頭デリバティブの規制監督の改善や単一の質の高い国際的な会計基準の実現に向けて、更なる推進に合意した。

## Ⅲ 当庁の対応

ピッツバーグ・サミットに向けた議論において、持続的な経済成長の確保の必要性や、規制の内容を各国の実情を踏まえたものとし、実体経済への影響に十分配慮すべき旨主張してきたところ。ピッツバーグ・サミットでは、銀行の自己資本規制強化の実施時期

について、「2012 年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行う」ことが合意され、我が国の主張が反映された。

また、トロント・サミットにおいて、我が国は、金融規制改革は、危機再発防止の観点から必要であるが、性急な実施が景気の低迷を招かないようにする必要があると主張。首脳声明では、特に、銀行の自己資本・流動性の実施に関し、①持続的な回復と統合的で、市場の混乱を抑えるような移行期間を経て、2012 年末までを目標に、段階的に実施、②この段階的実施の枠組みは、各国の異なる状況を反映し、新基準との間の当初の差異が時間をかけて縮小するように設定、が合意され、我が国の主張が反映された。

当庁としては、サミットにおける成果を踏まえ、各国当局や国内の関係当局等と連携・協調しつつ、その着実な実施を図るとともに、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に参画している。

## 第2節 金融安定理事会（FSB）（旧 金融安定化フォーラム（FSF））

### I 概要

#### 1. 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での決定に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）は、2009年4月のロンドン・サミットの宣言を踏まえ、FSFが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成されたものである。

#### 2. 役割

FSBの主な役割としては、

- ① 国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、
- ② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、
- ③ 規制上の基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視 など

#### 3. 組織

##### (1) メンバーシップ

FSBは、2008年11月のワシントン・サミットの合意を受け、メンバーシップを新興国に拡大し、2009年3月以降全てのG20諸国及び香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイス、国際金融機関、国際基準設定主体などから構成され、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行が出席している。FSBの議長は、2006年5月からドラギ伊中銀総裁が議長を務めている。

##### (2) FSBの構成

FSB本会合の下には、運営委員会(Steering Committee)、複数の常設委員会(Standing Committee)等の部会が設置されており、それぞれFSBに参加している各国の専門家等により構成されている。

### II 活動状況

#### 1. 概要

FSFでは、これまで通常年2回、全体会合が開催されてきたが、2008事務年度においては、深刻化する金融市場の混乱への対応等のため、計4回の全体会合が開催された。FSBは、発足以来、計4回の本会合（全体会合）が開催された（2009年6月、9月、2010年1月、6月）。FSBは、金融安定強化に向けたG20サミット等の提言につき、各国当局及び関係国際機関における取り組みの進捗をサミットなどに報告している。

#### 2. G20サミット等に向けた取り組み

2009年4月のロンドン・サミット以降、G20サミットや財務大臣等会合に対して、主に以下を報告、

(1) ロンドン・サミット (2009年4月2日)

- 「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」
- 「健全な報酬慣行に関する原則」
- 「危機管理における国際的連携に関する原則」等

(2) ピッツバーグ・サミット (2009年9月25日公表)

- 「FSBの健全な報酬慣行に関する原則の実施基準」
- 「FSB憲章」等

(3) G20財務大臣・中央銀行総裁会議 (2009年11月7日公表)

- 「例外的な金融セクター支援措置からの出口」
- 「金融機関、市場、商品のシステム上の重要性の評価に関するガイダンス」
- 「金融危機と情報ギャップ」等

(4) トロント・サミット (2010年6月27日公表)

- 「システム上重要な金融機関におけるモラルハザードの抑制」等  
⇒ ピッツバーグ・サミットにおいて、G20首脳は、FSBに対して、SIFIsにおける“大きすぎてつぶせない”問題に対処するための措置案を2010年の10月末までに提案するよう要請。

FSBは、トロント・サミットに中間報告を提出。FSBは、SIFIsにおけるモラル・ハザードのリスクを抑制するために、包括的な政策の枠組みを検討している。政策の枠組みは、(i)納税者による負担なしで、SIFIsを破たん処理する能力を向上させる、(ii)SIFIsの破たんの可能性及び影響を低減させる、(iii)破たんの際、危機が伝播するリスクを低減するために、中核となる金融市場のインフラを強化する、ための政策アプローチの組み合わせで構成。

### 3. 国際基準の遵守強化に向けた取り組み

国際基準の各国による遵守強化に向けた取り組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準への遵守の促進に向けた取組みや、FSBメンバー国間のテーマ別及び国別レビューなどを実施している。

国際協調及び情報共有に関する基準への遵守の促進に向けた取組みにおいて、FSBは、協調や情報共有に関する基準の遵守を示す証拠が不十分な国・地域に対し、当該国・地域の遵守状況をさらに審査し改善方法を特定するため、対話の実施を要請し、遵守促進のために取りえる措置を検討する。この取組みは、グローバルフォーラムやOECDによる税の分野における国際的な基準の遵守の促進やFATFによるマネーロンダリング防止とテロ資金対

策の基準に関する取組みを補完する。

テーマ別レビューについては、2010年3月に報酬慣行に関するレビューを完了。今後、市場参加者によるリスク開示に関するレビューの実施を予定している。一方で、国別レビューについては、2010年中に、伊・墨・西を対象にレビュー実施する予定である。

## 第22章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参加している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、ジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

### 第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

#### I 概要

##### 1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS:Bank for International Settlements）本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

##### 2. 目的

バーゼル委員会は以下の3つをその主要な活動目的としている。

- ① 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供
- ② 国際的に活動する銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整
- ③ 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、共通の監督基準の設定

##### 3. 組織（資料22-1-1参照）

###### （1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、2009年3月及び6月に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成され、我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2006年7月からオランダ中央銀行のウェリンク総裁が務めている。

## (2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督基準実施部会（SIG：Standards Implementation Group）、会計タスクフォース（ATF：Accounting Task Force）等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国及び一部非G10 諸国の監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

## 4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が国内においてより実効性の高い銀行監督を行うための共通の形での環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

## II 活動状況

### 1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① バーゼルⅡの枠組みの一部見直し・強化
- ② G20 の議論を受けた対応
- ③ 銀行のリスク管理、監督上の国際協調等に係る取組み

21 事務年度における主な活動は、以下の通りである。

### 2. バーゼルⅡの枠組みの一部見直し・強化

各国でバーゼルⅡを実施している中、最近の金融市場の混乱を踏まえ、政策企画部会において、証券化商品及びトレーディング勘定の取扱いの強化を中心とする、バーゼルⅡの枠組みの一部見直しに関する作業が行われ、2009 年 7 月に最終合意文書を公表した。金融庁は一部のワークストリームで議長を務めるなど積極的に貢献している。

### 3. G20 の議論を受けた対応

2009 年 9 月の第 3 回 G20 首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合」（ピッツバーグ・サミット）において、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを 2010 年末までに策定し、2012 年末までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行うことで合意した。これを受けて、バーゼル委員会では、2009 年 12 月、国際的に活動する銀行に

対する包括的な規制改革案を発表し、市中協議を実施。現在、市中協議を通じて寄せられた意見や定量的影響度調査の結果を分析し、各規制案の内容の見直しや水準調整について議論が行われている。金融庁は一部のワークストリームの議長を務めるなど、金融危機後の健全性規制のための国際的な枠組みのあり方に関する議論に積極的に貢献している。

#### 4. 銀行のリスク管理、監督上の国際協調等に係る取組み

バーゼル委員会は、銀行の健全なリスク管理のあり方や監督上の国際協調等について議論を行い、その結果を報告書や提言として取りまとめている。

信用リスクの計測・管理を目的とするベンダー製品に対する関心が金融機関の中で高まっているが、監督当局としてはモデルの利用が規制上の期待と要求に合致しているか評価する必要があることから、バーゼル委リサーチ・タスク・フォース（RTF）ではベンダー製品の検証を行った「信用リスクの計測と管理のためのベンダー・モデル」（2010年2月公表）を公表。

また、監督上の国際協調については、国境を越えて活動する銀行の破綻処理枠組みを改善するため、2010年3月、「クロスボーダー銀行破綻処理グループの報告書と勧告」を公表し、各国当局が破綻処理手段や措置を収斂させることや、危機時に海外の関連当局と緊密に協力することを含む10の勧告を取りまとめた。

その他、民間金融機関のオペレーショナル・リスク損失データの分析および国際比較を行った「2008年オペレーショナル・リスクの損失データ収集実態調査の結果」および「先進的計測手法（AMA）の主な論点についてみられたプラクティスの幅」の公表、国際的に活動する金融機関に係る監督カレッジに係る運営の改善・強化に関する「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」が市中協議に付されるなど、幅広い分野にわたり議論が行われている。



## 第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

### I 概要

#### 1. 沿革及び現状

- (1) 証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて199機関（2010年6月末現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986年から2000年末まではモントリオール（カナダ））。
- (2) 我が国は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継し、我が国からの普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で準会員として加盟した証券取引等監視委員会のほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が準会員、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2010年は6月にモントリオール（カナダ）で開催された。次回は、ケープタウン（南アフリカ）で2011年4月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

#### 2. 目的

IOSCOは、以下の3つを目的としている（2010年6月年次総会において改正）

- ① 投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システムックリスクに対処するために、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために、協力すること
- ② 不公正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を高めること
- ③ 市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること

#### 3. 組織（資料22-2-1参照）

- (1) 代表委員会（Presidents Committee）

代表委員会は、すべての普通会员の代表者で構成され、IOSCOの目的達成のために必要なすべての事項についての決定権限を有する。年1回、年次総会時に開催。代表委員会の下に、理事会及び地域委員会が置かれている。

(2) 理事会 (Executive Committee)

理事会は、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会员で構成され、IOSCOの目的達成のために必要なすべての決定を行う。年次総会時を含め、年3回程度開催される。現在の議長はニュージーランド証券委員会のディプロック委員長である。また、金融庁は、代表委員会選出理事の一員である。

理事会の下には、専門委員会、新興市場委員会、原則実施作業部会及び自主規制機関等により構成される自主規制機関諮問委員会等が置かれている。

(3) 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により1987年5月に設置され、現在は金融庁を含む18の先進国・地域の普通会员で構成されている。専門委員会は、証券分野についての国際的な規制上の課題等について検討・調整を行うなど、IOSCOの活動に関し実質的にその中心的な役割を担っている。年次総会時を含め年3回程度開催される。2010年6月より、議長をオランダ金融市場庁のハンス・フーガーホースト長官、副議長を金融庁総務企画局 河野正道総括審議官（国際担当）が務めている。

専門委員会の下には、6つの常設委員会 (Standing Committee) が設けられており、専門的・実務的な議論が行われている。また、その時々証券市場におけるアドホックな諸課題について専門性の高い検討を行うため、幾つかの作業部会が置かれることもある。

(4) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国が属するアジア・太平洋地域委員会 (APRC : Asia Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。現在の議長は、インド証券取引委員会のバーブ委員長である。

(5) 原則実施作業部会

理事会の下に置かれている原則実施作業部会は、1998年9月、証券市場規制の国際的ベンチマークである「証券規制の目的と原則」(所謂IOSCO原則)を策定した。更に、2003年10月、実施状況を評価するための評価方法である「評価メソドロジー」を策定した。現在は、原則を策定してからの市場の変化やIOSCOの成果を踏まえ、現行のIOSCO原則・評価メソドロジーの改訂作業を行っており、2010年6月にIOSCO原則の改訂版を公表した。今後は原則の下に位置する注釈

及びメソドロジーについて改訂作業を進める予定である。

#### 4. IOSCOの性格

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする原則、指針や基準等を定めている。これらは、基本的に、メンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーは、これらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている（ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMOU」という）については、2005年4月の代表委員会決議により、2010年1月までにすべてのメンバーに対してIOSCO・MMOUへ署名（将来的な署名約束を含む。）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）。

#### 5. 我が国の対応

我が国は、理事会、専門委員会、アジア・太平洋地域委員会及び6つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。また、2010年6月より、専門委員会の副議長を務めている（任期は2年）。

## II 活動状況

### 1. 概要

IOSCOは、近年、主に、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（IOSCO・MMOUの推進）に重点をおいて活動している。

### 2. 専門委員会

専門委員会は、後述（4～9）の各常設委員会の活動のほか、金融危機を踏まえ、IOSCOメンバーの監督機能を強化するための課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野の国際的な協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。「非規制金融市場・商品作業部会」は2009年9月に、証券化商品や店頭デリバティブに関する提言を行う「非規制金融市場・商品—最終報告書」を公表した。また、2009年6月に設置された「監督協力作業部会」は、2010年5月に「国際的な監督協力にかかる原則」を公表した。

また、G20やFSB等の他の国際的なフォーラムへの協力も積極的に行っている。資金決済システム、証券決済システム及び清算機関等の金融市場インフラに係る既存の基準の包括的見直し作業を行うとともに、CPSS（支払・決算システム委員会）と共同で作業部会を設置、2010年5月に市中協議報告書「『清算機関のための勧告』を店頭デリバティブ清算機関に適用する際のガイダンス」を公表した。FSBが設立した店頭デリバティブ取引のインフラを強化するための店頭デリバティブ作業部会に、IOSCO専門委員会議長が共同議長として参加。

### 3. アジア・太平洋地域委員会

アジア・太平洋地域委員会（APRC）は、域内におけるIOSCO原則の実施の推進やIOSCO・MMOUへの署名促進等を図るために、メンバーに対し、各種支援プログラムや研修を実施している。また、メンバー間の意見交換も活発に行われており、現在、各国における市場監視や不正取引の規制の課題、クロスボーダーの法執行に関する諸問題などの議論を行っている。

### 4. 会計・監査・開示常設委員会（SC1）

会計・監査・開示常設委員会は、多国間市場における証券の募集及び上場に係る会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。具体的には、国際財務報告基準（IFRS）及び国際監査基準（ISA）等の整備・改善作業をレビューするために、新たな基準（草案）が公開される毎にコメント・レターを発出し、また基準設定プロセスにおける助言会合に出席して意見を述べているほか、多国間で適用可能な開示のガイダンスの策定等を行っている。

監査に関しては、2009年9月に、「公開企業を監査する監査事務所の透明性」、「監査人のコミュニケーション」、「監査事務所の非専門職による所有構造の研究」の3つの市中協議文書を公表した。更に、開示に関しては、2010年2月に、個人投資家が参加する規制市場における上場企業の定期開示についてのガイダンスである「上場企業の定期開示に関する原則」を公表したほか、2010年4月に、資産担保証券（ABS）の公募及び上場における開示のガイダンスである「資産担保証券の公募及び上場のための開示原則（ABS開示原則）」を公表した。

### 5. 流通市場規制常設委員会（SC2）

流通市場規制常設委員会は、証券の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2010年6月に「証券化商品の透明性及び報告システムの強化に関する最終報告書」を公表した。その他には、ダイレクト・マーケット・アクセスに関して最終報告書を取りまとめ、また、ダークプール（公の取引所以外で、取引主体や数量を公開せずに行われる取引における流動性の問題）での証券取引によってもたらされる諸問題について議論を行っている。

### 6. 市場仲介者常設委員会（SC3）

市場仲介者常設委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する規制監督上の諸課題について検討を行っている。現在、サブプライム危機に関する作業部会の提言を踏まえ、市場仲介者の流動性リスク管理・内部管理上の諸課題について議論を行っている。また、SC5と共同で集団投資スキームの販売時の情報開示に関する問題について議論を行っており、2010年2月まで市中協議を行った。

### 7. 法務執行及び情報交換常設委員会（SC4）

法務執行及び情報交換常設委員会は、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各

国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、クロスボーダー事案における資産（不正利得）の凍結に関する国際協力などについて議論を行っている。

また、SC4と同時で開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ（SG）において、署名申請当局の審査を行っている。SGでは、2013年1月1日までにIOSCO・MMOUのB署名当局（審査基準を満たさなかった当局）が通常のIOSCO・MMOUの署名当局となることを目指し、集中的な作業を行っている。

#### 8. 投資管理常設委員会（SC5）

投資管理常設委員会は、集団投資スキームの諸課題について検討を行っている。2009年7月に「ファンド・オブ・ヘッジファンズに係る流動性とデュー・デリジェンスに関する原則」を公表した。2009年9月には「投資マネージャーが仕組み金融商品へ投資する際のデュー・デリジェンスに関するグッド・プラクティス」を公表した。更に、プライベート・エクイティの利益相反に関する問題点を検討し、2010年2月まで市中協議を行った。現在は、欧州で金融危機時に問題となった投資ファンドの解約停止措置のあり方等について議論を行っている。

#### 9. 格付会社常設委員会（SC6）（旧格付会社作業部会）

格付会社常設委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2010年5月、「『信用格付機関の活動に関する原則』の実施に係る報告書」をパブリックコメントに付した。現在、格付会社からのヒアリングや、格付会社の利益相反管理及び内部統制などについて議論を行っている。

### III その他

#### 1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の証券分野の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国（1997年）、シンガポール（2001年）、米国（2002年）、オーストラリア（2004年）、香港（2005年）及びニュージーランド（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。なお、2006年1月には米国との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に2006年5月、IOSCO・MMOUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2010年6月末現在71カ国の証券当局が、IOSCO・MMOUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や株価操縦のような不正取引活動など市場における取引に関する情報等を、必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

## 2. IOSCO国際コンファレンスの開催

IOSCO専門委員会は、IOSCOの国際的なプレゼンスの向上と規制当局者と業界関係者の対話の促進のため、2004年より世界の主要金融センターにおいて国際コンファレンスを開催している。ニューヨーク（米国）（2004年）を皮切りに、これまでフランクフルト（ドイツ）（2005年）、ロンドン（英国）（2006年）、東京（2007年）で開催され、第5回会合は2009年10月にバーゼル（スイス）で開催された。

### 第3節 保険監督者国際機構（IAIS）

#### I 概要

##### 1. 名称

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）

##### 2. 設立およびその目的

1994年に以下の4つの目的のために設立された。

- ① 保険監督者間の協調の促進
- ② 国際保険監督基準の策定
- ③ 加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援
- ④ 他の金融分野の監督機関との連携

##### 3. 構成

- ① メンバー：各国・地域の保険監督当局等（149）
- ② オブザーバー：保険会社や業界団体、国際機関等（132）  
（2010年6月現在）

##### 4. 組織（資料22-3-1参照）

年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、年に3回程度開催される執行委員会・専門委員会において、主要な決定が行われる。

- （1）執行委員会（議長：ピーター・ブラウミュラー オーストリア金融市場機構 保険年金金融監督局長、副議長：金融庁総務企画局 山崎達雄参事官（国際担当）、年4回程度開催）主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した21の国・地域（北米：5、西欧：4、アジア：4、オセアニア：1、中南米：1、アフリカ：1、中東：2、中東欧：1、オフショア：2）から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。
- （2）専門委員会（議長：アルフレッド・グロス 米国バージニア州保険監督長官、年3回開催）執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌しており、我が国は、メンバーとして参加している。
- （3）委員会等：執行・専門委員会の下で監督原則、基準、指針の策定にあたっており、2010年6月現在、15の小委員会等がある。
- （4）事務局（局長：河合美宏氏、副局長1名、事務局員14名）：局員のうち2名は2009年7月より我が国ODAの枠組みにより派遣された日本人専門家である（本

枠組みによる派遣は、2002年4月より開始)。所在地は、スイス バーゼル（国際決済銀行内）。

## 5. 我が国の対応

金融庁は、現在、執行委員会と専門委員会以外に、金融安定化委員会、コムフレーム・タスクフォース、ソルベンシー小委員会、保険グループ小委員会、ガバナンス・コンプライアンス小委員会、会計小委員会、保険契約小委員会等の主要な小委員会等に主要メンバーとして積極的に参画している。

## II 活動状況

### 1. 金融危機を踏まえた対応

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、国際的に活動する保険グループの効率的な監督のための共通の評価枠組み（ComFrame：Common Framework）の策定に向け、保険グループ監督に適用される共通のグループ・ソルベンシー基準やリスク管理基準等の設計と実践に向けた取組みを開始した。また、執行委員会直下に設置された金融安定化委員会では、FSB等における議論を受け、保険セクターにおけるシステムック・リスクの分析やマクロプルデンシャル・サーベイランス・ツールの検討などを行っている。その他、IAIS・マルチMOU（多国間情報交換枠組み）への署名を促進しているほか、危機管理にかかるクロスボーダーでの協力に関する基準や報酬に関する基準・指針等の策定を行っている。

### 2. 保険監督原則、基準、指針の策定

各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために監督原則、基準、指針を策定している。2009年10月にブラジル・リオデジャネイロで開催された年次総会等において、「ソルベンシー目的のための資本リソースの構造に関する基準・指針」、「グループ監督における監督カレッジの利用に関する指針」、「グループ監督における非規制事業体の取扱いに関する指針」を新たに承認し、2010年6月までに7つの原則、17の基準、21の指針を策定している。

上記のほか、現在、各小委員会等で取り組んでいる主な作業は以下のとおり。

#### (1) 国際的に共通なソルベンシー（健全性）評価手法の策定に向けた取組み

ソルベンシー小委員会では、国際的に共通なソルベンシー評価手法の策定に向けたプロジェクトが進められており、保険グループに適用される共通のグループ・ソルベンシーやリスク管理等の国際基準の策定作業が行われている。具体的には、2008年10月に策定されたソルベンシー関係の3つ（所要資本の構造、ERM、内部モデル）の基準・指針のグループ・ベースへの拡張のための議論等を行っている。

#### (2) 保険会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み



保険会社のコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、最近の金融危機等も踏まえ、「保険会社のコーポレート・ガバナンスに関する基準・指針」の策定作業が行われている。

(3) 保険監督のための資産・負債評価のあり方の検討

ソルベンシー小委と保険契約小委員会は、共同で、保険監督のための資産・負債評価に関する基準・指針の策定作業を行っている。IASB（国際会計基準審議会）において保険契約にかかる国際会計基準の策定作業が進められていることを踏まえ、当該評価基準・指針が、保険監督目的を果たすことができる範囲において国際会計基準と平仄のとれたものとなるよう、検討を行っている。

3. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。また、我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をIAISに拠出（2009年度：3,296万円）するなどの積極的な協力を行っている。

## 第4節 ジョイント・フォーラム

### I 概要

ジョイント・フォーラム (Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) の13カ国の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時 (1996年) から本会合に参画してきている (現在は、金融庁、日本銀行が参加)。

### II 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2009事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

2009年11月 サンフランシスコ本会合

2010年2月 メルボルン本会合

2010年6月 トロント本会合

なお、2009事務年度における作業部会活動については、調査及び分析をもとに報告書の作成を行った。2010年1月には、G20の要請 (2008年11月G20ワシントン・サミット行動計画等) を受け、「金融規制の業態別特徴及び範囲のレビュー」報告書を作成・公表した。

今後もまた、新たなテーマを選定し、さらなるペーパーの作成を行う予定である。

## 第5節 一元監督者会合 (Integrated Financial Supervisors Conference)

### I 概要

金融サービスの分野においては、業態内あるいは業態を超えた金融機関のグループ化・コングロマリット化や、市場及び商品の融合、横断化といった流れが急速に進展しており、これに対応して、金融監督当局においても銀行・証券・保険の各分野を一つの組織において業態横断的に所管する必要性が高まってきている。こうした状況を受けて、1999年以降、業態横断的な監督を行っている主要国当局からトップレベル(長官クラス)の代表者が集まって、一元監督者会合が年1回開催されており、一元監督者としての金融監督上の諸課題や組織運営上の諸課題等について幅広い観点から議論を行っている。

(注) 銀行・保険を一元的に監督するOECD加盟国の金融当局(ただし、シンガポールは例外扱い)が参加国となっており、現在の参加国は、アイスランド・アイルランド・英国・オーストラリア・オーストリア・オランダ・カナダ・韓国・シンガポール・スイス・スウェーデン・デンマーク・ドイツ・日本・ノルウェー・ハンガリー・ベルギーの17カ国である。

### II 活動状況

1999年5月の第1回会合以来、これまでに12回開催され、監督手法や関連する問題につき、一元監督当局の長ないし代理が議論を行い、それぞれの組織運営の方向を探るとともに一元監督当局共通の課題等について、知見の共有を図っている。第12回会合は、2010年6月にアイルランドで開催され、一元監督者における金融危機後の監督手法、効率的な金融監督、各国当局の最近の取組み等について議論を行った。

## 第23章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も本格化してきている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

### 第1節 国際通貨基金（IMF）

#### I 概要

国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD.C.、専務理事はストロスカン元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

#### II 活動状況

##### 1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表される。

本年の当庁との協議では、欧州の金融市場の混乱や新たな国際的な金融規制が銀行に与える影響などに関する意見交換が行われた。当庁はIMFに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

##### 2. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

通常年2回刊行される「世界経済見通し（WEO：World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSR：Global Financial Stability Report）においても、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。近年で

は、世界的な金融市場の混乱を受けた今後の世界経済の見通しや世界の金融セクターに生じる損失累計額の推計、金融市場の安定化に向けてとるべき政策対応等が示され、注目を集めている。

## 第2節 経済協力開発機構（OECD）

### I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（OECE : Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD : Organization for Economic Co-operation and Development）が設立された（事務総長：グリア（2006年～））。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む31カ国が加盟している。

### II 活動状況

#### 1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。

#### 2. 経済開発検討委員会（EDRC : Economic and Development Review Committee）

OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策勧告を行っている。審査は、加盟31カ国及び重要な非加盟国について、1年半～2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2009年9月に対日経済審査報告書が公表された。

#### 3. 経済政策委員会（EPC : Economic Policy Committee）

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価したうえで、経済見通し（OECD Economic Outlook）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の勧告を行っている（年2回）。

#### 4. その他

保険委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、金融資本市場委員会（CMF : Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や情報交換が行われている。

#### 5. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、ODA予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

## 第3節 世界貿易機関（WTO）

### I 概要

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、153カ国が加盟している（2010年6月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最恵国待遇（MFN）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律等の枠組みを定めている。

### II 活動状況（金融サービス分野）

#### 1. 経緯

2000年2月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。

2005年12月に開催された第6回閣僚会議（於：香港）において、従来交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。交渉は2006年7月に一旦中断した後2007年1月に再開されたが、2008年7月の閣僚会合でモダリティ合意にいたらず交渉が決裂した。

（参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

#### 2. 最近の活動状況

##### （1）金融サービス交渉の構図

今次ラウンドでは、四極（日、米、加、EC）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

##### （2）リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界団体の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年6月）、改訂リクエスト（2005年2月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善

を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は、初期オファー（2003年3月）、改訂オファー（2005年6月）を提出した。

### （3）共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005年12月の閣僚会議で合意されたプルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国（日、米、EU、加、豪、ノルウェー等）が主要な新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対し、金融分野におけるリクエストを2006年2月末に共同で提出した（我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの）。

2006年から現在まで4回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき発言が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後等に二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明してきており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されている。

### （4）ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が中断した後、調整が続けられ、2007年1月に交渉再開が合意された。その後、4回の金融プルリ交渉を行った他、高級実務者レベルを含め二国間協議を行った。また、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年2月に議長報告書、5月に改訂議長報告書が発出された。2008年7月、モダリティ合意を目指して閣僚会合が開催されたが、農業及び非農産品の市場アクセス（NAMA：Non-Agriculture Market Access）交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。その後、2009年内に4回、2010年6月までには2月、4月、6月の計3回、WTOサービス・クラスター会合が開催され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。



## 第4節 経済連携協定（EPA）

### I 概要

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002年11月発効、その後2007年9月改正議定書発効）、メキシコ（2005年4月発効）、マレーシア（2006年7月発効）、チリ（2007年9月発効）、タイ（2007年11月発効）、インドネシア（2008年7月発効）、ブルネイ（2008年7月発効）、フィリピン（2008年12月発効）、ASEAN全体（2008年12月発効）、ベトナム（2009年10月発効）及びスイス（2009年9月発効）との間で既にEPAが発効している。現在、湾岸協力理事会（GCC）諸国、インド、オーストラリア及びペルーとの間でEPA交渉を行っている（韓国との交渉は2004年以降中断中）。（資料23-4-1参照）

### II 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上についても積極的に議論を行ってきた。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、EPA発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている（具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ、インドネシア、ベトナム及びスイスとのEPAの下で、金融当局間の対話を行う枠組みを設け、金融機関の相互進出の促進や資本市場の整備の方策等について相手国の規制監督当局と議論を行なっている）。

## 第5節 金融活動作業部会（FATF）

### I 概要

#### 1. 金融活動作業部会（FATF）

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在34カ国・地域及び2国際機関が参加（参加国詳細については下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2004年5月のOECD閣僚理事会での合意により、2012年までの活動期間延長が決定している。

参加国・地域及び国際機関（2010年6月30日現在）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港・中国、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATFの主な役割は、

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国におけるFATF勧告の遵守状況の監視
- ③ 汎世界的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大
- ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究である。

#### 2. 「40の勧告」及び「9の特別勧告」（FATF勧告）

「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたるマネー・ローンダリング対策の基本的枠組みであり、これと併せて「9の特別勧告」は、テロリズムとテロ行為に対する資金供与を探知し、防止し、抑止する上での基本的な枠組みである。IMF/世銀、FATF型地域機関においてもマネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際的基準として認められている。

#### 3. FATF相互審査

FATF勧告遵守状況に関し、FATF参加国間にて相互審査を実施しており、そ

の審査報告書は、F A T F全体会合での議論を経て採択される。

被審査国は、相互審査において不合格(勧告が履行されていない、又は履行が不十分)と評価されたF A T F勧告において、重要勧告(F A T F勧告のうち特に重要とされる16の勧告)が合格と評価されるまで、不合格項目全てのフォローアップ実施状況をF A T Fに対し継続的に報告する必要がある。(初回は相互審査から2年後、その後は原則として1年毎に報告。)

#### 4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

F A T F勧告の遵守が不十分な国・地域(F A T Fメンバーに限らない)に対して、是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題を取り扱う作業部会としてI C R G (International Cooperation Review Group)がある。F A T Fは、2007年10月以降、I C R Gプロセスを経て特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策・規則等に重大な戦略的欠陥があること等、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

## II 活動状況

### 1. 第3次相互審査

2009年7月から2010年6月において、F A T Fは、オランダ領アルバ、ニュージーランド、ルクセンブルグ、ドイツ、ブラジル、サウジアラビアの相互審査報告書を採択、公表した。韓国については、2009年6月、相互審査報告書が採択され(相互審査には我が国から審査官を派遣)、同年10月、F A T F加盟が承認された。インドの相互審査及びF A T F加盟については、2010年6月のF A T F会合において相互審査報告書が採択され、また、不合格とされた勧告改善へのアクションプランが支持されたことから、F A T Fへの加盟が承認された。

### 2. 第4次相互審査に向けたF A T F基準の見直し

現在行われている第3次相互審査とは別途、第4次相互審査に向けてのF A T F基準の見直しを行うため、F A T F作業部会内に専門家会合が設立されている。同専門家会合は、2009年12月、2010年2月、3月、5月、6月に開催され、第3次相互審査基準におけるF A T F勧告履行上の問題点等を踏まえ、F A T F基準改訂に向けた議論が行われた。

### 3. マネー・ローンダリング及び・テロ資金供与対策における非協力的な国・地域の特定

2009年4月のロンドン・サミットにおけるG20からの要請に基づき、4つの地域(アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア)毎の分析及び検証のための4つのグループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始し、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、F A T Fは非協力国・地域特定の為の手続き、各国の

F A T F 勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2009年10月のF A T F・I C R G会合では、レビューグループが検証及び分析の報告を行い、その結果に基づき、焦点を絞った第2次検証の対象となる国・地域を決定した。また、これまでF A T Fにより非協力国・地域として公表されていたイラン、パキスタン、トルクメニスタン及びサントメ・プリンシペに関し、再度、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策・規則等に重大な戦略的欠陥があり、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出した。

その後、2010年2月、これまでの非協力国・地域として特定されていたイラン、パキスタン、トルクメニスタン及びサントメ・プリンシペに加えて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に重大な戦略的欠陥があり、改善に向けたアクションプランに政治的コミットメントが無い国として、アンゴラ、北朝鮮、エクアドル及びエチオピアを新たに加え、声明を発出すると共に重大な戦略的欠陥を有するが、改善に向けたアクションプランに政治的コミットメントがある20カ国・地域を特定し、公表した。

2010年6月においては、イラン、北朝鮮及びサントメ・プリンシペを非協力国・地域として、重大な戦略的欠陥を有するが、改善に向けたアクションプランに政治的コミットメントがある25カ国・地域について声明を発出した。

(参考)

ロンドン・サミット 金融システムの強化に関する宣言（2009年4月2日）（抜粋）  
タックス・ヘイブン及び非協力的な国・地域

我々は、金融安定理事会及びF A T Fに対し、次回G20財務大臣・中央銀行総裁会議において、各国による基準の採用と実施について報告を行うことを求める。

ピッツバーグ・サミット テロ対策に関する宣言（2009年9月25日）（抜粋）

我々は、資金洗浄とテロ資金供与に対する闘いにおける、金融活動作業部会（F A T F）の取組による進展を歓迎し、F A T Fに対し、リスクの高い国・地域のリストを2010年2月までに公表することを求める。

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2010年4月23日）（抜粋）

我々は、資金洗浄やテロ資金供与に対する闘いにおける、とりわけ戦略上の欠陥を有する国・地域についての声明を本年2月に発出した点での、金融活動作業部会（F A T F）の前進を歓迎する。

#### 4. カバーペイメントへの取組み

F A T Fでは、2009年5月にバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）が公表した「クロスボーダー電信送金についてのカバーペイメント通信文に関するデューデリジェンス及び透明性」と題するガイダンスペーパーをもとに、カバーペイメントにおける問題点について、2009年10月、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策上、カバーペイメントの透明性を高めるため、F A T F基準の特別勧告VII（電信送金）の適切性についての見直しを検討していくといった方向性をF A T F声明で表明し、プロジェクトを開始した。

その後、カバーペイメント取引に関し、悪用の事例、新たに導入された電信送金用

メッセージフォーマットである MT202COV のインパクトについて、各国の規制及び監督枠組みについて参加メンバーに対して調査を行い、仕向銀行の義務、中継銀行の義務、受益者情報を中心にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策上の問題点について議論が行われた。また、民間金融機関とのさらなる対話により実務面における情報収集を行った。

(参考) カバーペイメントとは、海外送金を行う際に、仕向銀行と被仕向銀行との間に  
コルレス関係（国外銀行との間で外国為替取引に関する業務提携契約を締結している関係）がない場合、中継銀行を通じて送金資金の付替えを行うことをいう。

## 第6節 アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）

### I 概要

アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために、1997年2月にシンポジウム（バンコク）で設立されたフォーラムであり、日本を含む39カ国・地域が参加している（参加国詳細については下記参照）。

### II 活動状況

#### 1. 主な活動内容

- ① アジア太平洋地域におけるFATF勧告（40の勧告及び9のテロ資金特別勧告）の実施の進展及び促進
- ② 域内諸国・地域におけるマネー・ローンダリング防止に関する法律の立法化の促進
- ③ 参加国のマネー・ローンダリング対策の実施状況の相互審査
- ④ 域内におけるマネー・ローンダリングの手法の評価及び技術支援
- ⑤ マネー・ローンダリングに対処するための域内の共同イニシアチブ促進に関するFATFとの連絡調整

参加国・地域（2010年6月30日現在）

オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、台湾、クック諸島、フィジー諸島共和国、香港、インド、インドネシア共和国、日本、大韓民国、ラオス人民共和国、マカオ、マレーシア、マーシャル諸島共和国、モンゴル国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ネパール王国、ニュージーランド、ニウエ、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、フィリピン共和国、サモア独立国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、トンガ王国、アメリカ合衆国、バヌアツ共和国、アフガニスタン・イスラム共和国、カナダ、ベトナム社会主義共和国、ソロモン諸島、モルディヴ共和国、東ティモール民主共和国、パプアニューギニア独立国

#### 2. 主要会議

##### （1）年次会合

「総会」に相当する年次会合は、1998年3月に東京で第1回会合が開催されて以後、毎年1回開催されており、活動方針の策定、新規加盟の承認、相互審査の結果承認等の重要事項の決定が行われている。

##### 近年の開催地

第1回	1998年（平10）	3月	東京
第2回	1999年（平11）	8月	マニラ
第3回	2000年（平12）	5月	シドニー
第4回	2001年（平13）	5月	クアラルンプール
第5回	2002年（平14）	6月	ブリスベーン
第6回	2003年（平15）	9月	マカオ
第7回	2004年（平16）	6月	ソウル
第8回	2005年（平17）	7月	ケアンズ
第9回	2006年（平18）	7月	マニラ
第10回	2007年（平19）	7月	パース
第11回	2008年（平20）	7月	パリ
第12回	2009年（平21）	7月	ブリスベーン
第13回	2010年（平22）	7月	シンガポール（予定）

## (2) タイポロジー会合

マネー・ローンダリングの手口、傾向等について専門的な分析、情報交換を行う会議として、通常年1回開催されている。1999年3月に第1回会合が日本で開催された。2009年10月にカンボジアにおいて開催された会合では、証券業界におけるマネー・ローンダリングの脅威、チャリティーを通じてのテロ資金供与の増大傾向等について意見交換が行われた。

## 第24章 海外の金融当局との連携強化

### I 金融監督者間の2国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融監督当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施している。アジアとの連携強化については、2009年7月に日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行の実務者による「マクロ経済・金融安定化ワークショップ」の会合に参加した他、2010年3月に第3回日中韓金融監督ハイレベル会合、第5回日中韓金融監督協力セミナーを東京にて主催し、中国、韓国の金融監督当局と金融分野の議論等を行なった。また、フィリピン、マレーシアと経済連携協定（EPA）に基づく金融協議を開催した。

（最近の主な金融協議等）

- 2009年7月 第2回日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップ（上海）
- 2009年7月 日中金融協議（保険）（東京）
- 2009年8月 日独財務金融協議（東京）
- 2009年8月 第2回日マレーシア金融協議（クアラルンプール）
- 2009年10月 日中金融協議（銀行）（北京）
- 2009年10月 日中金融協議（証券）（東京）
- 2009年11月 第1回日フィリピン金融協議（マニラ）
- 2009年12月 第9回日韓金融協議（東京）
- 2010年2月 日EU規制改革対話（東京）
- 2010年3月 日台金融協議（東京）
- 2010年3月 第3回日中韓金融監督ハイレベル会合、第5回日中韓金融監督協力セミナー（東京）
- 2010年5月 日中韓IT監督協力セミナー（ソウル）
- 2010年5月 日中金融協議（証券）（東京）
- 2010年6月 日米ハイレベル証券市場対話（ワシントン）

### II 金融庁の技術支援の取組み

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を一元的に監督する立場（integrated regulator）から、我が国の経験や前述の国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融当局との連携強化に努めることも重要な役割となっている。

また、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国と緊密な関係を有す



るアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、金融庁は技術支援の実施を通じたアジアの新興市場国の金融当局の能力向上や人材育成に積極的に取り組んでいる。

#### 1. 保険監督者セミナー

2010年1月に、アジア新興市場国7カ国の保険監督当局者（計7名）を対象に、「第6回保険監督者セミナー」を開催した。当セミナーでは、金融庁及び我が国保険業界から、我が国の保険規制・監督、保険会社のリスク管理等について講義を行った。

#### 2. 証券監督者セミナー

2010年2月に、アジア等の新興市場国に対する技術支援の一環として、アジアを中心とする新興市場16カ国から、証券市場規制監督担当者24名を招き、「アジア等新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」（東京セミナー）を開催した。当セミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁・証券取引等監視委員会の職員、自主規制機関の職員などによる講義等を行った。また、当セミナーの参加者は、OECD及びアジア開発銀行研究所が主催した「第11回アジア資本市場改革ラウンド・テーブル」を聴講した。

#### 3. 銀行監督セミナー

2010年3月に、アジア新興市場国4カ国の金融監督当局担当者（計7名）を対象に、銀行監督・検査等に関する制度の立案・実務について研修を開催した。当セミナーでは、金融庁職員から、我が国における銀行監督制度の変遷や運営、国際的な議論などについて講義を行った。